

特別な教育的支援を必要とする子供への

サポートブック



茨城県教育委員会

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/index.html>

発刊によせて



茨城県教育委員会では、特別支援学校のセンター的機能の強化を図るため、平成25年度より特別支援学校機能強化事業（文部科学省委託事業）を実施し、医師や大学教授、心理学の専門家等を活用した実践研究（授業研修、ケース会議等）に取り組んでまいりました。

また、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員や保護者を対象に、研修会や講演会、個別相談等を実施し、地域への支援（センター的機能）の充実にも努めてまいりました。

本書では、本事業をとおして得られた成果等を踏まえ、各学校（園）に在籍する特別な教育的支援を必要とする子供への指導や支援を行う際に参考となる基本的な考え方や支援事例等をまとめました。学級担任をはじめ、特別な教育的支援を必要とする子供にかかわる教員が、子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実させるために活用いただければ幸いです。

最後になりましたが、本書を作成するにあたり、多大なご尽力をいただきました作成委員の皆様に深く感謝申し上げます。

平成27年3月

茨城県教育委員会教育長
小野寺俊

< 目 次 >

第1章 はじめに

1 特別支援学校のセンター的機能	
(1) 「センター的機能」とは	2
(2) 特別支援学校のセンター的機能の活用	2
2 特別支援学校の専門性向上	
(1) 特別支援学校機能強化事業（文部科学省委託事業）	5
(2) 本書の発刊と活用	5

第2章 特別な教育的支援を必要とする子供への支援の考え方

1 一人一人の子供についての理解を深めるために	8
2 学級づくりや授業づくりにおける「集団指導」と「個別支援」	9
3 学習指導における個別支援（個別の指導）	9
4 個々の障害の特性等に応じた合理的配慮	
(1) 合理的配慮・基礎的環境整備とは	11
(2) 合理的配慮の観点と障害の特性等に応じた配慮例	12
5 チームによる支援	
(1) チームで情報共有	14
(2) 支援員との連携	15
(3) 関係機関との連携	16
(4) 相談や支援を受けられる機関等	18

第3章 個々の教育的ニーズに応じた支援のために

1 見えにくさのある子供への支援	
(1) 見えにくさのある子供の見え方	22
(2) 各発達段階における見えにくさへの配慮	24
(3) 見えにくさに応じた生活環境の整備	25
(4) 見えにくさのある子供への学習支援	26
(5) 見えにくさのある子供への生活支援	30
2 聞こえにくさのある子供への支援	
(1) 聴こえにくさと補聴器・人工内耳	32
(2) 環境・設備面、コミュニケーション面での配慮	34
(3) 学習面での配慮	36
(4) 友達とのかかわり	39
(5) 聴こえにくさのある子供の心理的な問題	39
3 発達障害等※や知的発達に遅れのある子供への支援	
(1) 活動に集中することが難しい子供への支援	40
(2) 集団での活動が苦手な子供への支援	42
(3) 書字に困難を示す子供への支援	44
(4) 友達とのかかわり方が分からぬ子供への支援	46
(5) 身のまわりのことに一人で取り組むための支援	48
(6) 登校しづりがみられる子供への支援	50

4 肢体不自由や病気、心のケアが必要な子供への支援	
(1) 車いすを使用している子供への支援	52
(2) 心理的な安定を図るための支援	57
5 安全で適切な食事をするための支援	
(1) 偏食のある子供への支援	60
(2) 上手にかむことができない子供への支援	62
(3) 食べることがはやい子供への支援	63
(4) 箸が上手に使えない子供への支援	64
(5) ダウン症の子供への食事指導	65
6 卒業後に向けた支援	
(1) 就労に向けた支援～卒業後の就労に向けた具体的な支援～	66
(2) 進学に向けた支援	69
7 まわりの子供への支援	
(1) まわりの子供に知つてほしいこと	71
(2) 互いを「知り」「認める」ために大切なこと	72
8 家庭との連携、保護者との信頼関係づくり	
(1) 日常的な取組	73
(2) 保護者との面談では	74
(3) ケースに応じた対応	74

第4章 巻末資料

【資料1】『生徒指導リーフ』シリーズ等の紹介	76
【資料2】インクルーシブ教育システム構築支援データベースの紹介	78
【資料3】盲学校の教育相談等	80
【資料4】聾学校の教育相談等	81
【資料5】キャリア教育と職業教育・進路指導	82
【資料6】各ライフステージにおけるキャリア教育	83
【資料7】小学校・中学校・高等学校段階におけるキャリア発達	84
【資料8】茨城県内の障害者の就労状況	85
【資料9】障害者の雇用と働く障害者を支援する法律	86
★ 参考文献・資料	87
★ 作成委員等	90

※発達障害等：高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語障害等



第1章 はじめに

1 特別支援学校のセンター的機能

(1) 「センター的機能」とは

特別支援学校が、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を担うことです。幼稚園、小・中学校、高等学校等からの要請により、特別な教育的支援を必要とする子供への支援や教員への助言・援助、保護者への教育相談を行うこととなっています。特別支援学校のセンター的機能については、学校教育法第74条で規定され、特別支援学校学習指導要領においては表1のとおり示されています。

表1 学習指導要領における「センター的機能」に関する事項

特別支援学校 学習指導要領 (P48)	第1章総則 第4指導計画の作成等に当たっての配慮すべき事項 (16) 小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。
---------------------------	---

特別支援学校は、図1のように、特別支援教育コーディネーターが中心となり、要請に応じて様々な相談・支援に応じていますが、必要に応じて医療や福祉、労働等の関係機関と連携したり、他の特別支援学校と協力したりしてセンター的機能の充実を図っています。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
 - 障害のある児童生徒に対する個別の指導内容・方法について助言
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
 - 就学前の子どもに対する指導及びその保護者からの相談
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
 - 通級による指導
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
 - 関係機関と連携し、個別の教育支援計画を策定
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
 - 小・中学校等の教員に対する研修の講師を務める。
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能
 - 点字図書の貸し出しや知能検査の実施等

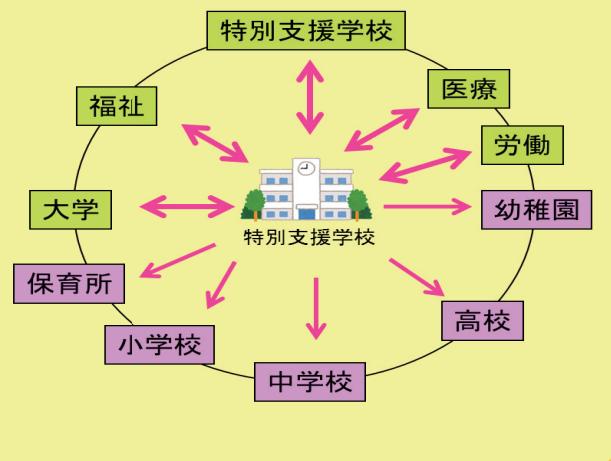


図1 特別支援学校のセンター的機能の具体例（文部科学省資料より抜粋）

(2) 特別支援学校のセンター的機能の活用

ア 茨城県内の特別支援学校

茨城県には、平成26年5月1日現在で、23校（県立21校、国立1校、市立1校）の特別支援学校が設置されています。（各特別支援学校の配置図等は、図2参照）

23校の特別支援学校の内訳は、視覚障害1校、聴覚障害2校、知的障害16校、肢体不自由2校、病弱・身体虚弱1校、知的障害・肢体不自由の併設1校となっています。

なお、平成28年4月1日に、県立常陸太田特別支援学校が開校予定です。（平成27年4月1日に、小学部のみ先行開校）

イ 特別支援教育巡回相談

茨城県では、平成 16 年度から特別支援教育支援体制整備事業の一環として「特別支援教育巡回相談」を実施しています。

県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターのうち 35 名（平成 26 年 5 月 1 日現在）を巡回相談員として指名し、幼稚園、保育所（園）、小・中学校、高等学校等の要請に応じて、必要な助言や援助、教育相談を行う体制を構築しています。

障害のある子供が、学校や家庭、地域社会の中で、自分らしく生活・学習していくために必要となる支援を充実することを目的に、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、個々のニーズに応じた支援や相談に応じています。

各特別支援学校には、名称は様々（「地域支援センター」等）ですが、地域への支援を担当する部署があり、図 3 に示すような支援を行っています。

3 ページに各特別支援学校の連絡先が掲載されていますので、教育相談等を希望する場合には、各学校（園）から地域の特別支援学校に直接連絡してください。



図 3 特別支援学校における地域への支援例

2

特別支援学校の専門性向上

(1) 特別支援学校機能強化事業（文部科学省委託事業）

平成 25 年度から文部科学省委託事業として始まった本事業は、「特別支援学校の専門性向上」と「特別支援学校のセンター的機能の強化」を大きな柱としています。

茨城県においても平成 25 年度から本事業に取り組み、医師や歯科医師、大学教授等の専門家を活用し、特別支援学校において障害のある子供への理解を深め、授業の改善を図るための実践研究等をとおして、特別支援学校の専門性向上に努めてきました。また、その専門性を生かして、地域の小・中学校等の教員や保護者等を対象に相談業務を行い、センター的機能の充実にも取り組んできました。

平成 25 年度は、「食べる機能に障害のある子供への安全で適切な食事指導」をテーマに、平成 26 年度は、地域のニーズにより応じていくために、県立特別支援学校全校（21 校）で表 2 に示す 6 つのテーマで実践研究等に取り組んできました。

平成 26 年度の本事業の概要については、6 ページの図 4 のとおりです。

表 2 平成 26 年度のテーマとその内容

テーマ	主な取組内容	対象校
① 視覚障害	・視覚障害の特性等に応じた I C T 機器等を活用した支援の充実等	1 校
② 聴覚障害	・聴覚障害の特性等に応じた言語発達を促す指導の工夫・改善等	2 校
③ 発達障害等	・発達障害等の特性等に応じた I C T 機器等の活用による学習指導の工夫・改善等	4 校
④ 自立活動	・障害（知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱）の特性等に応じた実態把握や自立活動の工夫・改善等	7 校
⑤ 食事指導	・食べる機能に障害のある子供への P D C A サイクルを意識した安全で適切な食事指導の工夫・改善等	4 校
⑥ キャリア教育	・障害のある子供への将来の生活を見据えた上でのキャリア教育の視点を踏まえた指導改善、関係機関との連携等	3 校

(2) 本書の発刊と活用

本事業では、医師や歯科医師、大学教授等の専門家を活用して、実態把握の方法や日々の授業実践、学習評価の工夫・改善等に関する実践研究等により、各特別支援学校の教員の専門性向上を図ってきました。

本書では、その実践研究等で得られた成果をもとに、特別な教育的支援を必要とする子供への支援をする上で参考となる基本的な考え方や支援事例等をまとめました。学級担任をはじめ、特別な教育的支援を必要とする子供にかかる教員が、個々の教育的ニーズに応じた支援を充実する参考となることを願っています。

また、本書は茨城県教育委員会ホームページからダウンロードすることもできます。ぜひ、ご活用ください。

<ダウンロード先>茨城県教育委員会ホームページ（特別支援教育課のページ）

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/tokubetsushien/index.html>

平成 26 年度特別支援学校機能強化事業（文部科学省委託事業）

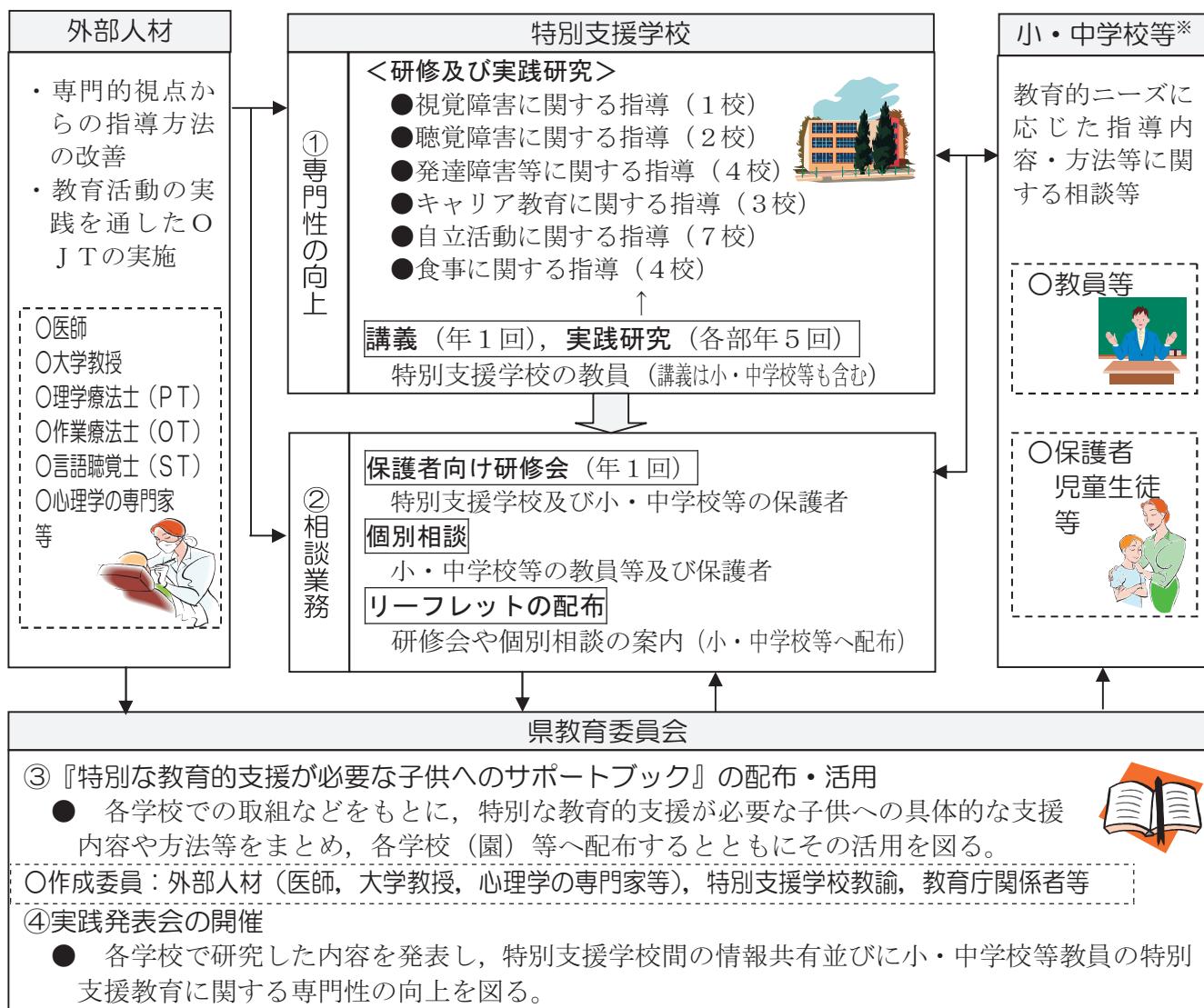
目的

- ◎ 特別支援学校において、外部人材（医師、大学教授、心理学の専門家等）の活用や専門性向上のための研修等を実施し、特別支援学校の専門性の向上を図るとともに、特別支援学校間での役割分担や連携をもとにした地域の小・中学校等に対するセンター的機能を充実させる。

概要

＜期間＞ 平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月

＜対象校＞ 県立特別支援学校 21 校



計画

4月 5月

2月

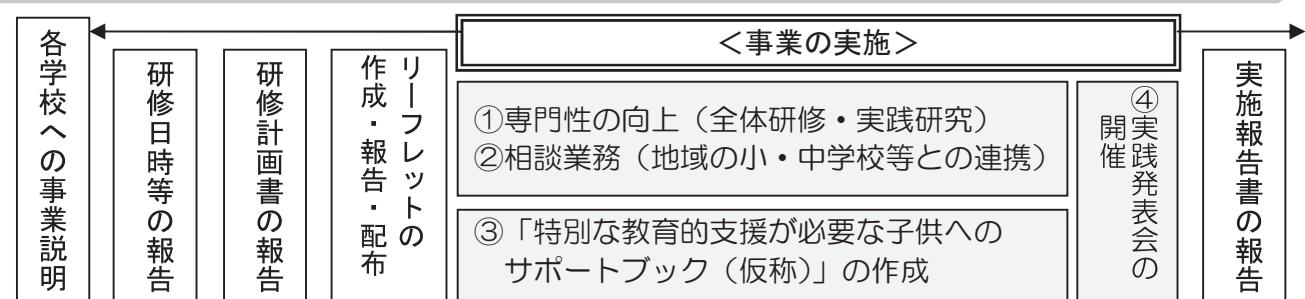


図 4 平成 26 年度特別支援学校機能強化事業のイメージ（概念図）

第2章

特別な教育的支援を必要とする子供への支援の考え方

1

一人一人の子供についての理解を深めるために

一人一人の子供は、それぞれ違った能力・適性、興味・関心等を持っています。また、一人一人の子供を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、学級（ホームルーム）担任の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加えて、学年の教員、教科担任、部活動等の顧問等によるものを含めて、広い視野から子供を理解することが大切です。

一人一人の子供を理解するためには、一人一人の子供を客観的かつ総合的に認識することが第一歩であり、日ごろから一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうとする姿勢が重要です。

一方、学校においては、集団での活動や生活を基本とすることから、学級や学校での子供相互の人間関係の在り方は、子供の健全な成長と深くかかわっています。子供一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていくことのできる望ましい人間関係づくりは極めて重要です。

そのために、主体的に取り組む共同的な活動を通して、子供自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくことを目指す「絆づくり」と、子供が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供することを目指す「居場所づくり」は、不可欠な要素です。

『生徒指導提要』（文部科学省発行）の中でも、以下のように、生徒指導を進めていく上で、一人一人の子供を理解することの大切さ等について示しています。

- ・生徒指導は、一人一人の子供の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。
- ・教育課程の内外において一人一人の子供の健全な成長を促し、子供自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指す。
- ・生徒指導は、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものであり、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要である。
- ・生徒指導を進めていく上で、一人一人の子供についての理解の深化を図ることが基盤となり、子供一人一人が、社会の中で自分らしく生きることができる大人へと育つように、その成長・発達を促したり支えたりしていくことが大切である。

＜ワンポイント＞

「絆づくり」・・・子供が主体

「居場所づくり」・・・教職員が主導



※生徒指導の視点から
みた授業づくりの実
践事例については、
『授業スタイルブッ
ク』（茨城県教育委員
会発行）を参照くださ
い。

（『生徒指導リーフ（Leaf. 2）絆づくりと居場所づくり』（国立教育政策研究所発行）より抜粋）

※『生徒指導リーフ』及び『生徒指導リーフ増刊号』については、卷末資料1（76ページ）参照

2

学級づくりや授業づくりにおける「集団指導」と「個別支援」

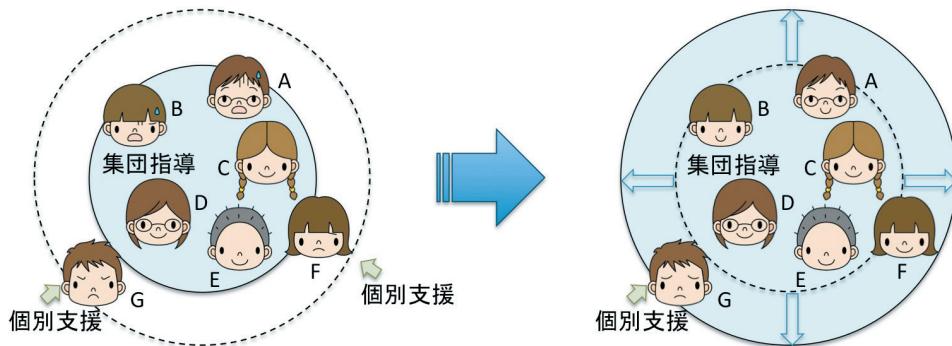
子供をよりよく理解することに加え、どの子供にとっても安心して学べる学級づくりや、分かりやすい授業づくりは非常に大切な視点です。

特に、発達障害やその傾向のある子供等、特別な教育的支援を必要とする子供が在籍する学級では、学級担任や教科担任等の教員は、次の2つの視点での対応が求められます。

集団指導	「つまずきやすい」子供だけでなく、すべての子供が互いの特性等を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする集団づくりを進める、分かりやすい授業づくりを進める等。
個別支援 (個別指導)	「つまずきやすい」子供に対して、個に即した助言や支援を行う、取り出し授業や補習授業を行う等。

<ワンポイント>

「困難」を感じている子供全員を視野に入れ、「一人一人を大切にした集団づくり」を進める際のイメージ



上の左の図のような状態は、FさんやGさん、また場合によってはAさんやBさんにとっても、学級が落ち着ける場所となっていません。そこで、F・Gさんはもとより、A・Bさんの感じている「困難」も視野に入れ、子供が自他の個性を尊重し合い、互いに協力して共に伸びていこうとする集団づくり(右図)を行うことにより、どの子供も落ち着ける場所(居場所づくり)，すべての児童生徒が活躍できる場面(絆づくり)を実現し、安心して学べる学級づくりを進めていきます。

学級づくりだけでなく、授業づくりにおいても同じことが言えます。A・B・F・Gさんの感じている「困難」を踏まえ、すべての子供に分かりやすい授業づくりを進めることが大切です。『生徒指導リーフ(Leaf.3) 発達障害と生徒指導』(国立教育政策研究所発行)より抜粋)

3

学習指導における個別支援（個別の指導）

特別な教育的支援を必要とする子供の多くが、学習を進める上で何らかの困難を感じています。子供の実態に応じて、学習指導における個々の教育的ニーズに応じた配慮や支援内容・方法、学習評価の方法等を考えていくことが求められます。

次の図5は、学習指導（授業）において子供が感じる学習上の困難や、個々の教育的ニーズに応じた配慮や支援の例を示しています。

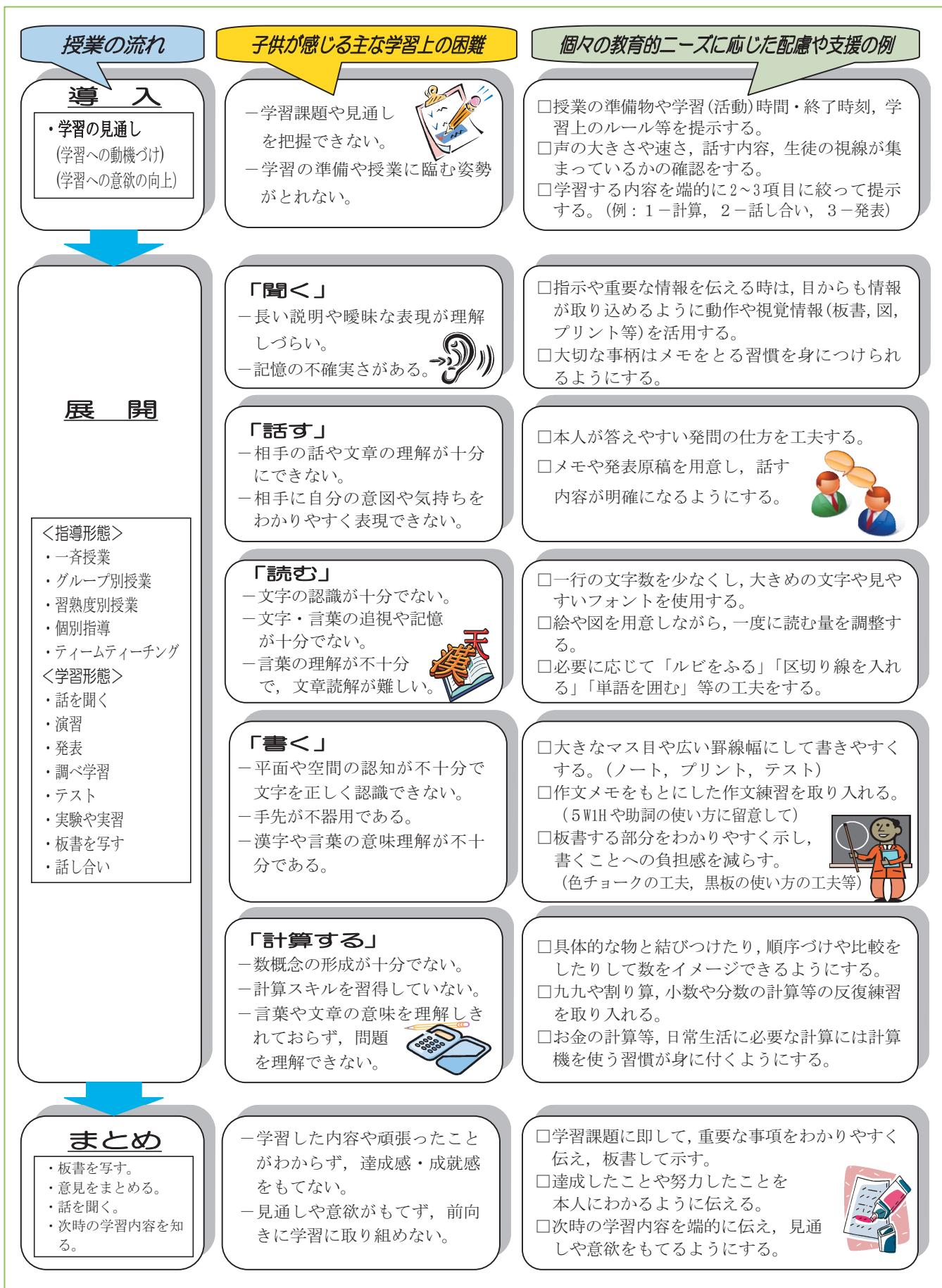


図5 学習指導（授業）における学習上の困難と個に応じた配慮・支援の例
（『みんなで取り組もう 高等学校における特別支援教育』（茨城県教育委員会発行）より抜粋）

4

個々の障害の特性等に応じた合理的配慮

(1) 合理的配慮・基礎的環境整備とは

障害者の権利に関する条約（平成 26 年 1 月 20 日批准）第 2 条において、「合理的配慮」については以下のとおり定義されています。

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

また、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下、「中教審報告」という。）の中では、障害者の権利に関する条約の定義に照らし、「合理的配慮」を以下のように示しています。

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

「合理的配慮」は、一人一人の子供の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定・提供され、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましいと考えられます。

なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会（仮称）」の助言等により、その解決を図ることが望ましいと中教審報告の中では示しています。

また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要です。さらに、合理的配慮の決定後も、一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることも大切なポイントです。

さらに、移行時（幼稚園→小学校、中学校→高等学校等）における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要です。

「基礎的環境整備」は、合理的配慮の基礎となる環境整備であり、国、都道府県、市町村は、必要な財源を確保し、その充実を図っていくことが求められています。

図 6 に、合理的配慮と基礎的環境整備の関係を示しています。

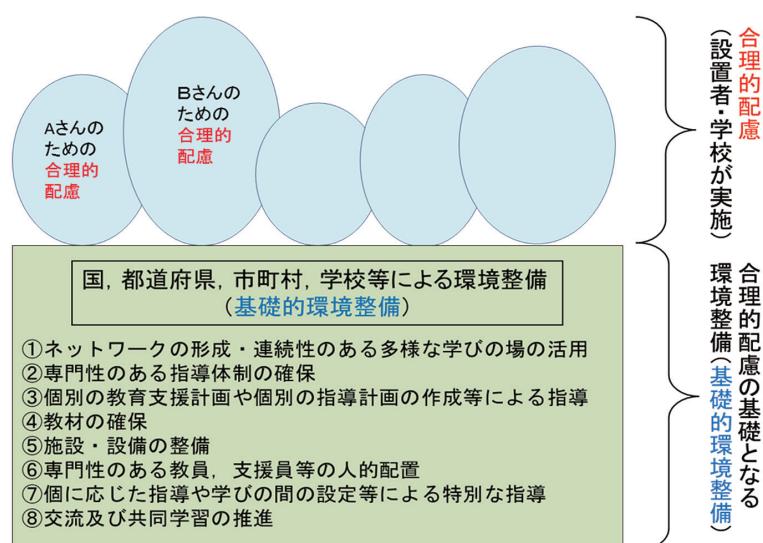


図 6 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

(2) 合理的配慮の観点と障害の特性等に応じた配慮例

中教審報告において、合理的配慮の観点について整理するとともに、障害種別の合理的配慮は、その代表的なものと考えられる配慮例を示しており、一人一人の子供の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましいとされています。

「現在必要とされている合理的配慮は何か」、「何を優先して提供するか」等について、関係者（設置者と学校、本人・保護者）間で共通理解を図る必要があります。

また、複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の合理的配慮を柔軟に組み合わせることが適当です。

ア 学校教育における合理的配慮の観点

これまで学校においては、障害のある子供への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、設置者・学校、本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられます。

そのため、文部科学省は、平成25年度から「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例から「合理的配慮」のデータベース化を行っています。

表3では、学校教育において必要とされる合理的配慮の観点を示しています。個々の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた具体的な合理的配慮については、設置者・学校及び本人・保護者の間で合意形成を図った上で、決定・提供されることが重要です。

表3 学校教育における合理的配慮の観点

(1) 教育内容・方法	(1)-1 教育内容	(1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
		(1)-1-2 学習内容の変更・調整
	(1)-2 教育方法	(1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
		(1)-2-2 学習機会や体験の確保
	(1)-2-3 心理面・健康面の配慮	
(2) 支援体制	(2)-1	専門性のある指導体制の整備
	(2)-2	幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
	(2)-3	災害時等の支援体制の整備
(3) 施設・設備	(3)-1	校内環境のバリアフリー化
	(3)-2	発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
	(3)-3	災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

参考 インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）

【国立特別支援教育総合研究所ホームページ（URL: <http://inclusive.nise.go.jp/>）】

合理的配慮に関する実践事例や、インクルーシブ教育システム構築に関する情報等を検索することができます。詳しくは、巻末資料2（78～79ページ）を参照ください。

イ 合理的配慮の観点ごとの障害種別の配慮例

ここでは、表3に示す観点のうち、「(1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮」についての配慮例を示します。

障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材（ICT及び補助用具を含む）の活用についても配慮することが必要です。

なお、13ページの表4に示している配慮例は、すべての場合を網羅してはおらず、これ以外は提供する必要がないということではないことに留意する必要があります。

表4 「(1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮」の配慮例

視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> 見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。（聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ことができないもの（遠くのものや動きの速いもの等）を確認できる模型や写真 等） 視覚障害を補う視覚補助具やICTを活用した情報の保障を図る。（画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア 等）
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> 聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。（分かりやすい板書、教科書の音読箇所の位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用 等） 聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。（座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策（使用済みテニスボールの利用等）、防音環境のある指導室、必要に応じてFM式補聴器等の使用 等）
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。（文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用 等）
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> 書字や計算が困難な子どもに対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。（書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話し言葉が不自由な子どもにはコミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）の活用 等）
病弱	<ul style="list-style-type: none"> 病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人のコミュニケーションの機会を提供する。（友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験等）
言語障害	<ul style="list-style-type: none"> 発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。（筆談、ICT機器の活用等）
自閉症・情緒障害	<ul style="list-style-type: none"> 自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。（写真や図面、模型、実物等の活用） 細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。
学習障害	<ul style="list-style-type: none"> 読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。（文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える 等）
注意欠陥多動性障害	<ul style="list-style-type: none"> 聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。（掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり 等）
重複障害	<ul style="list-style-type: none"> 障害の重複の状態と学習の状況に応じた適切なコミュニケーション手段を選択するとともに、必要に応じて状況説明を含めた情報提供を行う。（補聴器、弱視レンズ、拡大文字、簡単な手話の効果的な活用 等）

(文部科学省中教審報告（平成24年7月）より一部抜粋)

5 チームによる支援



一人で悩みを抱え込んでいる先生はいませんか？



通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする子供への適切な対応が求められています。各学校（園）の管理職や特別支援教育コーディネーターを中心に、『チームで支援』できる体制を整え、教員が一人で対応に苦慮し、悩みを抱え込むことのないようにしていく必要があります。

(1) チームで情報共有

ア 校内委員会

校長、副校長・教頭、コーディネーター、学級担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成します。場合によっては、**保護者や特別支援教育支援員**（以下、「支援員」と記す）、**関係機関の職員**が加わることもあります。

ケース会議は、対象の子供と直接かかわりのある担任や学年主任、養護教諭等の少人数でチームを組むと、効率的に話し合いができる場合もあります。



イ 個別の指導計画の活用

通常の学級において特別な教育的支援が必要な子供に対しては、担任とコーディネーターが連携し、「個別の指導計画」を作成・評価することで、P D C Aサイクルに基づく適切な指導や必要な支援につながります。

参考 作成・評価のメリット

- ・具体的な目標や「誰が」「いつ」「どこで」「どのように」支援するのかが明確になる。
- ・情報を共有することで小さな変容が見え、共通認識の下、指導や支援を行うことができる。
- ・スマールステップで取り組む等、個々の子供に合った指導や支援ができる。

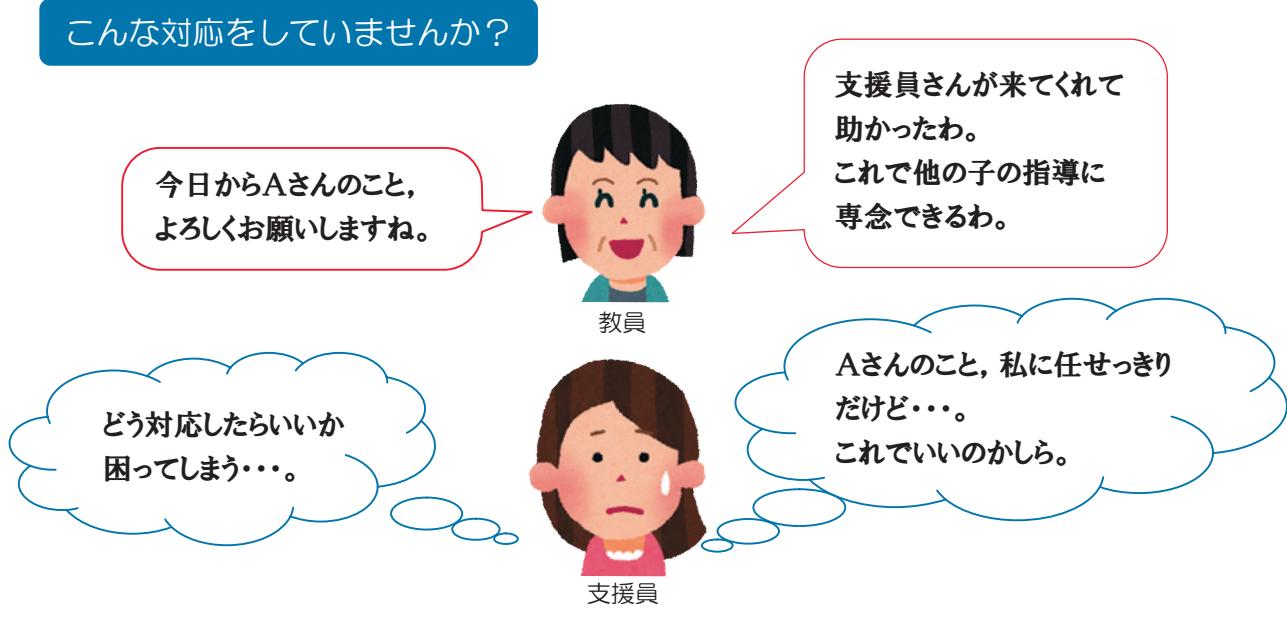
※作成後は定期的に評価を行い、目標・内容を見直していく必要があります。

<個別の指導計画の例>

本人・保護者の願い	※「～なので、～ができるようにならう。」等のように記入する。	良い点	※本人の得意なこと・好きな活動等を記入する。
学期	目標	支援内容・方法	評価（改善した点や課題）
1 学期	※達成可能な短期目標を具体的に記入する。	※短期目標を達成するための具体的な支援内容・方法を記入する。	A ※子供のわずかな変容でも分かりやすく記入する。 ※課題を記入し、次の目標設定等につなげる。

A : 通常の学級の担任が支援
B : T Tによる支援
C : 特別支援教育担当者による個別支援

(2) 支援員との連携



支援員とどう連携していくかは、一人一人の子供に応じた支援をする上で重要なポイントです。

<ワンポイント> 支援員との密な連携

- ・まず、支援員に対象の子供の特性や配慮点等を説明し、共通理解を図る。
- ・支援員にこまめに声をかけ、いつでも相談できる雰囲気や体制をつくる。
- ・共通理解を図る時間がない場合には、連絡ノートを活用することも有効である。



ア 支援員の配置と役割

支援員は、地方財政措置によって配置されています。NPO法人への委託やシルバー人材の派遣を活用している市町村もあり、教育現場が未経験の場合もあります。また、実際に支援員をどう活用するかは、各学校の裁量によります。

支援員の役割としては、日常生活の介助や学習活動の支援、安全面の確保等があり、それらの役割を十分理解した上で、教職員間で役割分担をする必要があります。

支援員はあくまでも指導の補助を担い、指導や支援の責任は担任等の教員にありますので、対象の子供を任せきりにしないよう留意する必要があります。

※支援員の具体的な役割については、

『特別支援教育支援員のためのサポートマニュアル』(茨城県教育委員会発行) 51 ページ参照

イ 支援員を含めた校内支援体制の充実

効果的な支援を行うためには、次の①～③のように連携を図っていくことが大切です。

①校内委員会等でどのような連携や協力をするのか事前に決めておく。



②「個別の指導計画」を活用して担任等と話し合いの時間を設ける。



また、個別の指導計画の中には

「誰が」 「いつ」 「どこで」 「どのように」



支援するのかを明記し、支援員の役割を明確にすることが大切です。

場合によっては、特別支援教育コーディネーターが、校内委員会に支援員の参加を呼びかけ、チームでの支援を充実させることも必要です。



③支援員とのこまめな打ち合わせや情報交換を行います。



ウ 連携の工夫

限られた時間の中で、よりよく連携を図っていくためには、ちょっとした工夫が必要です。どのようにしたら効率よく、無理なく連携が図れるかを考えていくことが大切です。さらには、慣れない学校組織に入る支援員の心情等にも配慮し、できるだけ教員側から声をかけ、コミュニケーションを図ることが大切です。

日常的な取り組みの例

- ・毎週○曜日の○校時、毎月第△○曜日の○時～等、打ち合わせの時間を設定する。
⇒予定に組み込むことで必然的に話し合いができる。
- ・目標を2週間～1ヶ月を目安に評価する。
⇒スマートルステップで取り組めると同時に話し合いの機会が増える。
- ・週予定表で時間割や指導内容の確認を行う。
⇒複数の子供を担当している場合は有効です。
- ・連携ノート（連絡帳）でのやりとりを行う。
⇒支援員の日々の記録は、目標の振り返りや新たな目標設定の際の貴重な資料です。
無理のない範囲で記録をお願いしていくとよいでしょう。

(連携ノートの例)		特別支援教育支援員 記録簿	
月 日 ()		支援員名 ()	
時間	担当の子供の名前 (学年・クラス)	活動・教科名	主な支援内容・子供の様子
朝の会			
1校時			

(3) 関係機関との連携

特別な教育的支援を必要とする子供への効果的な支援を進めていくためには、学校だけでなく、医療・福祉・労働等の関係機関との連携を図り、必要に応じて専門家の助言を受ける等、多様なアプローチの方法を考えていくことが大切です。

次のページの図7に、関係機関と連携が考えられる内容をまとめています。



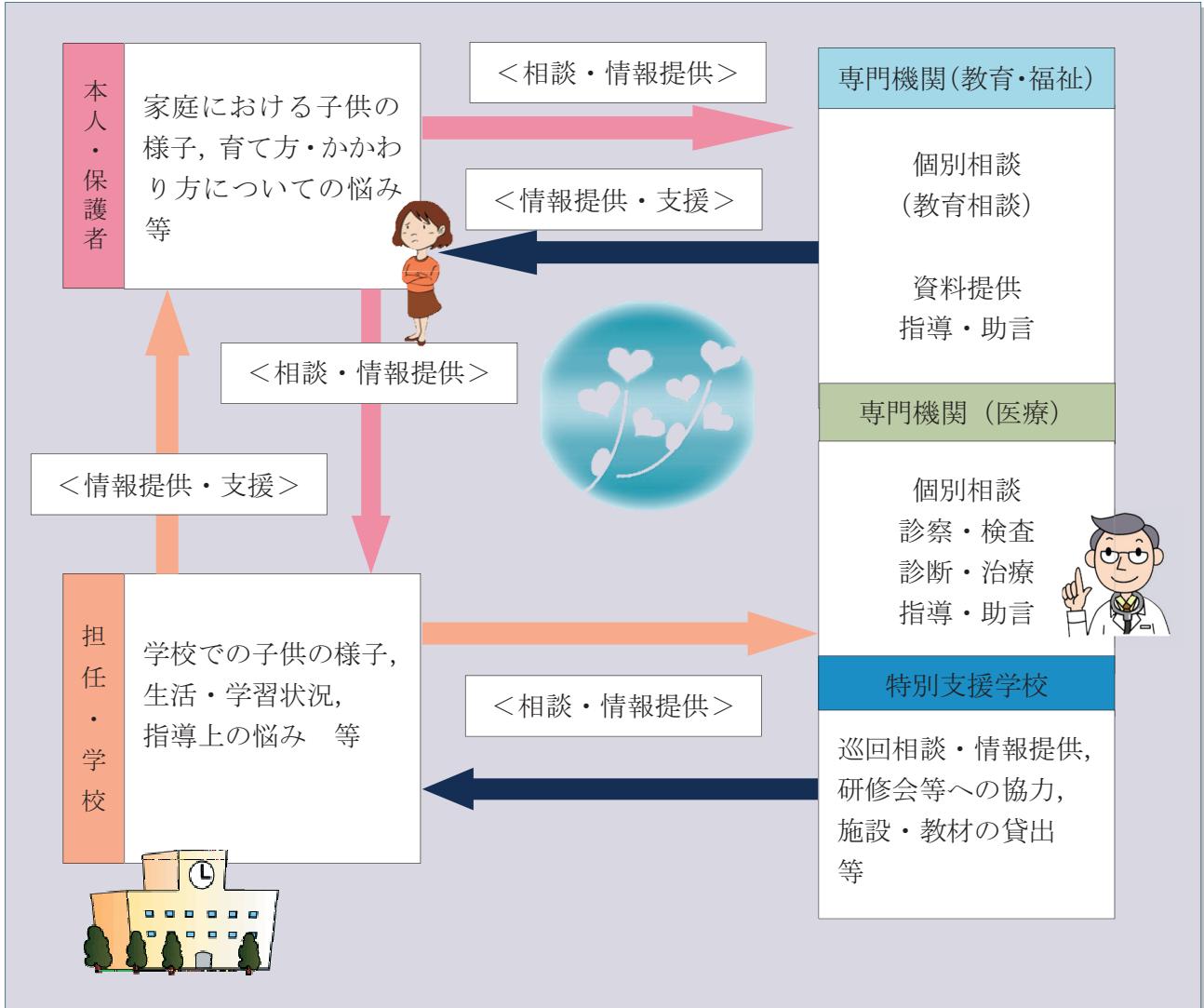


図7 関係機関と連携



(ア) 保護者に医療機関の受診を促すまでの留意点

- 医療機関の受診に難色を示す子供や保護者もいます。
この場合、教員が強引に医療機関の受診を勧めることは、決してよい結果を生みません。
- 保護者に子供の様子を十分に伝えてきたか、医療機関に対する誤解はないか、学校から見放されるのではという不安を感じていないか等を分析し、保護者の気持ちを十分に受け止めることが大切です。
- その上で共に方針を考え合い、保護者や子供が安心して医療機関を受診できるよう、かかわる教員のきめ細かな支援が必要です。
また、特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内支援を進める中でスクールカウンセラー等とも連携を図り、医療機関に徐々につながっていくという慎重さも必要です。



(イ) 関係機関と連携を取る際の留意点

- 児童生徒の個人情報の取り扱いに注意します。
- 保護者への説明責任や保護者の同意が必要です。
- 関係機関との連携の取り方や手順について、校内で共通理解を図る必要があります。
- 相談機関の一覧については、18~20ページを参照してください。

(4) 相談や支援を受けられる機関等

特別な教育的支援を必要とする子供の就学前から学齢期、学校卒業後に至るまで、相談や支援を受けることができる機関があります。以下に、子供のライフステージごとにまとめました。

年齢を問わず利用可能な相談機関・サービス

○茨城県発達障害者支援センター TEL:029-219-1222

茨城県内の発達障害またはその可能性のある子供とその家族、関係機関の職員等を対象に、相談・支援、普及啓発活動等を行っています。

全国の発達障害者支援センターの一覧は、国立障害者リハビリテーションセンター「発達障害情報・支援センター」のホームページ（下記のURL）で確認できます。

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>相談窓口の情報/

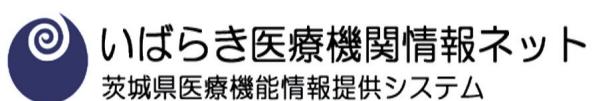
○医療機関

適切な支援を受け、その効果を發揮させるためには本人の状態を正しく把握し、障害の特性等を十分に理解することが必要です。

下記に主な医療機関等の一覧を示しました。受診するには、発達障害者支援センターや保健所等からの紹介が必要なことがあります。

県立医療大学附属病院	稲敷郡阿見町阿見 4733	029-888-9200
県立こども病院	水戸市双葉台3丁目3-1	029-254-1151
県立こころの医療センター	笠間市旭町654	0296-77-1151
県立中央病院	笠間市鯉渕6528	0296-77-1121
社会福祉法人愛正会記念茨城福祉医療センター	水戸市元吉田町1872-1	029-353-7171
筑波大学附属病院	つくば市天久保2-1-1	029-853-3900

その他の医療機関、近県の医療機関は下記リンクから検索することができます。



いばらき医療機関情報ネット
茨城県医療機能情報提供システム



<http://www.ibaraki-medinfo.jp/>

☆近県の医療情報

- 埼玉県医療機能情報提供システム
- とちぎ医療情報ネット
- 千葉県医療情報提供システム

<http://www.ryo-kensaku.jp/saitama/>
<http://www.qq.pref.tochigi.lg.jp/>
<http://www.ryo.pref.chiba.lg.jp/>

○独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

発達障害に関する様々な情報を得ることができます。

<http://www.jeed.or.jp/index.html>

就学前～学齢期に利用可能な支援機関・サービス

○茨城県教育研修センター

学齢期の児童生徒や保護者からの相談、学校や教員への指導・研修等を担当します。

子どもの教育相談	029-225-7830
発達が気になる子どもの教育相談	0296-78-2777
特別支援教育に関する教職員との教育相談	0296-78-2777

○市町村教育委員会

就学時健診や管内の幼稚園、小・中学校での教育、特別支援学校への就学（転学）等について、相談や確認をすることができます。（東日本大震災の影響により一部の市町村教育委員会は仮事務所に移転しています。詳しくは各市町村ホームページ等でご確認ください。）

教育委員会	所在地	郵便番号	電話	FAX 番号
水戸市	中央 1-4-1	310-8610	029-224-1111	029-228-3553
	【移転先】笠原町 978 番地の 5 (水戸市総合教育研究所内)	310-0852	029-306-8672	029-306-8693
日立市	神峰町 1-6-11	317-0064	0294-23-9161	0294-21-7740
土浦市	藤沢 975	300-4192	029-826-1111	029-830-6100
古河市	長谷町 38-18	306-8601	0280-22-5111	0280-22-5105
石岡市	柿岡 5680-1	315-0195	0299-43-1111	0299-43-1117
結城市	結城 7473 (結城市役所駅前分庁舎 シルクロード3階)	307-0001	0296-32-1111	0296-32-1999
龍ヶ崎市	3710	301-8611	0297-64-1111	0297-60-1582
下妻市	鬼怒 230	304-8555	0296-43-2111	0296-43-9608
常総市	新石下 4310-1	300-2793	0297-44-6346	0297-30-8689
常陸太田市	金井町 3690	313-8611	0294-72-3111	0294-72-4555
高萩市	本町 1-208	318-0033	0293-23-1131	0293-23-1126
北茨城市	磯原町磯原 1630	319-1592	0293-43-1111	0293-42-0454
笠間市	中央 3-2-1 (笠間市役所本庁 東側)	309-1792	0296-77-1101	0296-78-1023
取手市	藤代 700	300-1592	0297-74-2141	0297-83-6610
牛久市	中央 3-15-1	300-1292	029-873-2111	029-872-2550
つくば市	研究学園 1-1-1	305-8555	029-883-1111	029-868-7608
ひたちなか市	和田町 2-12-1	311-1292	029-273-0111	029-263-2891
鹿嶋市	平井 1187-1	314-8655	0299-82-2911	0299-83-7894
潮来市	辻 626	311-2493	0299-63-1111	0299-62-3384
守谷市	大柏 950-1	302-0198	0297-45-1111	0297-45-5703
常陸大宮市	中富町 3135-6	319-2292	0295-52-1111	0295-53-6502
那珂市	瓜連 321	319-2192	029-298-1111	029-296-3177
筑西市	丙 360 (筑西市役所スピカ分庁舎内)	308-0031	0296-22-0181	0296-22-0185
坂東市	山 2730	306-0595	0297-35-2121	0297-44-3166
稻敷市	柴崎 7427	300-1492	029-892-2000	0297-87-4974
かすみがうら市	大和田 562 番地	300-0192	029-897-1111	029-897-0992
桜川市	真壁町飯塚 911	300-4495	0296-55-1198	0296-20-7522
神栖市	波崎 6530	314-0408	0479-44-1111	0479-44-1117
行方市	山田 2564-10	311-1792	0291-35-2111	0291-35-1785
鉾田市	造谷 605-3	311-1492	0291-37-4340	0291-37-3185
つくばみらい市	加藤 237	300-2492	0297-58-2111	0297-52-6025
	【移転先】福田 195 (伊奈庁舎敷地内建物：旧伊奈保健センター)	300-2395	0297-58-2111	0297-58-5711
小美玉市	小川 4-11	311-3492	0299-48-1111	0299-58-4526
東茨城郡	茨城町 小堤 1080	311-3192	029-240-7121	029-292-8032
	大洗町 磯浜町 6881-275	311-1392	029-267-5111	029-266-2412
	城里町 下青山 1-1	311-4304	029-288-7010	029-288-7006
那珂郡	東海村 東海 3-7-1	319-1192	029-282-1711	029-282-7944
久慈郡	大子町 池田 2669	319-3551	0295-79-0170	0295-72-0600
稲敷郡	美浦村 受領 1515	300-0492	029-885-0340	029-885-8270
	阿見町 中央 1-1-1	300-0392	029-888-1111	029-888-3601
	河内町 長竿 3689-1	300-1312	0297-84-3322	0297-84-4730
結城郡	八千代町 菅谷 1170	300-3592	0296-48-1519	0296-49-3428
猿島郡	五霞町 小福田 148-1	306-0307	0280-84-1462	0280-84-1461
	境町 391-1	306-0495	0280-81-1325	0280-86-7389
北相馬郡	利根町 布川 841-1	300-1696	0297-68-2211	0297-68-7989

(平成 27 年 1 月 31 日現在)

○特別支援学校

特別な教育的支援を必要とする子供を担当する教員や家庭で養育している保護者の方等を対象とした教育相談を受け付けています。（3ページの「県内の特別支援学校配置図」参照）

○福祉相談センター

児童相談所では、18歳未満の子供の福祉に関する様々な問題に対応しています。

※福祉相談センターでは大人の相談にも応じています。

福祉相談センター（中央児童相談所）	029-221-4150
日立児童分室	0294-22-0294
鹿行児童分室	0291-33-4119

○児童相談所（上記の中央児童相談所の管轄外の地域の相談先）

土浦児童相談所	029-821-4595
筑西児童相談所	0296-24-1614

青年期、成人期以降に利用可能な支援機関・サービス

○公共職業安定所（ハローワーク）

障害者の就職や採用についての相談を受け付けています。

求職者の障害の状況、技能、知識、適性、希望等が綿密な相談のうえ登録され、就職先の紹介から就職後のアフターケアまで一貫した支援を行っています。

水戸	水戸市水府町 1573 - 1	029-231-6221
笠間(出)	笠間市石井 2026 - 1	0296-72-0252
日立	日立市若葉町 2 - 6 - 2	0294-21-6441
筑西	筑西市成田 628 - 1	0296-22-2188
下妻(出)	下妻市古沢 34 - 1	0296-43-3737
土浦	土浦市真鍋 1 - 18 - 19	029-822-5124
古河	古河市東 3 - 7 - 23	0280-32-0461
常総	常総市水海道天満町 4798	0297-22-8609
石岡	石岡市東石岡 5 - 7 - 40	0299-26-8141
常陸大宮	常陸大宮市野中町 3083 - 1	0295-52-3185
龍ヶ崎	龍ヶ崎市若柴町 1229 - 1	0297-60-2727
高萩	高萩市本町 4 - 8 - 5	0293-22-2549
常陸鹿嶋	鹿嶋市宮中 1995 - 1 鹿嶋労働総合庁舎	0299-83-2318

○茨城障害者職業センター

公共職業安定所と密接な連携を図りながら、障害のある方や事業主の方に、職業についての相談や就職の準備から就職後のフォローアップまで一連の職業リハビリテーションを実施しています。（笠間市鯉渕 6528-66 Tel:0296-77-7373）

○障害者就業・生活支援センター

就職や、在職中に支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、関係機関と連携しながら、就業や生活の継続に向けた支援を行っています。

障害福祉区域	センター名	電話番号
水戸	水戸地区障害者就業・生活支援センター	029-309-6630
日立	障害者就業・生活支援センターまゆみ	0294-36-2878
常陸太田・ひたちなか	障がい者就業・生活支援センターKUINA	029-202-2221
鹿行	かしま障害者就業・生活支援センターまつぼっくり	0299-82-6475
土浦	障害者就業・生活支援センターかい	0299-22-3215
つくば	つくばLSC障害者就業・生活支援センター	029-847-8000
取手・竜ヶ崎	障害者就業・生活支援センターかすみ	029-827-1104
筑西・下妻	慶育会 障害者就業・生活支援センターなかま	0296-22-5532
古河・坂東	障害者就業・生活支援センター慈光俱楽部	0280-88-0301

第3章

個々の教育的ニーズに応じた支援のために

1

見えにくさのある子供への支援

(1) 見えにくさのある子供の見え方

ア 見えにくさへの理解

子供の見え方は、眼疾患の特性や、視力・視野などの視機能、低視力になった時期、学習経験や知的能力など様々な要因から影響を受けます。

一口に“見えにくい”と言っても、その程度や状態は一人一人異なります。図8に、見えにくさのある子供の見え方の例を示します。

本来は、このように見えているはずが…



見えにくさのある子供は



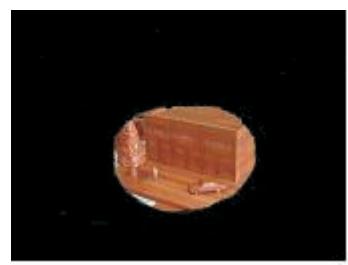
ぼやけて見えにくくなっている。
(白濁)



ピントが合っていない。
(近視や乱視)



まぶしく見えなくなっている。
(羞明)



視野が狭くなっている。
(視野狭窄)



視野の一部が欠けている。
(視野欠損)



視野の一部が欠けている。
(中心欠損)

図8 見えにくさのある子供の見え方

白内障などで透明であるべき透光体が白く濁ってしまうと、文字がかすんで見えにくくなったり、まぶしさを感じやすくなったりします。そのような場合は、遮光レンズをかけますが、教室では光（窓）を背にするような席にしたり、カーテンを閉めたりして環境を調整する配慮が必要です。

視野の中心部が見えない場合、視線をずらして周辺の視野を使って見ることになります。そのような時「どこを見ているの、まっすぐ前を見て。」と言われてしまうと、見えるものも見えなくなってしまいます。反対に視野の周辺部が見えなくなると、周囲の状況を把握することが難しくなり、歩行中に周囲の様子を把握できずに物につまずいたり、転んだりします。また、教科書の文章で次の行を見つけることが難しいこともあります。

以上のような見え方の特性から、多くの場合、視覚認知（目で見たものを理解する、目から入る情報を正しく処理する能力）に困難が生じることが考えられます。

予想される困難は、表5のとおりです。

表5 視覚認知の特徴と予想される困難

視覚認知の特徴	予想される困難
①細かい部分が分かりにくい。	画数の多い漢字を似ている字と間違える。
②大きなものの全体把握が難しい。	目の前にあるビルなど大きな物の形が分からない。
③極端に狭い範囲しか見えないため、全体と部分を同時に把握することが難しい。	地図帳の中の文字と地図全体の形を同時に見ることが難しい。
④境界がはっきりしない。	床と階段の境目が分からない。 ものの輪郭がはっきりしない。
⑤立体感を捉えることが難しい。	奥行きが分からない。
⑥動いているものがよく見えない。	飛んでいるボールの動きが追えない。
⑦遠くのものがよく見えない。	景色、看板の文字などが見えない。
⑧知覚速度が遅い。	知っている人の顔でも、ぱっと見て誰か判別できない。
⑨目と手の協応動作が難しい。	はさみで紙を線に沿って切ることが苦手である。

イ 色覚異常のある子供の見え方

色覚異常には、いくつかのタイプがありますが、いずれの場合も、色の区別が苦手です。

しかし、色の間違いやすさは、色覚に異常のある子供が自覚して注意することや、周囲の人々の理解によって多くの場合は解決できます。

<ワンポイント> 配色のポイント ※資料等を作成する際には配色を工夫します。

- 黒板に赤のチョークで書くと見えにくいで、黄色のチョークを使いましょう。
- 暗い赤と暗い緑は区別がつきにくいです。（黄と青の区別が難しい場合もある。）



(見えにくくなります。)

- グループを色分けする場合は、例えば、○△□☆等、色以外の目印を併用するとよいでしょう。

- 色覚異常の子供にとって見分けやすい色の組み合わせは以下のとおりです。

<2色の例> 黒・青、赤・青 (*黒と赤は見分けにくい)

<4色の例> 黒・青・黄・オレンジ、黒・黄緑・紫・黄

(彼方始著『考え方学校のカラーユニバーサルデザイン』(教育出版)より)

(2) 各発達段階における見えにくさへの配慮

見えにくさのある子供は、視覚認知面での特徴があるために、様々な発達上の課題が現れます。しかし、適切な配慮や支援によってそれらを改善・克服することができます。

ア 乳幼児期

(ア) 視覚的刺激の不足

視覚は五感の中で情報収集の80%を担うと言われていますが、視覚障害児は視覚からの情報を他の感覚で補いながら障害のない子供とほぼ同じ道筋で成長していきます。しかし、視覚的な刺激が不足する乳幼児期は、人や物等の外界への関心が薄く、手指を使用したり、自ら移動したりするきっかけを得にくい傾向があります。そのため、早期から専門的な発達支援を行い、外界の情報・刺激の把握や学習方法等を補う必要があります。

(イ) 身体運動や動作

身体の運動や動作を模倣して学ぶ機会を阻まれるため、大人が共に動いて子供と楽しさを共感しながら子供の発達を援助する必要があります。

(ウ) 視覚の代行手段

視覚の代行手段となる音声や感触等への興味を育て、聴覚的な経験と触覚的観察の体験が十分にできるようにすることが大切です。

<ワンポイント>

- ・見ることを楽しませ、見る意欲を養いましょう。
- ・細部まではつきり見ようとする態度を育てましょう。
- ・視覚以外の感覚も有効に活用しましょう。
- ・体を活発に動かす能力を養いましょう。
- ・手指を使い操作する能力を高めましょう。
- ・絵を描くことを楽しみ、文字への関心を育てましょう。
- ・色々なものをじっくり見て、見る経験を豊かにしましょう。



イ 学齢期

(ア) 読み書きの困難

文字の読み書きに困難が生じますが、文字の読み書きは、各教科を学習していく上でとても重要なものなので、きちんと身に付けられるようにする必要があります。

(イ) 運動能力への影響

見えにくさのために運動面で制約を受け、遊びや運動量が少なくなることがあります。そのことが、身体の発育や筋力、敏捷性、瞬発力、持久力などの運動能力の発達に影響することがあります。

(ウ) 自己理解

小学校中学年ぐらいになると、友達と自分の違いに気付き始めます。この頃になると、周りの友達と同じようにしようと頑張っても同じようにはできないこともあります。大きな挫折感を味わって諦めてしまったり、見えているふりをして生活してしまったりすることもあります。

目を近づけすぎているなどの子供の様子に注意し、適切な補助具等の使用によって学習しようとする意欲を高めていくことが大切です。

(3) 見えにくさに応じた生活環境の整備

ア 物の置き場所

物や場所を探すのに苦労することが多いため、いつも同じ場所に物が置いてあるということが大切です。取り出した後は、同じ場所に戻す習慣をつけ、新たな物を置く場合には、それを事前に知らせ、理解させることが大切です。

イ 安全面での配慮

教室内を移動したときに、手で触れる範囲内に危険な突起物等が出ていないか確かめます。このとき、大人の目線で確認するだけでなく、子供の動く様子を観察し、その動線上で安全を確認します。

ウ 手がかり

下駄箱やロッカー等は、同じ形・大きさであることが多いため、自分の場所を見つけにくい状況が生じます。子供にとって分かりやすい場所にしたり、分かりやすい目印等をつけたりしておくとよいでしょう。

段差や階段等の危険性が高くなる場所は、床面の素材を変えたり、マットを敷いたりするとよいでしょう。1つでも手がかりとなるものがあるだけで、安心して移動でき、見通しを持って行動することもできます。

エ 照明の調整

見え方は明るさに大きく影響を受けます。

直射日光でまぶしさや見えにくさが加わることもあります。また、部屋の蛍光灯が点滅していたり壁が白かったりするだけでまぶしく見えにくく感じる子供もいます。

逆に、夕方ぐらいの明るさでも、暗くて見えにくく感じる子供もいます。全体照明だけでは対応が難しいときには、蛍光灯スタンド等を有効に活用するとよいでしょう。

また、暗い所から急に明るい所に出るなど、明るさの変化に適応するのに時間がかかる場合もあります。

まぶしさのある子供

(屋外) 帽子、遮光眼鏡

(屋内) カーテン、ブラインド

暗さが苦手な子供

(屋内) 机の上に個別の照明

1月
月火水木金土日
1 2 3 4
5 6 7 8 9 10 11
12 13 14 15 16 17 18
19 20 21 22 23 24 25
26 27 28 29 30 31

まぶしさを感じる子供には、背景が黒地に白い文字が見やすいことがあります。

(4) 見えにくさのある子供への学習支援

24 ページの「(2) 各発達段階における見えにくさへの配慮」で述べたように、学習上・生活上の困難に配慮するためには、個に応じた支援が必要になります。

ア 視覚補助具の活用

見えにくさを補うために使用する道具を「視覚補助具」といいます。一人一人の見えにくさに応じた視覚補助具を活用することによって、学習活動や日常生活における困難を大きく改善することができます。主なものとしては、拡大読書器や弱視レンズ（遠用弱視レンズ、近用弱視レンズ）などがあります。いずれも、小さなものを大きく拡大して見るためを使います。

(ア) 遠用弱視レンズ

板書などの遠方を見るときに使います。単眼鏡（たんがんきょう・写真1）と呼ばれています。板書を見るだけではなく、筆記用具を持つ手とは反対の手で持って筆記用具を持つ手でピントを合わせた後、板書を見ながらノートをとることもできます。



写真1 単眼鏡

(イ) 近用弱視レンズ

教科書やノートなどの手元を見るときに使います。ルーペと呼ばれています。手に持つて使う手持ち型（写真2），置いて使う卓上型（写真3），眼鏡に取り付けて使う眼鏡型があります。



写真2 手持ち型ルーペ↑

写真3 卓上型のルーペ→



(ウ) 拡大読書器

拡大読書器（写真4）は、ビデオカメラを直接モニターにつなぎ、その写した像をモニター画面上に大きく映し出す装置です。教科書や辞書などの本を見たり、印刷物やノートに文字を書いたりする学習に多く使われます。小型で、持ち運びに便利な携帯型拡大読書器（写真5）もあります。



写真4 拡大読書器

拡大読書器には次のような利点があります。

- ・拡大率が可変であり、視力や見る文字の大きさに応じて倍率を変えて、見やすい大きさに表示できる。
- ・弱視レンズに比べ、高い拡大率と、より広い視界が得られる。
- ・見やすい視距離で、楽な姿勢で見ることができる。
- ・画面の明るさやコントラストを見やすい状態に調整できる。
- ・白黒反転機能（白背景に黒文字表示された像を黒背景に白い文字で写す）があり、白背景ではまぶしさを感じる場合、黒背景にして読みやすくすることができる。

以上のように、視覚補助具には、様々なものがあります。一人一人の見え方と、それぞれの視覚補助具の特徴を踏まえて、適切に選択することが大切です。

イ 学用品の選定

学用品は、子供にとって見やすく、使いやすいものを選ぶことが大切です。市販のノートもボールペン等でなぞり罫線を濃くする等の加工をすることによって、使いやすいノートになります。

また、見えにくさのある子供のために、検定教科書の文字や図形を拡大して、教科用図書として発行している拡大教科書もあります。そのほか、通常の教科書と同様のテキスト、画像を使用し、テキストに音声をシンクロ（同期）させて読むことができる『マルチメディアディジタル教科書』があります。音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵を見ることができます。



写真6 弱視用ノート

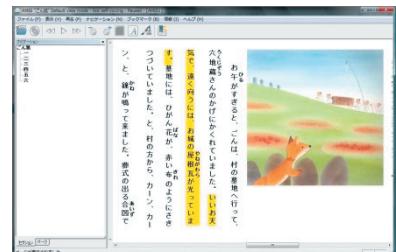


写真7 マルチメディアディジタル教科書

参考 マルチメディアディジタル教科書

ソフトウェアの入手方法等については、(公財)日本障害者リハビリテーション協会DAISY研究センターのホームページを参照ください。

(URL: <http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/index.html>)

ウ 指導に当たって

(ア) 教材の作成

教材の作成をするにあたっては、以下のこととに注意しましょう。

- ①同系色で彩度の低い色を隣り合わせに用いない。
- ②同系色を用いる場合には、明度差をつけるよう心がける。
- ③色と色との境界線には、輪郭線を入れる。

(イ) 「読む」ことに関する指導

教材は、個々の視力・視野に応じた拡大率（行間・字間を含む）を考慮する必要があります。

また、適切な照明やコントラスト等の教室環境や、机や椅子の高さにも配慮が必要です。

さらに、子供の実態に応じて、弱視レンズ、拡大読書器等を活用したり、書見台や傾斜机を使用したりして、学習のしにくさを軽減することが必要です。



写真8 傾斜机を使用して学習

(ウ) 「書く」ことに関する指導

①筆記用具

細く薄い線では自分の書いた線が見えにくく、逆に太すぎる線でも文字の線と線の間がつぶれてしまって読みにくく字になってしまふため、以下のようない筆記用具が適しています。

- ・先のとがった濃いめの鉛筆（2B等）
- ・0.7～0.9mmのシャープペンシル

②漢字学習

漢字の一点一画がよく見えないことから、誤字・誤読が多くなる傾向があります。

さらに、画数が多くなると細かい部分まで見分けられず、形の似た文字を書き間違えたりすることもあります。

細かい部分が見える適切な大きさに拡大して確認できるようにするほか、子供自身が、自分の間違いやすさを自覚して、その克服に努める意欲や態度を養うことも大切です。



(イ) 板書書写

見えにくさのある子供は、板書を写すことが遅れがちになります。板書は一度にすべて消すのではなく、古いところから少しづつ順に消すと、子供は安心してノートをとることができます。

また、板書を見たり写したりする際の配慮として以下の点が考えられます。

児童生徒への主な配慮	使用するチョーク
・板書の見やすい座席配置	・太めのチョーク（直径 2.5cm）
・遠用弱視レンズの使用	・見やすい色の選択 (○白又は黄色, ×赤・青・緑色)
・板書を読み上げる 等	

(オ) 地図

一枚の地図には、様々な情報が盛り込まれており、見えにくい子供にとっては、学習を難しくし、苦手意識を高めることにつながります。

指導の初期段階では、思い切って形を簡略化し、直線のみで描かれた地図を提示したり、河川、山脈、県庁所在地等、一つ一つの要素を別々に描いた地図を使用したりして、徐々に正確な地図に近づけていく手立てが必要です。



(カ) 作図

作図をするときに使う用具にも配慮が必要です。

目盛りや数字が読みやすいものがよいでしょう。また、適切な用具を使ったとしても、見えにくさのある子供にとってミリ単位での測定や作図は困難な場合があります。

子供の実態に合った誤差を許容しつつ、段階的により高い精度に挑戦させていく等の配慮が必要です。



(キ) パソコンの学習

パソコンの基本ソフト（OS）の機能を活用して、文章の読み上げや画面表示の拡大機能等を使うことができます。詳しくは、使用するパソコンのマニュアル等を参照してください。

小学2年生の男の子。もともと低視力でしたが、夏休みを過ぎた頃から急激に視力が落ち、文字の読み書きができなくなりました。そこで、読み上げソフトを使ってパソコンのキーボードの配列を覚え、ブライントタッチでローマ字入力ができるように練習しました。そして、パソコンで作文や感想文を書いたりテストの解答を書いたりすることができるようになりました。

今日の
時間割
は…



(ク) 体育

視野欠損率が高い場合、視野に入っているときには見えていても、視野から外れた途端に全く見えなくなるので、球技等を行う際は注意が必要です。

また、明暗の環境も大きく影響します。屋外の場合はサングラス（専用の遮光眼鏡もあります。）を着用するなどの工夫が必要です。

<走る運動>

- ・トラックやコーナー等のラインを太くしたり、見やすい色に変えたりする。

<跳ぶ運動>

- ・踏切位置の色を変えたり、手をつく位置にカラーテープを貼ったりする。等

<ボール運動>

- ・種目により、ルールを変更し、子供が取り組みやすい内容にする。
- ・ボールの色を変え、見やすくする。
- ・VTRで自分の動きを確認できるようにする。等

<安全に注意>

- ・衝突や転倒等の事故を防ぐために、運動の順序や運動後の動線を事前に十分理解させる。

<分かりやすい言葉で>

- ・抽象的な指示ではなく、「2歩前に」等の具体的な指示を伝える。

(ケ) 理科の観察・実験

見えにくさがある子供の場合、全体と部分を同時に把握することは困難です。

細部を観察するための対象物は、できるだけ大きくて、分かりやすいものを選ぶ必要があります。例えば、花の構造を調べるなら、テッポウユリ、チューリップ、アヤメ、ガーベラ、ヒマワリ等の大型で観察しやすいものが適しています。

細部を観察するときには、全体のどの部分を見ているのかを確認しながら観察ができるよう配慮する必要があります。

また、顕微鏡で見ることが難しいものは、図鑑や模型などを活用して、見えにくい部分を補っていく必要があります。

さらに、アルコールランプやビーカー等のガラスや透き通った器具は見えにくいため、安全に実験が行えるよう、写真9、10のように、試験管立ての背景色を工夫して薬品等を見やすくしたり、使用する薬品容器等を深さのあるトレーに入れたり、試験管立てが倒れないようプラスチック版等で固定したりする等の十分な配慮が必要です。

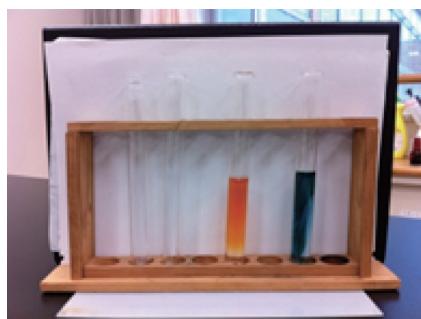


写真9 薬品等の色を見やすくするために背景の色を変えた例



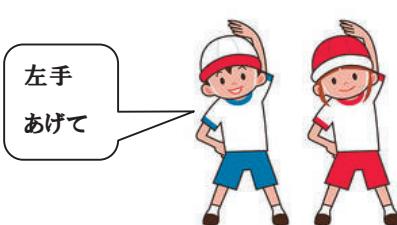
写真10 薬品容器等をトレーに収納した例

(5) 見えにくさのある子供への生活支援

子供たちが、日常生活の中で困難に感じることや、子供の困難に合わせた支援例を表6に示しています。

表6 日常生活の中で感じる困難と支援例

日常生活の中で感じる困難	支援例
① 視線が合わない。	<p>話している人の顔が見えていない可能性があるため、子供と視線が合う位置を見つけることが大切です。また、人と話すときのマナーとして、話す人の方に顔や体を向ける習慣を身に付けられるようにすることも必要です。</p>
② 自分から物に手を伸ばさず、活動に消極的である。 	<p>部屋の壁の色などに同化しないようなはっきりした色の教材・教具を選び、子供にとって見やすい場所に置くことが大切です。カラーテープ等を貼り、目印をつくることも有効な場合もあります。</p>
③ 本に興味を示さなかったり、見えづらそうにしたりしている。	<p>文字の大きさや、紙と文字の色のコントラストが適切かを確認し、子供にとって見やすい本を選ぶことが大切です。また、必要な部分を拡大したり、マーカーで色を付けたりして見やすさを工夫することも必要です。</p>
④ 床と階段の境目がわからない。	<p>段差がどこから始まりどこで終わるのかが明確になるように、段差と床面と異なった配色にするとともに、階段の段差部にはコントラスト差のはっきりした滑り止めを各段に設置したり、階段の両側に手すりをつけたりする等の安全面の配慮が必要です。</p>
⑤ 知っている人の顔でも、ぱっと見て誰か判別できず、「無視している」と誤解を受けてしまう。	<p>名前を呼んでから話しかける等の配慮が必要です。また、教員間で共通理解するとともに、まわりの子供へも伝えておくとよいでしょう。</p>
⑥ 学校では一人で歩くことができるので、校外学習ではあちこちにぶつかって歩きにくそうであった。	<p>慣れた場所では問題なく歩ける子供でも、いつもはない物が床に置いてあったりすると、つまずくことがあります。また、慣れない場所では、信号機、標識、看板等の視覚的な情報を手がかりにできず、周囲の状況が分からぬために歩きにくいので、注意が必要です。</p>
⑦ 暗いところでは手探りになったり、明るいところでは極端にまぶしがったりする。	<p>適切な照度に気をつけるとともに、暗いところでは、手を引いて歩くなどの配慮が必要です。また、外に出るときには、つばのある帽子や遮光眼鏡を使用するとよいでしょう。 </p>

<p>⑧ 落とした鉛筆や消しゴムを拾えない。</p>	<p>「拾ってください。」「ありがとうございます。」を相手に言えることの大切を伝えましょう。</p> 
<p>⑨ テレビや本などに目を近づけて見る。</p>	<p>目を近づけるのは、少しでもよく見るための工夫です。危険な場合以外は、目を近づけることを尊重することが必要です。</p>
<p>⑩ 模倣して体を動かすことが難しい。</p> 	<p>教員や友達の様子が見えにくいため、視覚的な手がかりに変わる方法を工夫する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉で説明する。 ・触って分かるような物を目印にする。 ・ゆっくり時間をかけて練習できるようにする。 <p>身辺処理等の基本的生活習慣の確立にも工夫が必要です。家庭と連携して支援していきましょう。</p>
<p>⑪ 大きなものの全体像を捉えることが難しい。</p>	<p>ミニチュア模型や写真・図鑑等を使って、手で触れたり、拡大して見たりすることが大切です。</p> 
<p>⑫ 極端に狭い範囲しか見えないため、全体と部分を同時に把握することが難しい。</p>	
<p>⑬ 立体感を捉えることが難しく、奥行きが分からぬ（分かりにくい）。</p>	<p>距離が分かるように、「あと30cm手を伸ばして。」等の具体的な言葉で伝えましょう。</p> <p>また、跳び箱に手をつく位置に赤いガムテープを貼る等の支援が有効な場合もあります。</p>
<p>⑭ 景色や看板などの文字や遠くのものがよく見えない。</p>	<p>単眼鏡を使用すると、見たいところの文字等が見やすくなります。</p>
<p>⑮ 目と手の協応動作が難しく、はさみで線に沿って切ることが難しい。</p>	<p>はさみを入れるところに見やすい線を入れると切りやすくなります。見えにくさからくる経験不足を補う意味でも、楽しみながら練習できる工夫も必要です。</p>

その他、学年が上がるにつれて、みんなができる自分ができないことがあることに気付き、学習面でも生活面でも緊張を強いられることがあります。教員や友達の手を借りることも多くなり、自信をなくしたり主体性をなくしたりしてしまうことがあります。自信をもって生活できるようにするために、以下のことに心掛けることが大切です。

- ・悩みを十分に聞く。
- ・自信をもってできることを確実に増やしていく。
- ・見えにくさのあるほかの生徒と話す機会をつくる。等

<ワンポイント>

自分でできることと、できないことを知り、できることは一生懸命に取り組み、難しいことは援助を依頼できるようになることも大切です。

(1) 聞こえにくさと補聴器・人工内耳

ア 聴こえについて

聴覚障害とは、医学的には、外部の音声情報を大脳に送るための部位（外耳、中耳、内耳、聴神経）のいずれかに障害があるために、聞こえにくい、あるいは聞こえなくなっている状態のことをいいます。図9は、耳の構造を表しています。

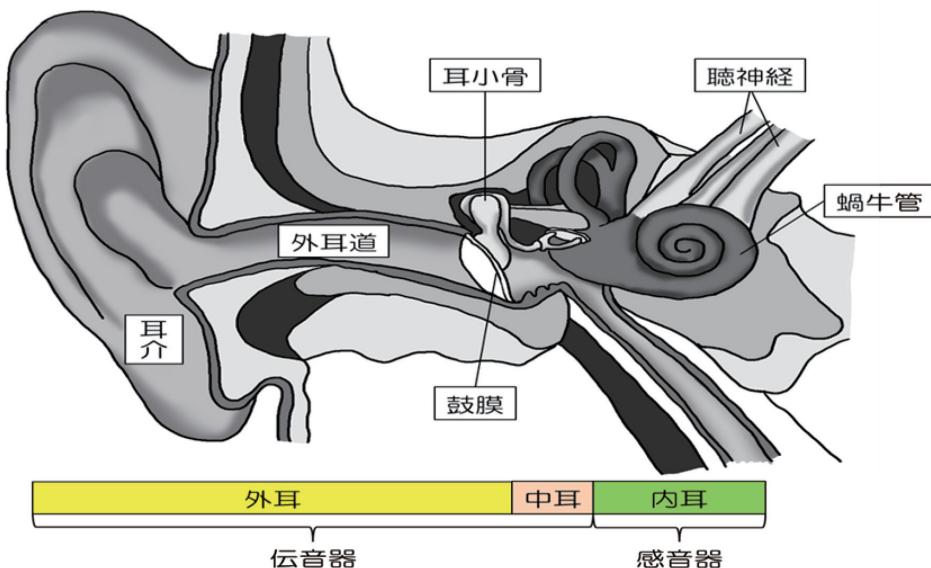


図9 耳の構造

耳の構造は、体の外の音を振動に変えて体内に伝える部分（図9の**伝音器**）と、体内に取り込んだ振動を電気信号に変換して脳に伝える部分（図9の**感音器**）の大きく2種類に分けられます。

伝音器（外耳・中耳）の部分に機能障害がある場合を**伝音性難聴**、感音器（内耳・聴神経）の部分に機能障害がある場合を**感音性難聴**、そして更に、伝音器にも感音器にも機能障害がある場合を、**混合性難聴**といいます。

聞こえにくい子供は、難聴の種類、程度によって聞こえ方に違いがあります。

聞こえのイメージを図で表すと、図10のようになります。



図10 聴こえのイメージ

イ 補聴器について

(ア) 補聴器の仕組み

補聴器（図11）は、音を拾う「マイク」、そして音を増幅させる「アンプ」、最後に音を出す「スピーカー」の3つの要素から構成されています。聴覚障害児の多くが使用しているのが、耳かけ式デジタル補聴器です。補聴器は一人一人の聴力に応じて、音の特性をコントロールすることができるよう設定されています。

現在の補聴器は、単に音を増幅するだけのものではなく、デジタル信号処理機能や騒音抑制機能等が付いた高性能な機種が多様に揃っています。



図11 補聴器の仕組み

(イ) 補聴器の取り扱い

注意点	・水や湿気を避ける。（水や汗、湿気は故障の原因） ・衝撃を避ける。（衝撃は破損、故障の原因） ・熱、低温、ほこり等の影響を受けないように留意する。
対処法	・ピーピーと音がする時は、イヤモールドをしっかり耳にはめる。 ・「聞こえない」と伝えてきた時は、電池の残量、スイッチの ON/OFF、チューブの結露を確認する。

ウ 人工内耳について

(ア) 人工内耳の仕組み

人工内耳は、手術をして体内（頭蓋骨から内耳にかけて）にインプラントを埋め込みます。耳にかけて使用する部分は、サウンドプロセッサ（またはスピーチプロセッサ）と呼ばれています。インプラントの受信機と送信コイルは双方にマグネットが付いていて、皮膚をはさんでくっつくようになっています。



図12 人工内耳の仕組み

(イ) 人工内耳の取り扱い

衝撃を与えることで壊れることがありますので、柔道や剣道等の身体を激しく動かす活動では注意が必要です。また、防水加工されていないものがほとんどのため、水遊びや水泳の時はケースに入れて保管します。

人工内耳は、「シ、ス、チ」のような高い音から「ア、オ」などの低い音まで補償でき、会話に使われる聞こえのレベルが改善されますが、音を聞き分ける経験が大切です。

人工内耳の音の調整は病院で行います。

(2) 環境・設備面、コミュニケーション面での配慮

ア FM補聴システムの有効性

補聴器は、1メートル程度の距離で対面して用いるのが最も有効です。

学校の教室やホール等の広い場所では、補聴器を装用しても必要な音の情報が聞き取りにくくな�니다。また、補聴器は人間の耳とは違って聞きたい音だけを大きくすることはできません。周りの音をすべて拾って大きくしてしまうため、聞きたい音や音声が騒音にかき消されてしまうことがあります。

FM補聴システムを使用すると、教室はもちろん、体育館や屋外などの広い場所でも、周りの雑音は入らず、マイクの声が耳元に届くようになります。



FM受信機…補聴器に装着します。

FM送信機（マイク）…教員が装着します。

（FM電波でFM受信機に音声を送ります。）
※必要のない所では電源をOFFにします。

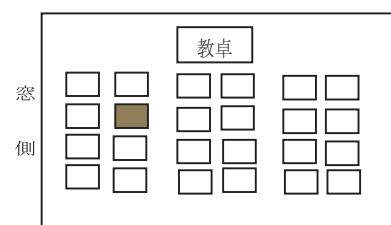
イ FM補聴システムの活用場面

<p>CDプレーヤーから離れた席に座っていても、音楽がはっきり聞こえます。</p> <p>スピーカー</p> <p>FMマイク</p>	<p>マイクスタンドにFMマイクをピンで固定し、送信機本体は壇上に置きます。体育館や屋外は、音が反響・拡散しやすく話し手との距離が遠いので聴覚障害児が聞き取りにくい場面です。ぜひFMマイクを使用してください。</p>
<p>○子供（健聴児）もFMマイクを使います。</p> <ul style="list-style-type: none">前に出て発表する場面では、子供（健聴児）もFMマイクを使います。発言する子供の口元にFMマイクを近づけてください。必要に応じて、支援員（介助員）等の協力を得て、マイクを共有しながら使います。グループ活動では、グループの中央にFMマイクを設置してください。	<p>○屋外でも使用します。</p> <ul style="list-style-type: none">体育、校外学習等の屋外でも、FMマイクを使用します。その際は、FM電波が届く範囲の把握と子供の位置の確認（並ぶ位置を前方にする等）が必要です。 <p>※子供に「マイクの音は聞こえますか？」と確認してください。</p>

ウ 座席の配慮・静かな環境づくり

聞こえにくい子供の座席は、「前から2・3番目」「中央からやや窓より」が友達の様子が見渡せ、適しています。

また、逆光だと先生の表情、口の動き、板書が見えにくくなるため、廊下側ではなく窓側の方が適しています。



作業や活動により、座席や整列位置が変わる自由を与えることも大切です。聞きとりやすい場所を子供に確認することが大切です。

いすと机の脚にテニスボールを装着すると、いすや机を引く「ガタガタ」という騒音が減るので、音や音声を聞きやすい環境を作ることができます。



写真11 いすへの工夫

エ コミュニケーション面での配慮

「補聴器（人工内耳）をしているから聞こえているだろう」と考えている人が多くいますが、補聴器（人工内耳）をつけても、はっきりと聞こえるようになるわけではありません。聞こえにくい子供とコミュニケーションをとる際は、表7のような配慮が必要です。

表7 聞こえにくい子供へのコミュニケーション面での主な配慮

主な配慮	ポイント
向かい合って話す。	<ul style="list-style-type: none"> 話をする時は、教員の顔、特に口元がよく見えるようにします。口の動きや表情は、聴覚からの情報を補います。 
子供が聞く準備が整ってから話す。 (先生に視線を向けさせる。)	<ul style="list-style-type: none"> 軽く肩を叩く、手を振るなどの視覚的な手段を併用し、これから話をすることを知らせます。言葉を読み取るには、聞く姿勢と意識を集中することが必要です。 
子供から教員の口形が見やすい位置で話す。	<ul style="list-style-type: none"> 聞こえにくい子供にとって、口の動きや表情はとても大切な情報です。板書する場面では、板書後に話すか、顔が見えるように子供に体を向けて板書します。 作業中や活動中の指示は、作業や活動を一度止めてから指示します。
表情豊かに、身振りをつけながら話す。	<ul style="list-style-type: none"> 子供は話や音が聞きづらい状態でも、先生の表情や体の動き全体を見て、何を伝えようとしているのか予測することができます。 指で数を表したり、方向を指したりするだけでも分かりやすくなります。 
少し大きめの声で、口の形をはっきりと、心持ちゆっくりと話す。	<ul style="list-style-type: none"> 文節は区切らず「こんにちは」のようにまとまりで話すと伝わりやすくなります。（「こ・ん・に・ち・は」のように一音一音区切ると分かりにくくなります。）また、話す速さも大切です。
視覚教材を活用し、音声での指示や発問を補う。	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚からの情報だけでなく、絵・写真・文字・映像等の視覚情報があると、理解しやすくなります。 子供が指示や発問を理解することができたか確認しながら授業を進めることが大切です。 

(3) 学習面での配慮

教員の話や友達の発言等は、聞こえにくい子供の耳には入りにくいことをおさえておく必要があります。

授業中の指示、発問、説明、発言の整理等にあたっては、授業の流れが目に見えるように板書や掲示物を効果的に用いることも必要です。

学習を進める上で、次の3点を大切にします。

- ①話の内容がはっきり伝わるように工夫をする。
- ②子供が分かったかどうかを丁寧に確認する。
- ③子供自身から「分からない」と言えるように指導や支援を心がける。

また、表8に聞こえにくい子供への学習面での主な配慮を示しています。



表8 聞こえにくい子供への学習面での主な配慮

主な配慮	ポイント
授業の始まりに板書をする。 (図、具体物の使用)	・大切なキーワードや視覚的補助教材を示すことが必要です。（補聴器や人工内耳を装用しても、すべてを聞き取れるわけではありません。）
注目させてから話す。	・話す人の顔に注目できるように、傾聴態度を育てることが大切です。（耳だけでは聞き取れません。）
子供の方を向いて話し、マスクや教科書等で口元を隠さない。	・表情や口元が見えるようにしましょう。聞こえにくい子供は、口形も手がかりにしています。 (板書、机間指導しながらの話は聞き取れません。)
班活動でのルールを作る。	・記録係を決めておき、誰が話しているか分かるように挙手をして順番に話すようにする。 ・周りがうるさすぎる場合には、別室での話し合いを行うことも必要です。
音読では、どこを読んでいるかを示す。	・友達の声を聞き取ることが難しいため、視覚的に理解できるよう配慮することで、安心して学習に取り組めます。
友達の発言の大切な部分を、先生が復唱する。	・遠くの声は聞こえづらいため、友達の発言を教員が復唱や板書することにより、理解を促すことができます。
授業中、学習内容の区切り等でノートをとる時間を確保する。	・「聞きながら書く」ことは非常に難しいため、ノートをとる時間を確保することが必要です。
子供から見て逆光になるように立たない。	・まぶしくなると口形が見にくことがあるため、教員は立つ位置に注意する必要があります。
英語や音楽のCDを使用する場合は座席等の配慮をする。	・音源に近い方が聞き取りやすいため、合図や口形が見やすくなると聞く手がかりになります。
DVD(動画)には字幕を入れる。	・内容理解が促されます。スピーカーの近くにFMマイクを置いても効果的です。

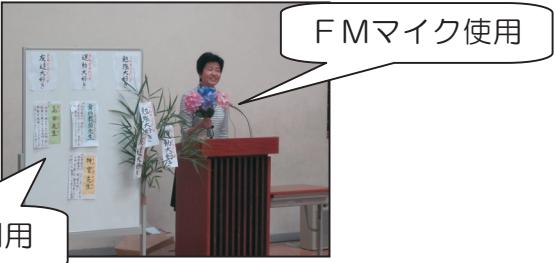
参考 こんな時どうしよう？

学校生活の中で必要となる配慮や支援について、表9に具体的な指導場面に沿ってQ&A形式でまとめました。

学校生活の中で、「自分は聴覚に障害があるけれど、このような配慮や支援があれば十分にやっていける。」と気付き、前向きに学習や生活に取り組めるようになることが大切です。

表9 学校生活の中で必要となる配慮や支援

<p>〈Q1〉 体育や遊びの指導で配慮することはありませんか。</p> 	<p>〈A1〉 <u>グラウンドや体育館</u> 補聴器や人工内耳をつけて行っても差し支えありません。 <u>水遊びや水泳の時</u> 補聴器や人工内耳を外し、ケースに入れて保管します。水泳後は、耳や耳の中は綿棒で拭き取り、髪の毛が乾いてから補聴器や人工内耳を装用します。 ※補聴器は、ごく一部のものを除き防水能力がありません。夏場の汗にも注意が必要です。</p>
<p>〈Q2〉 音楽の楽しさを感じ取ってほしいと思っているのですが。</p> 	<p>〈A2〉 音楽が好きな子供は多いですが、聞こえにくさや好みは子供の障害の状態や音楽的経験等によって異なります。 歌唱指導では、友達と一緒に歌うことを優先することも必要です。 器楽指導では、肩を叩く等してリズムを伝えたり、出だしの合図を送ったりして演奏できるようにしましょう。</p>
<p>〈Q3〉 聞こえにくい子供は、英語の学習をどのように進めたらよいでしょう。</p> 	<p>〈A3〉 聞こえにくい子供は、聞こえ方にも個人差があるため、以下の3つを配慮しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子供の英語の力を把握する。 ②英語に対する興味や関心を高められるようにする。 ③子供の学習のペースやスタイルを尊重する。
<p>〈Q4〉 屋外での活動では、どのようなことに配慮が必要ですか。</p>	<p>〈A4〉 屋外の活動では、補聴器の破損や紛失に注意するとともに、夜間は明かりを確保し、視覚情報が途絶えることのないようにします。ほかに、気圧差への配慮や補聴器を水から守る(乾燥剤入りケース)工夫等が考えられます。</p>

<p>〈Q5〉</p> <p>集会の時には、どのようにことに配慮すればよいですか。</p>	<p>〈A5〉</p> <p>話し手までの距離があり、音の反響もあるため聞こえにくい子供にとっては聞き取りにくい場面です。</p> <p>マイクの音が直接耳元に届くFM補聴システム（34ページ）を利用し、壇上のマイ克にはFMマイクをつけます。また、視覚情報を提示することも有効です。</p> 
<p>〈Q6〉</p> <p>入学式や卒業式では、必要な支援はありますか。</p>	<p>〈A6〉</p> <p>FM補聴システムを活用します。</p> <p>また、話の内容を文字で伝える方法（ノートテイクや要約筆記）もあります。</p> <p>式の前または終了後に話の内容の原稿に目を通すことによって情報の漏れ落ちを補う方法もあります。</p> 
<p>〈Q7〉</p> <p>社会科見学では、どのようにことに配慮すればよいですか。</p>	<p>〈A7〉</p> <p>事前に見学先等についての情報（パンフレット等）を伝えておくと、見通しがもちやすくなります。</p> <p>また、活動中の情報保障も大切です。簡単なことばや絵や図などのメモで補足するとよいでしょう。話をする際は、口元が見えづらい逆光は避けるようにします。</p>
<p>〈Q8〉</p> <p>避難訓練で、気をつけることはありますか。</p> 	<p>〈A8〉</p> <p>放送や指示が聞き取れず、一人だけ取り残されたり逃げ遅れたりする危険性があります。</p> <p>避難訓練の意義や具体的な行動の説明では、図解や文字などによる視覚的な情報も加え、しっかりと理解できるようにすることが大切です。こうした事前学習が非常に大切になります。</p>

(4) 友達とのかかわり

聞こえる・聞こえにくいに関わらず、友達関係ではいろいろな問題が起きます。それを経験することでお互いの立場を思いやるなど、本人のみならず周りの人々の成長につながる大切な機会と捉えて支援をしていきましょう。聞こえにくいことが原因で起こりやすい友達関係の問題点として以下のようないわゆるがあります。

- ・友達から話しかけられていることに気付かなくて、「無視した」と誤解される。
- ・何度も聞き返すことへの気兼ねから、分かっていないのに返事をしてしまう。
- ・友達とかかわりたい気持ちはあっても、上手くコミュニケーションが取れない。
- ・聞こえないため、ひそひそ話をしているように見えて「悪口を言われているのでは」と誤解をすることがある。



このような状態から友達関係でのトラブルや孤立が引き起こされやすくなります。その解決にあたっては、トラブルの背景や状況を十分に把握することが大切になります。

聞こえにくい子供が学級にいる場合でも、互いを認め合い、協力し合える学級づくりを進めていくことが大切です。



(5) 聞こえにくさのある子供の心理的な問題

聞こえにくくことに起因して、様々な心理的な問題が起こる可能性があります。自己肯定感の低下など、二次的な問題につながらないよう十分に留意する必要があります。

起こりやすい問題	ポイント
<障害の自覚・自己認識> <ul style="list-style-type: none">・小学校低学年までは、聞こえにくさを自覚していないこともあります。・高学年以降は、聞こえにくいことを隠したがる心理も働きます。「みんなと同じでいたい」と願うあまり、聞こえているふりや、配慮が必要ないふりをすることがあります。	<ul style="list-style-type: none">・「本当はこんなとき困っている。」と素直に伝えられる関係づくりが大切です。・小学校高学年以降では、「あなたはどうしたい?」「どうしてほしい?」と、必要な支援を自分で考えさせる支援も大切となります。
<疲れ> <ul style="list-style-type: none">・集中して聞き取ろうとして耳を、状況をつかもうとして目や頭をフル活用しています。そのために疲れやすく、集中力が短時間しか続きません。	<ul style="list-style-type: none">・日頃のコミュニケーションや学習面での配慮(35~36ページ参照)をしっかりと行うことで、聞こえにくい子供への負担を少しでも減らせるようにすることが大切です。
<不安> <ul style="list-style-type: none">・みんながどうして笑っているのか、どうして教員が怒っているのか、自分に関係があるのかないのかがつかめず、不安になります。	<ul style="list-style-type: none">・聞こえにくい子供が不安そうに周りを見ていないか確認しましょう。・聞こえにくくと、周囲の状況がつかみづらいため、周囲の状況を分かりやすく伝えることが大切です。
<孤立感・疎外感> <ul style="list-style-type: none">・何を話しているのか分からなかったり、話題に入れなかったりすることから、無関心を装ったり読書に没頭したりすることができます。また内心の寂しさを笑顔で隠そうとすることもあります。	<ul style="list-style-type: none">・何でも話し合える友達がいるか、楽しんでいるか等、様子を見守ることが必要です。・給食や休み時間は雑音が多く、聞こえにくい子供には話が聞き取りにくく、つまらない時間になりがちですので、様子を見守ることが必要です。

3

発達障害等※や知的発達に遅れのある子供への支援

(1) 活動に集中することが難しい子供への支援

こんな子はいませんか？



- ・体を揺すったり、いすをガタガタ動かしたりする。
- ・席を離れ、歩き回る。教室を抜け出す。
- ・興味がすぐ次のものに移ってしまう。
- ・最後まで仕上げられない。
- ・勝手にしゃべりだす。
- ・人の話を最後まで聞けない。等

ア 実態把握のポイント

一つのこと集中できる時間は？

子供の興味・関心やその日の体調等によっても違いはありますので、子供をよく観察しておくことが大切です。学習内容を設定する目安にもなります。

活動や教科による集中の違いは？

どんな活動や教科の時、離席等が見られるのか、集中できない時の状況や環境、まわりのかかわり方はどうだったのか等を、丁寧に把握し、記録に残しておくことも大切です。

興味・関心があり、集中できる活動は？

どのようなことに熱心に取り組み、どのくらい活動に集中できているかを把握することが大切です。

イ 考えられるつまずきの要因

- ・気になるものへの衝動を抑えられない。
- ・物音や掲示物などの刺激の影響を受けやすい。
- ・集中できる時間が短い。
- ・教員の話が理解できない。
- ・見通しがもてない。
- ・課題が難しすぎる。 等



不真面目なため、集中できないのではありません。
本人も集中できないことを悩んでいる場合が多いのです。

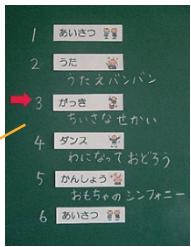
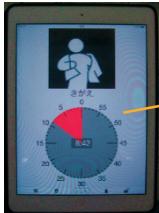


子供の実態把握を担任だけでなく、他の担当者も含めて多面的に行い、情報を整理するとともに、子供がどのようなことでつまずいているのかを明らかにすることが大切です。

その際、子供のつまずき（マイナス面）ばかりに目を向けず、子供が得意とすることや、集中して取り組める活動等にも目を向け、指導や支援の参考としていくことも必要です。

※発達障害等：本書では、「発達障害の診断を受けている子供及び発達障害の可能性のある子供」を表しています。

ウ 活動に集中することが難しい子供への支援例

<p>① 教室環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○掲示物の精選や掲示位置の工夫をする。 黒板に注目できるよう、教室前面の掲示物は必要最小限にしましょう。 ○座席配置を工夫する。 教員の指示が届きやすく、活動に関係のない刺激が少なく、黒板に集中できる場所がよいでしょう。 ○ついたてやカーテンの利用もする。 棚の中身が見えないようにカーテン等で目隠しをすると集中しやすくなります。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○板書やカード等を活用して活動の流れを提示する。 終わった活動を消す、カードを取り外す等、今行っている活動を明確に示すと、確認しやすくなります。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚情報を活用する。 視覚情報のほうが理解しやすい子供の場合は、端的な言葉や絵・写真等を使用したカード等の提示も効果的です。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○1時間の授業でいくつかの課題を組み合わせて構成する。 	<div style="text-align: center;"> 聞く → 話し合う → 書く → 発表する </div>
<p>② 活動の明確化</p> <p>③ 情報の伝達</p> <p>④ 授業の内容と構成</p>	<p>例えば、1時間（45分または50分）に3つや4つの課題を設定し、それぞれの目標を明確にすることも考えられます。</p> <p>教員の話を聞くだけでなく、子供が学習に集中して主体的に取り組める方法を工夫することが大切です。</p> <p>○時間を区切って活動にメリハリをつける。</p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> 活動の切り替えにはタイマーの活用が効果的です。（キッチンタイマーが便利） </div>  → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> タイムタイマーを使うと、残り時間が分かって見通しをもちやすくなります。タブレット等のアプリもあります。 </div> </div>
	<p>○子供の実態に合わせた課題を用意する。</p> <p>学習課題は、子供の実態に合わせた分量や簡単な問題（基本問題のみ等）、別の課題（発展問題等）を用意しておくことが大切です。</p> <p>○子供が動くことのできる役割をつくる。</p> <p>集中が途切れそうになったら、「プリントを配る・集める、黒板を消す」「前に出て問題を解く」等の動きを伴う活動を取り入れると気分転換につながります。</p> <p>○言葉掛けは具体的に、短く、簡潔にする。</p> <p>全体に指示を出した後、同じ指示を個別に分かりやすく伝えることも必要です。</p> <p>その際、子供の実態に応じて、音声（話し言葉）だけでなく、カード等を活用し、視覚的に理解できる手立ても必要となる場合もあります。</p>	

(2) 集団での活動が苦手な子供への支援

こんな子はいませんか？



- ・集団での活動（運動会や発表会等）に入ることが難しい。
- ・急な日課変更への対処が難しい。
- ・新しい場所への戸惑いが強い。等

ア 実態把握のポイント

活動の内容を理解し、見通しをもっているか？

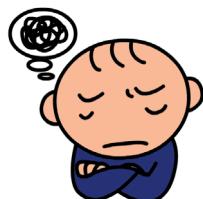
音声（話し言葉）や文字のみでの予定の提示だけでは理解が難しかったり、イメージをもてなかつたりすることもあります。子供が理解できる方法で情報を伝えることが大切です。

活動内容が苦手ではないか？

運動や楽器、歌、工作等、活動そのものに対して子供に苦手意識があつたり、不器用さが影響する活動となっていたりしないかを把握する必要があります。

集団に入った時の音を気にしていないか？

大勢の中のざわざわした音が苦手で耳をふさいでいたり、暗い場所を怖がったりする等、感覚が過敏になっていないかを把握する必要があります。



- 「先生の言っていることが分からないなあ…」
- 「運動や歌は下手だから恥ずかしいなあ…」
- 「体育館は声がざわざわしていやだなあ…」

イ 集団での活動が苦手な子供への支援例

手順表（予定表）等を用いて事前に活動の説明をしたり、途中で一緒に確認したりすることで見通しをもちやすくなる場合もあります。

文字が苦手な場合は、イラストや写真等、本人が分かるように示すことも必要です。

① 活動の見通し

そつぎょうしき	
1.	かいしきのことば
2.	そつぎょうせいにゅうじょう
3.	こっかせいじょう

今日の予定	
1	
2	
3	音 楽
4	国 語
★	給 食
★	昼 休 み
5	社 会
6	理 科

終わったカードは、
はずしていくと、
見通しをもちやすくなる場合もあります。

②活動への参加

集団での活動に参加することが難しい場合には、部分的な参加や、活動の中でできそうな役割を見つけることが大切です。

慣れてきたら参加する時間や内容を増やしていけば、自信にもつながります。また、個別に対応できる時間がとれれば、事前に活動の練習（リハーサル）をすることも有効です。



③集団への参加

少人数集団への参加から始めるのが有効です。

まずは、学級から離れて1対1、次に少人数でのグループ学習、その次は学級に入って個別の対応など、スマールステップで徐々に大きな集団に慣れるようにし、子供に自信をもたせることが大切です。

タイマーを使って、「あと〇分だよ」「数字が0になつたら終わりだよ」等と伝えると、見通しがもて、集団での活動にも落ち着いて参加できることもあります。



④パニックになつたら

パニックにならないように支援することが一番ですが、もし、パニックになってしまった場合、まずは本人が落ち着くような支援が必要です。

イライラしてきたり、怒りが抑えられなくなったりしたら、その場から離れ、別の部屋や仕切りで区切られた場所で落ち着けるようにし、十分に落ち着いてから活動に参加するようにします。



保健室にあるパーテーション、カーテン、段ボール等で安心できる場所を確保するだけで落ち着きます。

参考

『特別支援学級スタート応援ブック』(茨城県教育研修センター発行)

主に経験の少ない特別支援学級等の担当者を対象に、学級経営や授業づくりのポイント、実践事例等をまとめました。ぜひ、ご活用ください。



<主な内容>

- ・4月に取り組むこと
- ・5月～7月に取り組むこと
- ・夏休み以降に取り組むこと
- ・1月～3月（年度末）に取り組むこと
- ・資料



<主な内容>

- ・教育課程について
- ・特別支援学級の授業づくり
- ・授業づくりの8つの視点
- ・指導案作成にあたって
- ・授業実践事例集

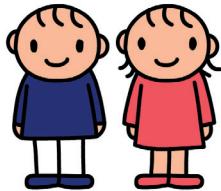
『特別支援学級スタート応援ブック』は、茨城県教育研修センターのホームページからダウンロードできます。

特別支援学級スタート応援ブック

検索

(3) 書字に困難を示す子供への支援

こんな子はいませんか？



- ・黒板の字を写すことに時間がかかる。
- ・漢字を覚えるのが苦手である。
- ・漢字のへんとつくりが逆になる。
- ・「ぬ」と「め」、「わ」と「ね」等の似ている字を間違える。等

ア 実態把握のポイント

(ア) 見え方（空間的な認知）

- 行を飛ばして読む マス目の中に書くことが難しい
音読がスムーズではない 見て書くことが苦手 等



(イ) 聞こえ方（音韻意識）

- 聞いて書くことが苦手 聞き間違いが多い
音読がスムーズではない 音訓の区別が著しくできない 等

(ウ) 記憶（聴覚性記憶と視覚性記憶）

- 手本がないと書けない 筆順が独特
細部が異なる文字を書く 等

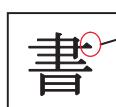
参考

『特別支援学級スタート応援ブック
(授業づくり編)』P37~39
(茨城県教育研修センター発行)

イ 書字に困難を示す子供への支援例

①書体を変える

明朝体のように文字に装飾がある場合、見えにくくなることがあります。装飾が少ないゴシック体や教科書体にすると見えやすくなることもあります。



この部分で混乱
する場合もある



<明朝体>



装飾が少ないので
分かりやすい



<ゴシック体>

②マス目や罫線を引く

空間の位置関係を把握するのが難しく、白紙に文章を書くときに、行が曲がってしまったたり、文字が重なったり、一方に偏ったりする子供もいます。

マス目や罫線のついたノートやプリント等を使うことで改善されることもあります。



マス目



色でマス目を
分ける

③覚え方

見ながら漢字を書くことはできますが、後で思い出そうとすると思い出せない子供がいます。また、へんとつくりを組み合わせたほうが覚えやすい子供もいます。

耳から聞いたことを記憶することが得意な子供には言葉で、目から見たことを記憶することが得意な子供には絵や図で覚えられるようにする等の工夫が必要です。

＜足し算で覚えよう＞



＜言葉で覚えよう＞



※学習を進める上での困難さは、一人一人異なります。子供の学習の様子を見取り、個々に応じた配慮や支援の内容・方法を考えていくことが大切です。

参考

特別支援教育に関するリーフレット（茨城県教育委員会発行）の紹介

『みんなとともに 2014』



特別支援教育の基本的な考え方や、通常の学級における特別支援教育、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校における教育の概要等を紹介しています。

『推進しよう 交流及び共同学習』
～ともにふれあい ともに育む～



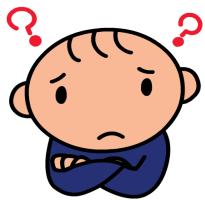
交流及び共同学習の基本的な考え方や実践例（小・中学校等と特別支援学校間、小・中学校の通常の学級と特別支援学級間等）について紹介しています。

※ 上記のリーフレットは、茨城県教育委員会のホームページ（特別支援教育課のページ）からダウンロードすることができます。

(URL: <http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/tokubetsushien/siryou1.html>)

(4) 友達とのかかわり方が分からぬ子供への支援

こんな子はいませんか？



- ・一人で遊ぶことが多い。
- ・まわりにいる子や特定の子を叩いたり、泣かせたりする。
- ・仲良くしたいのに、すぐ喧嘩になる。
- ・同年齢の友達がなかなかできない。
- ・おしゃべりが止まらない。 等

ア 実態把握のポイント

社会においては、人とのコミュニケーションは大切な要素です。しかし、子供の中には、人間関係を築くことが難しく、相手の思いを理解することができないため、不適切な対応をしてしまい、孤立してしまうことがあります。また、心の中では「一緒に遊びたい、話したい」といった思いを抱えている子供もいます。

人とのコミュニケーションが上手く築けず、不登校や問題行動等を起こす場合もありますので、以下に示す特徴から、子供への配慮や支援のポイントを考えていくことが大切です。

(ア) 一人で遊んでいる

- 動くものを見る、玩具を並べるなどの遊びに夢中になっている。
- コミュニケーションが苦手で、友達に关心が向かない。
「一緒に遊びたい」といった欲求が表せない。
- 「今は（気分が乗らず）静かにしていたい。」、「一人で遊んでいたい。」と思っている。
- 「友達とのトラブルばかりで、もう友達とかかわりたくない。」と思っている。等



(イ) 他の子を叩く、泣かせる

- 友達と一緒に遊びたい。でもどうしたらよいか、分からない。
- 衝動的な行動、自分の行動を制することが難しい。
- 友達の声や行動が気になる。等



(ウ) 人とのかかわりが上手くできない

- 遊びのルールを守ることや、我慢することが苦手である。
- 相手の気持ちを知るのは苦手で、自分の気持ちを優先してしまう。
- 自分の気持ちを伝えるのが苦手である。等



(エ) おしゃべりが止まらない

- 話すことは得意だけど、相手の話は理解できていない。（コミュニケーションは苦手）
- 自分の話を聞いている相手の表情をよむことが難しい。
- 自分の言葉が刺激になり、話が広がってしまう。等



イ 友達とのかかわり方が分からぬ子供への支援例

子供の行動を十分に観察し、その「行動」の「きっかけ」は何かを捉え、適切なかかわりや環境を整えることで、「好ましい行動（かかわり）」を増やすことができます。

気になる行動やできないことだけでなく、子供の得意なところやよいところを見つけて、称賛したり意欲を引き出したりして、成就感や達成感、自己肯定感をはぐくめるようにしていくことが大切です。そして、一人一人の子供が互いに認め合い、成長し合える学級づくりや集団づくりが求められます。（第2章8～9ページ参照）

①子供との信頼関係をはぐくむ

○話し合えるキーパーソンになる。

「一緒に遊びたいんだね。」「〇〇〇をとても頑張ったね。」等と、子供の気持ちを察したり、伝えたりできる「キーパーソン」になることが大切です。



②活動の前に

○約束を確認する。

その活動の中での約束事を小さなファイルに入れて持ち歩き、いつでも確認できるようにします。

その際、「一番にならなくても、怒りません」等と、子供と話し合って具体的な約束を決め、紙に書いておくと確認がしやすくなります。約束は子供自身が「自分で決めた」と理解できることが大切です。できた時は、カードに好きなシールを貼って評価することも効果的です。

③活動の後で、よりよい行動を伝える

○まず、気持ちを落ち着かせる。

友達や活動場所から少し離れ、まずは安心できる教員と一緒に過ごし、徐々に自分の気持ちに気付き、気持ちを調整できるようにすることが大切です。

○「どこがいけなかつたか」「そんな時にどうすればよいか」を一緒に考える。

ソーシャルスキルトレーニング（SST：社会で生きていくために必要な技術を習得するための練習）等を活用し、「どうすればよかつたか」、「こんな時どうする」等、その時の言葉や行動を考えることが有効です。また、時間の流れに沿って、その場でメモを作り、気持ちや行動を振り返ることもポイントです。

④環境の見直し（温かく、落ち着いた環境から、よりよいかかわり合いを）

子供の行動を見るだけではなく、①心的環境（教員や友達とのかかわり合いや言葉掛け）、②物的環境（教室、教材の整理整頓）を整えることも大切です。

⑤チームでの対応

担当の教員が一人で抱え込まず、子供を複数の目で見取り、互いに共通理解を図ることが大切です。どのような場面でその様子が見られたのかを記録し、どのような対応が考えられるのか、わずかな時間でも活用し、対応策を決めることが大切です。そして、PDCAサイクルで支援内容を改善していきます。

(5) 身のまわりのことに一人で取り組むための支援

こんな子はいませんか？



- ・机やロッカーの中が物であふれている。
- ・すぐ物をなくしてしまう。
- ・着替えに時間がかかる。
- ・友達に手伝ってもらうのが当たり前と思っている。
- ・やり方が分からなくて、困っている。等

ア 実態把握のポイント



□ 一人でできる活動はありますか。

できないことだけに目を向げず、集中して取り組んでいることや興味・関心の高いことを手掛かりに、一人でできることを増やし、自信をもてるようにすることも必要です。

□ 教員の話を聞き、自分で考えて行動することができますか。

「何をどのように行えばよいか」を理解できていないこともあります。分かりやすい言葉や提示方法の工夫に心掛け、子供が話を理解しているかを確認することも大切です。

□ 周囲のことが気になりやすいですか。

まわりの友達や気になるものに意識が向きやすい子供もいます。集中できる学習環境や課題の提示の方法等を工夫することが必要です。

イ 身のまわりのことに一人で取り組むための支援例

特別な教育的支援を必要とする子供への支援は、その子供だけではなく、ほかの子供にとっても有効な支援であることがあります。

例えば、身のまわりのことに一人で取り組むために、教室内の環境を整え、学習・生活するルールを子供に分かりやすく伝える支援です。以下の(ア)、(イ)が参考となります。

(ア) 学級全体への主な支援

①日ごろから整理整頓ができる学級に

- ・種類ごとにしまう場所を決め、物の写真や絵、文字で表示します。
- ・片づける場所と、しまう物に同じ色のビニルテープを貼ります。
- ・片づけられている状態を写真に撮り、片づける場所に掲示します。
- ・毎日、一定時間全員で引き出しやロッカーを整理する時間を設けます。

②作業の手順を全員で共有できる学級に

- ・手順と順番を簡潔に示した手順表を作ります。

＜例＞ほうきで床を掃く順序や給食の配膳の仕方を示す。

- ・作業の終わりや場所を分かりやすく示します。

＜例＞ごみを集める場所に、右の写真のようにテープを貼って明らかにする。



(1) 個々のニーズに応じた主な支援

学級全体への支援だけで取り組むことが難しい場合には、個々の子供のニーズに合った支援を考えることが大切です。



ほんの少しの工夫で自分から取り組めることが増え、「できた」という達成感が得られやすくなることもあります。また、根気強く繰り返していくことで、教員が細かく指示を伝えなくても自分で考えて取り組みやすくなります。

①机の中が片づけられない場合

- ・道具箱の中を仕切る、小さな箱を入れる等の工夫をします。
- ・片づいている状態の写真を貼っておくとよいでしょう。
- ・仕切った場所等にしまう道具の名前や絵を表示します。
- ・机の横などに箱や袋を置いて、使い終わった教科書やノートを入れられるようにします。



②鉛筆をすぐになくしてしまう場合

- ・鉛筆と筆箱の鉛筆をしまう場所を対応させ、番号を振ったシールを貼り、同じ番号の所にしまえるようにします。

③ロッカーや靴箱の場所が分からなくなってしまう場合

- ・自分のロッカーや靴箱に、お気に入りのマークやシール、もしくはまわりにビニルテープ等を貼り、本人に分かりやすいように工夫します。

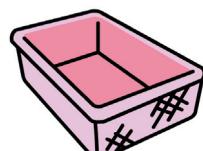


④ロッカーに物を押し込んでしまっている場合

- ・整理整頓して収納されている状態を写真に撮って表示しておくとよいでしょう。
- ・ロッカーの数に余裕がある場合には、2か所に分けて整理する方法もあります。

⑤脱いだ衣服が片付けられない場合

- ・脱いだものはかごの中にたたんで入れます。
- ・Tシャツやトレーナー等をたたむ時には、衣服の幅に合った厚紙を用意し衣服の上に置くとたたみやすくなります。



⑥忘れ物が多い場合

- ・持ち物チェックするためのシートを活用し、自分で確認ができるようにします。
- ・学校や家庭で持ち物がそろっているか子供と一緒に確認することが大切です。

⑦まわりの人が手伝ってくれるまで待っている場合

- ・最初は子供と一緒に取り組み、手順を覚えられるようにします。
- ・自分で少しでも取り組めたら、「がんばったね」とほめ、達成感を持たせることが大切です。
(「がんばりシール」を渡すなどすると効果的です。)
- ・さらにできるようになったら、できるところは様子を見守り、一人でできることを増やしていくとよいでしょう。



(6) 登校しぶりがみられる子供への支援

こんな子はいませんか？



- ・登校時間になると具合が悪くなってしまう。
- ・体調不良を訴え、遅刻、早退することが多い。
- ・教室で孤立しがちで、欠席日数が増えてきた。
- ・学校からの連絡や家庭訪問を拒否しがちである。
- ・「学校をやめたい」と言い出した。等

ア 実態把握のポイント

- 集団生活で必要とされる社会性やコミュニケーション力は身に付いていますか。
社会のルールや人とのつき合い方等を理解できず、対人関係や集団の活動でのトラブルに結びつき、学校生活を前向きに送ることが難しくなる場合もあります。
- 登校前に体調不良を訴えたり、遅刻・早退したりすることが多くなっていますか。
子供の学習・生活上の困難が理解されず、適切な支援がなされないと学校に行くこと自体がストレスになり、不登校やひきこもり等の二次的障害につながる場合もあります。
子供からのSOSサインに早く気づき、登校したがらない原因を探り、個に応じた配慮や支援を考えていくことが大切です。

イ 登校しぶりがみられる子供への支援例

①知覚過敏への配慮

遊戯室や体育館等、人が大勢集まる場所、大きな声やマイクの音、手をつないでの移動が苦手な子供や、好きになれない匂いや味がある子供もいます。

子供の苦手や苦痛に感じることを知り、子供の気持ちに寄り添うことが大切です。



体育館の後ろの方で話を聞こうか？

②環境面の配慮

叱られることは、子供にとって強いストレスになることがあります。意識してほしい約束事は事前に分かりやすい言葉で伝えたり、イラスト（カード）で掲示したりする等、子供が見通しをもって生活できる工夫が必要です。

うかは歩きます。



③授業等での配慮

優しい口調で話すことや、視覚的支援の活用、予定の事前予告、具体的で分かりやすい指示に心がけることが大切です。

＜例＞（誤）「早くしなさい。」

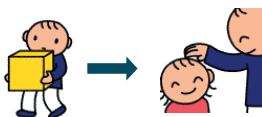


⇒ （正）「○分までにやろう。」



④自己肯定感の醸成

本人の得意なことや好きなことを見つけ、その力を伸ばしていくようにしましょう。また、手伝いを依頼し、「ありがとう」を伝える機会を多く設けることも大切です。



手伝いは人とかかわる第一歩です。
「ありがとう」は自己肯定感をはぐくむ魔法の言葉です。



⑤教員間の共通理解や家庭との連携

子供の学校への適応状況等に合わせて、登校時間を設定したり、在籍する教室以外に子供が安心して過ごすことができる部屋を設けたりする等、個別の支援や配慮が必要となる場合がありますので、全職員で共通理解を図って対応していくことが大切です。



また、家庭とも連携を密に行い、一貫した支援をしていくことが必要です。

参考

『特別支援教育支援員のためのサポートマニュアル』(茨城県教育委員会発行)

特別支援教育支援員の役割や心構え、主な障害の特性の理解と対応、主な支援例等が掲載されています。

特別支援教育支援員に限らず、特別な教育的支援を必要とする子供にかかる教員の方々に広く活用いただけます。



<主な内容>

- ・特別支援教育とは
- ・特別支援教育支援員の役割
- ・特別支援教育支援員の心構え
- ・主な障害の特性の理解と対応
- ・発達の段階を踏まえた配慮
- ・こんなとき、どうする?
　ーさらに児童生徒を伸ばすための支援ー
- ・校内及び他の関係機関との連携
- ・さらに詳しく知るために

『特別支援教育支援員のサポートマニュアル』は、茨城県教育委員会のホームページからダウンロードすることができます。

[特別支援教育支援員サポートマニュアル](#)

検索

4

肢体不自由や病気、心のケアが必要な子供への支援

(1) 車いすを使用している子供への支援

ア 車いすを使用することで広がる可能性

- ①行動範囲を広げ、社会参加を促進することができます。
- ②自分で移動できるようになります。自尊心が養われます。
- ③安全に移動できるようになります。
- ④体を起こす時間が確保されます。
- ⑤よい姿勢をとることで症状の悪化を防ぐことができます。



イ こんなことに困っていますか？

〈Q1〉

ずっと座っているから
お尻が痛いよ。

→A1へ

〈Q4〉

学習や食事がしにくいよ。

→A4へ

〈Q2〉

この先段差があるから
怖いな。

→A2へ

〈Q5〉

トイレの便器に座って
用を済ませたいな。

→A5へ

〈Q3〉

座り直したいな。

→A3へ

〈Q6〉

自分のことは
自分でやりたいよ。

→A6へ



※〈Q1〉～〈Q6〉は、52～56ページ以降の〈A1〉～〈A6〉の番号と連動しています。

ウ 車いすを使用している子供への支援例

〈A1〉 長い時間同じ姿勢でいると体が痛くなるので、時々姿勢を変えます。

- ・車いすから降りる時間を定期的に設けて同じ姿勢をとり続けるないようにします。
- ・褥瘡（じょくそう）＊や側わんがないか確認します。
- ・降りる時間を設けられないときには、写真のように高めの机等に上半身を伏せて休むことも苦痛を和らげるためには効果的です。

※床ずれのこと



〈A2〉 車いすに乗っている人が安心できる介助の仕方を考えましょう。

- ほんのわずかな段差を越えるのにも力が必要です。少しの段差であればベニヤ板を使って簡単に段差を解消することができます。
- 車いすに乗っているとスピードを感じやすくなります。
車いすに乗っている子供の気持ちを考えながらやさしくゆっくりと押すようにしましょう。
- 段差や坂道を進む時は、車いすの向きを変え、言葉をかけながら後ろ向きで進むと恐怖心が軽減できます。

注意

車いすが前に傾くと、胸ベルトをしていても、子供が転落してしまうことがあります。

大変危険ですので介助者は十分に注意する必要があります。

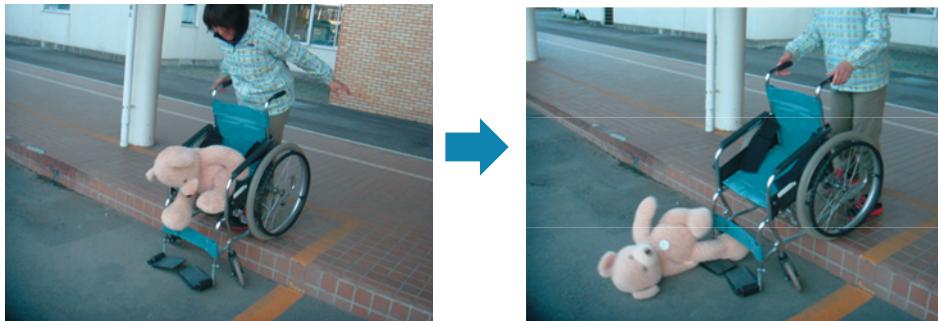


図14 車いすを扱う上での注意点（段差における危険性）

※車いすの扱い方等も含め、肢体不自由のある子供への基本的な介助の仕方については、肢体不自由特別支援学校（水戸、つくば、下妻）に問い合わせください。

各特別支援学校の連絡先については、3ページの「県内の特別支援学校配置図」を参照ください。

〈A3〉 まひがあると体の中心位置の感覚が分かりにくいので、子供に合った姿勢のとり方を工夫する必要があります。

- 自分で体の傾き等を感じることのできる子供には、教員が言葉掛け等の支援を行うことで、自ら姿勢を直すことができることもあります。鏡を見て、自分の姿勢に意識を向けることも大切です。
- 車いすや椅子の座り方を改善する適切な支援を行うことで自分の姿勢への意識を高めることや、正しい姿勢をとれることで学習への負担を軽減することにつながります。



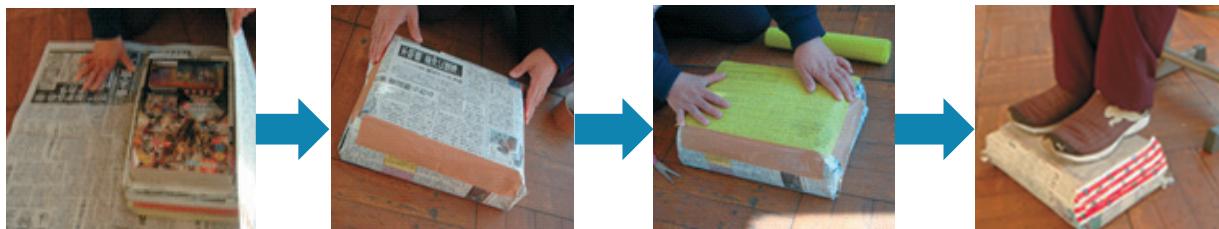
右：傾斜つきの座面を作成し
障害の状態等に合わせて正
しい座り方を促します。

左：正しい座り方について、
作業療法士から担任がアド
バイスを得て、授業等で生
かしています。



〈A4〉 障害の状態に合った補助具を活用し、生活や学習のしやすさを高めます。

・・・・・・簡易式足台の作り方・・・・・・



厚めの本（雑誌等）を 新聞や包装紙で周りを 滑り止めを上下（床 両足が足台にしっかりと作りたい高さに重ね 包み、ガムテープで留 面・足裏面）に取り付 と着くよう高さを調整て束ねます。 めます。 けます。 します。

・・・・・・工夫されたテーブルの紹介・・・・・・

- 車いすや椅子に座った時、テーブルを使用すると肘をテーブルに置き正しい姿勢をとりやすくなります。下の写真は、車いす用のテーブルや机等の例です。
詳しくは、理学療法士や作業療法士等の専門家や、肢体不自由特別支援学校に相談し、子供に合ったテーブルを用意することが大切です。

〈車いす用付属テーブル〉



〈カットアウトテーブル〉



〈座位保持装置用付属テーブル〉

・・・・・・まひや指に力が入りにくいときに使用する自助具の例・・・・・・

- 障害の状態等に合わせて、使いやすい道具（自助具）を使用しましょう。その際、市販品を使いやすいうように加工するのも一つの方法です。
これにより、子供は意欲的に学習に取り組めたり、自分で身のまわりのことを行ったりでき、自信や達成感の醸成、心理的な安定等につながります。

〈持ちやすさに配慮した鉛筆〉



〈持ちやすさに配慮した食器〉

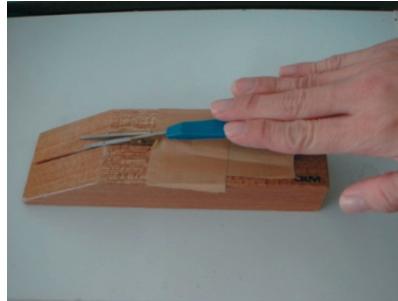


※ 障害の状態等に応じた食具の工夫については、『食事指導ガイドブック』（茨城県教育委員会発行）も参照してください。

〈いろいろなはさみ〉



グリップ付はさみ



台に固定して指で押すはさみ



カスタネット型のはさみ

※ 自助具は、福祉カタログや各関連サイトでも紹介されています。

※ 自助具について知りたい時は、肢体不自由特別支援学校等にご相談ください。

〈A5〉 トイレの環境を整えることにより、自分で排泄する機会が広がります。

・・・・・工夫されたトイレの紹介・・・・・

- つかまりやすい手すりが備え付けてあります。
- 便座に座った時に足の裏が床につくように、足台を使って高さを調整します。
- おむつやしひんを使用する場合でもプライバシーが保たれるように十分に配慮が必要です。
＜手すりを付けた便器①＞ <手すりを付けた便器②> <プライバシーに配慮した例>



・・・・・移動できる手すり・・・・・

＜手すりの使い方の一例>



移動できる手すりを利用すると教室やトイレで立ち上がり動作がしやすくなります。

これにより、椅子や車いす、トイレの便座への移乗動作も楽に行えます。

〈A6〉 「自分でできた」という気持ちを育てるために、動く機会を作りましょう。

・・・・・ 代表的な車いすの紹介 ・・・・・

- ・車いすは、子供に合った車いすを選ぶことが大切です。
車いすが必要な子供の多くは、医療機関等で自分の身体の状態に合わせた車いすを準備しています。
- ・体育等の身体を動かす活動では、子供の身体機能を生かす学習課題を設定する必要があります。その際、子供の苦手意識に対する配慮のほか、教材・教具の工夫等も必要です。

＜自走用（標準型）車いす＞



＜座位保持付き車いす＞



＜電動車いす＞



（介助用車いすの例）

・・・・・ 移動や立位に役立つ歩行器の紹介 ・・・・・

- ・立ったり、移動したりする動作を自立活動の時間等に個別の指導計画に基づいて学習ができるよいでしょう。個別の目標や学習内容を設定する際には、医療機関等との連携*が大切です。
- ・手すりを使って自分の身体を支えるなどして、安全に立位や歩行の学習ができる環境設定も必要です。

＜P Cウォーカー＞



＜S R Cウォーカー＞



＜U字ウォーカー＞



*医療機関でリハビリテーション等を受けている場合には、保護者の協力を得て、担当の理学療法士（P T）や作業療法士（O T）と連携して指導や支援のプログラム（個別の指導計画）を考えていくことが大切です。

(2) 心理的な安定を図るための支援

ア 入退院を繰り返す子供への心理的な安定を図るための支援

(7) 病気により及ぼされる影響

- ・「明日が同じように訪れないのでは」という不安を感じたり、行動や感情の自由、仲間とのかかわり等を喪失したりすることがあります。
- ・辛い思いや感情を隠したり押し込めたりして、社会性や生きることへの希望等を上手くはぐくめなくなることがあります。
- ・「人の迷惑になっている」等の心の負担を抱えることもあります。
- ・怒りや不安、抑うつ等の感情のほかに、自己コントロール力の低下や無力感が生じこともあります。



(イ) かかわる上で大切にしたいこと

- ・「自分を大切にする」ことを子供自身が考えられるようにすることが大切です。
- ・子供が表現した言葉や表情をしっかりと見取り、自分から表現しやすくなるよう配慮する必要があります。
- ・入院中であっても、病院内で訪問教育を受けることができることで、学習の保障だけでなく、友達・教員等とのかかわり等により前向きな生活を送ることにつながります。

(ウ) 入院中の子供への支援

- ・教員も子供の病気について正しく理解することが大切です。
- ・病気の子供の気持ちに寄り添い、受容しながらかかわることが必要です。
- ・学校から離れていても、「友達や先生とつながっている」ことを実感できると闘病生活の支えになります。
- ・学校の友達や教員からの「待っているよ」のメッセージが苦しい治療の励みにもなります。



(エ) 退院後に向けた支援

- ・前籍校へ戻る際、病院・病院内学級（訪問教育）・前籍校等の関係者で、退院後の学校生活等について話し合い、支援の手立て等を明確にすることが大切です。
- ・子供の治療の状況や入院期間にもよりますが、学校への登校は子供の負担が過重にならないよう配慮が必要です。
- ・子供は、退院後、学校に戻れた嬉しさから無理をすることもあります。子供の様子を丁寧に見取るとともに、主治医や家庭と連携を図りながら支援することが大切です。
- ・身体を動かす学習（体育等）や学校行事への参加は、主治医に確認して、無理のないように進めていく必要があります。

(オ) 病気療養が必要な子供の教育

- ・医療と連携しながら子供の病状等に応じた教育を行うことが大切です。
 - ・県内には病気療養が必要な子供への教育を行う特別支援学校（通学・訪問教育）や小学校（特別支援学級）があります。
- 病気療養が必要な子供が教育を受けられる場については、図 15 を参考ください。

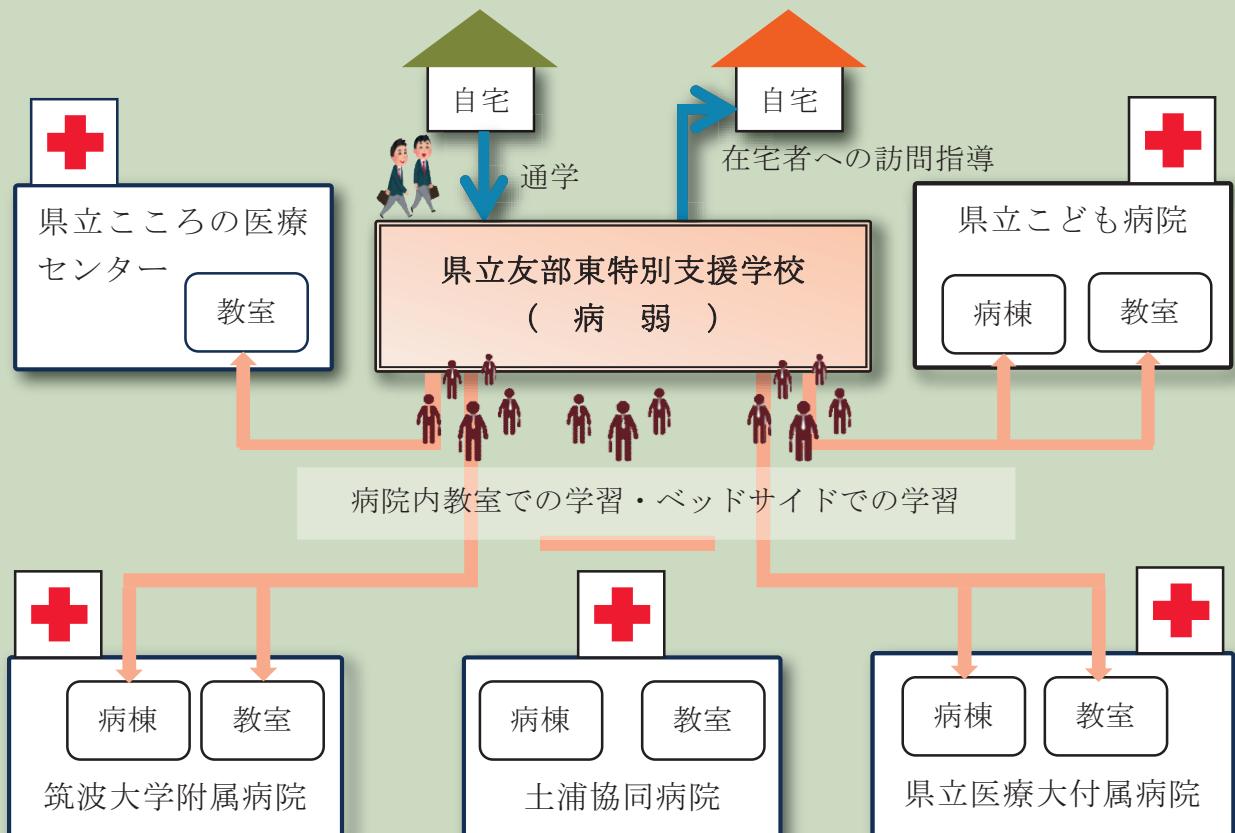


病気療養が必要な子供の教育



◇特別支援学校（病弱）

県立友部東特別支援学校 (TEL : 0296-77-0647)



◇小学校

病院内教室での学習・ベッドサイド学習

日立市立助川小学校

(TEL : 0294-22-1152)

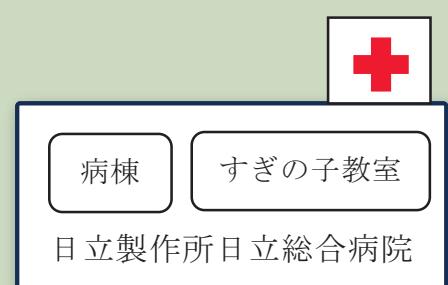


図 15 病気療養が必要な子供の教育

参考 病気療養児の教育に関する文部科学省通知

- ・「病気療養児の教育について」(文初特第 294 号, 文部省初等中等教育局長通知)
- ・「病気療養児に対する教育の充実について」
(24 初特支第 20 号, 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知)

イ 知的な発達の遅れのある子供への心理的な安定を図るための支援

(ア) 共感・受容し、寄り添う支援

- ・子供の気持ちを代弁（今の状況を言語化）する言葉掛けをしましょう。
- ・自分の気持ちを言葉にすることで、気持ちの整理を促します。
- ・静かに、ゆっくり、短い言葉で話しましょう。
- ・落ち着いてから、どうしたいか、気持ちを引き出す言葉掛けをします。



(イ) 子供の気持ちや考えを大切にした支援

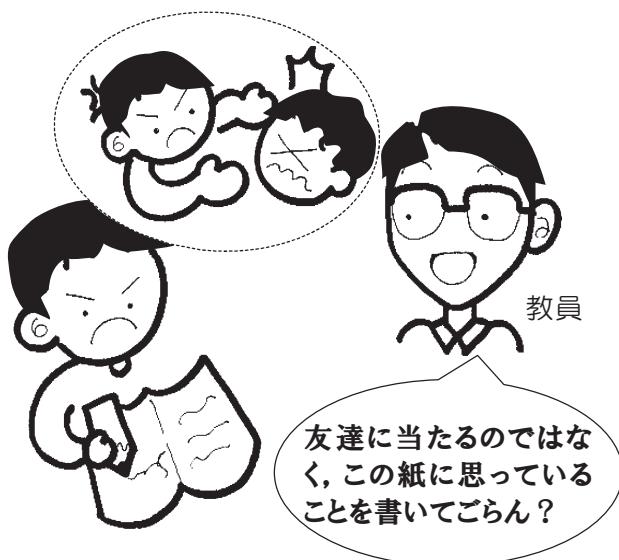


・子供がどうしてもやりたいことがある場合は、状況にもよりますが、その気持ちを受け止め、対応を考えていくことが大切です。

・子供の希望通りにすぐに取り組めない時は、その理由を子供に伝え、納得できるよう、丁寧に支援することが必要です。

(ウ) 子供の気持ちを整理するための支援

- ・話し言葉で自分の気持ちを上手く伝えることが難しい子供には、ノート等を渡し、「今の気持ちを書いてごらん」と促すことも有効です。
子供が、自分の気持ちを文字や絵で表せたら、教員もそれを受け止め、同じように応えることが大切です。
- ・友達を叩いたり、暴れたりすることで自分の気持ちを表すことは、望ましくないということを理解できるよう支援を考えていくことが大切です。



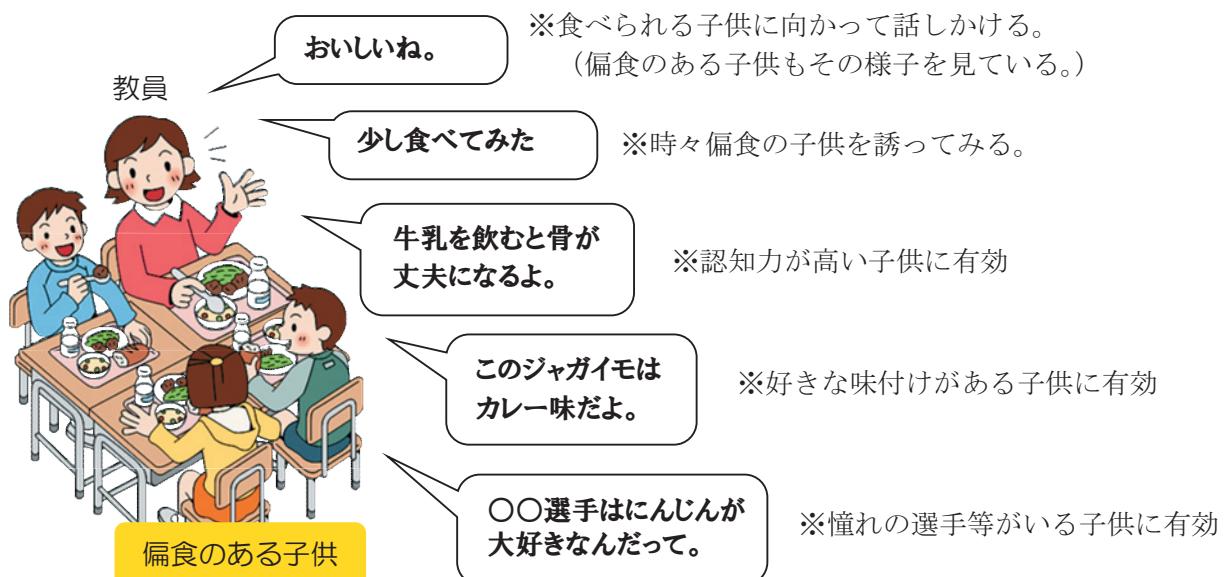
5 安全で適切な食事をするための支援

(1) 偏食のある子供への支援

障害のある子供の偏食の原因としては、①感覚の過敏（食べ物の食感・匂い・音が苦手、食材が混ざると食べられない等）、②こだわり（形・大きさ・色のこだわり、初めての食べ物への不安等）が考えられます。集団の力を上手に使い、スマールステップで取り組み、自発的に食べられるように支援することが大切です。

本人が嫌がる無理な支援は、不安等が増してしまう場合があるので、十分気を付けましょう。

ア 給食での言葉掛けの例



イ 「からっぽ！」の言葉で偏食を改善した例（知的障害特別支援学校 小学部第2学年）



Aくん

空になったお皿をいつも皆さんに
自慢げに見せていました。



Bくん

Aくんがほめられるのを見て、Bくんも嫌いなものを食べ始めた。

Bくんはお皿が空になると、「からっぽ！」と言うようになった。

すごいね、Aくん。
全部食べたんだね。



教員

Bくんもすごい！
えらいね。



Cくん

Dくん

Eくん

教員にほめてもらいたいのか、次第にCくん、Dくんも嫌いな野菜を食べるようになった。

また、Eくん（「からっぽ！」と発音できない）も嫌いなものを食べて、「はい！」と言しながらお皿を上に掲げるようになった。

ウ その他の支援例

子供の様子	考えられる原因	支援の方法
(ア) 白いご飯は好きだが、カレーライスや丼物等は食べることができない。	・食べ物の食感や味が混ざり合うことを不快に感じる。	・ご飯とカレー（丼の具）を別々に盛りつける。 ・ご飯とカレー（丼の具）を合わせることに少しずつ慣らしていく。
(イ) 食べたことがない食材を食べられない。	・どのような味や食感なのかわからないために、食べることに強い不安がある。	・どんな味なのか、今までに食べたことがある食べ物を例に出して伝える。 (「フライドポテトはポテトチップスと同じジャガイモだよ。」等)
(ウ) ご飯が苦手で食べられない。	・どのような味や食感なのかわからないために、食べることに強い不安がある。	・子供が食べられる大きさ（米粒1つから）にして、食べることができた時には大いに称賛する。

参考

『食事指導ガイドブック～安全で楽しく食事をするために～』(茨城県教育委員会発行)

平成25年度特別支援学校機能強化事業（文部科学省委託事業）において、県立特別支援学校（知的障害・肢体不自由）16校で、歯科医師や歯科衛生士、作業療法士等の専門家を活用し、食べる機能に障害のある子供への安全で適切な食事指導の在り方について実践研究を行いました。

その成果を、冊子としてまとめ、食べる機能に障害のある子供にかかる教員や保護者の参考としていただくため、茨城県教育委員会ホームページからダウンロードできるようになっています。ぜひ、ご活用ください。

食事指導ガイドブック 茨城県

検索



(2) 上手にかむことができない子供への支援

まず子供の様子をよく観察し、「かまない」のか、「かめない」のかを見極めることが大切です。以下に、具体的な支援例を示しました。



かむ練習

『食事指導ガイドブック』P35～38, P61～62 参照

『摂食育コミュニケーション』(参考文献 28) 参照

ア ポイントは一口量

(食べ物の大きさや厚さ、硬さを感じとれる量)

例えば…ソーセージは前歯で噛みきり、
奥歯ですりつぶす。

前歯



キリキリ



奥歯



スリスリ



イ 口を閉じてかむことが基本

口唇マッサージで口周りの筋肉をほぐすことも有効です。(食事指導ガイドブック P44 参照)

**このようなことにも
目を向けてみましょう！**

ウ コミュニケーション

楽しい話題は最善のおかずです。会話が飛び交う環境をもつことも大切です。



エ 食べるリズム

体内リズムを獲得し、空腹感をもって食事ができるようにしましょう。



①食事中の姿勢

『食事指導ガイドブック』P61～62 参照

ア 椅子は床にしっかりと高く

つかない時は足台等
を使用するとよい。



イ 猫背は悪い歯並びのもと



②歯の健康状態をチェック

「歯が痛い」「歯が欠けている」「かみ合わせが悪い」等のような状態では、しっかりとかもうとしてもかむことができません。



**歯の生え替わりについての
ワンポイント！**

小学校 1～2 年生

…前歯の生え替わりの時期
→前歯でのかじりとりができるようにしましよう。

小学校 3～4 年生

…奥歯の生え替わりの時期
→奥歯ですりつぶしができるようにしましよう。

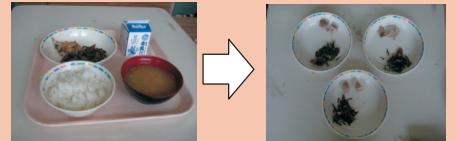
(3) 食べることがはやい子供への支援

食べることがはやい子供の中には、食べ物を口に詰め込むように食べたり、丸飲みをしたりしていることが見られます。また、口に食べ物が入っているうちに、おかずやご飯をすくったり、摘まんだり、会話をせず食べ続けたりしています。ゆっくり食べることができるよう環境を整える工夫をする必要があります。以下に、いくつかの支援例を示します。

<支援のポイント>

① 食事を小分けにする。

おかずやご飯を小分けにします。取り分けたおかずやご飯が無くなったら、別に取り分けた分を提供します。スプーンは一回り小さい物にし、一口量を減らします。



② 食具を置いて咀嚼する。

食べ物を口に入れた後、食具を置いて噛むよう促します。
食べ物を飲み込んだら食具を持って食べ始めるようにします。



③ 食べ物を飲み込んでから水分を摂る。

牛乳や汁物で食べ物を流し込むのを防ぐために、食べ物を飲み込んでから牛乳や汁物を飲むよう促します。

④ 会話をする時間を設ける。

献立や子供の興味のある事柄等を話題にして、会話をする時間を設けるようにします。コミュニケーションボードを使用して会話を促すこともできます。



食べ方がはやい場合、時間をかけて食べることとともに、窒息にも十分注意しなければなりません。以下に、詰まりやすい食べ物と窒息しにくい食べ方を示します。

<窒息時の状態と詰まりやすい食べ物>

詰まりやすい食べ物	窒息時の状態
パン、餅、だんご、ごはん、粥 等	食べ物を詰め込み、気管や食道の入り口を塞ぐ
こんにゃくゼリー、ミニトマト、餡玉 カリフラワー、リンゴ 等	食べ物が滑って入り、気管を塞ぐ
ピーナッツ 等	食べ物が吸い込まれて、気道を塞ぐ

<窒息しにくい食べ方>

- ① 一口量を多くしすぎない
- ② 口の前の方に捕りこむ
- ③ よく噛み、唾液と混ぜる
- ④ 食べることに集中する
- ⑤ 頸を上げて食べない
- ⑥ すすぐ食べを避ける
- ⑦ 口に入れたまま、しゃべらない
- ⑧ 口に入れたまま、歩き回らない
- ⑨ 口に入れたまま、寝転ばない
- ⑩ 食べている時に驚かせない

(『食事指導ガイドブック』P74 参照)

(4) 箸が上手に使えない子供への支援

箸の操作には手指の巧緻性が密接に関連しています。いったん間違った箸の持ち方を身につけると直すのが難しくなるほか、詰め込み食べの原因にもなります。

スプーンで食べる時の握り方に注目してみましょう。

写真12のように、3指（親指・人差し指・中指）でスプーンを持つこと（3点持ち）はできますか？また、お皿の食べ物を一箇所に集めたり一口量をくつたりする等の操作はできますか？



写真12 スプーンの持ち方①



写真13 スプーンの持ち方②

写真13のように、手のひら全体でスプーンを握り締めている、あるいは3指での持ち方が不安定な場合は、スプーンやフォークを使って上手に操作できるようになることを優先しましょう。

この段階で箸を持っても、口に食べ物をかき込むための道具になってしまいます。



写真14 持ち方練習用の箸

<ワンポイント>

3点持ちを促すための学習

～食事以外の場面を使った指先の操作性の向上～

- ビーズのような小さな物をつまむ活動を取り入れる。ボタンのある衣服の着脱を練習したり、ひも結びをしたりする。
- 鉛筆などの3指が当たる点に小さなシールを3つ貼り（またはマジックで印を付け）、親指・人差し指・中指で隠すように持つ練習をする。



（慣れてきたら、薬指と小指で小さな消しゴムを持つとさらに効果的）

(5) ダウン症の子供への食事指導

食べるためには必要な唇や舌の動きや筋力が十分に備わっていないと、むせや誤嚥の危険性が増します。ダウン症の子供には、手指の操作性の発達と口の機能の発達にアンバランスさが見られるので配慮が必要です。

ダウン症の子供にみられる食べる機能の特徴

- ・全身の筋力が弱い（低緊張）ため粗大運動の発達が遅れるほか、口唇が緩んでしっかりと閉じられず、舌が突出しやすくなります。
- ・歯の生え始め（萌出）が遅く、食べることに必要な口の動きの発達よりも、手の動きの発達が先行しやすくなります。そのため自分で食べることを優先すると、詰め込みや丸飲みなどを誤学習してしまいます。



（『食事指導ガイドブック』P28 参照）

<支援のポイント>

①一度に口に入る量は多くありませんか？

食事への関心が強い場合、次から次に口へ食べ物を運んでしまったり、かじり取らずに押し込んだりしてしまうことがあります。

一口量のイメージをつかむためには、おにぎり等のかじり取りも大切です。また、一口量ずつ別の皿に取り分ける等の手立ても有効です。



②前傾姿勢になっていますか？

机や椅子の高さ、食器の位置にも配慮が必要です。

前傾姿勢で食べていると、舌を出して食べ物を迎える、そのまま舌を引いて噛まずに飲み込んでしまうことがあるので、上半身を起こして食べるようにしましょう。

③しっかりと唇を閉じられますか？ スプーンは口の大きさに合っていますか？

唇を閉じる力が弱い場合、スプーンに載せた食べ物を全てきれいに取り込むことが難しいことがあります。歯ではなく、唇をしっかりと閉じて取り込む習慣をつけましょう。

スプーンはボールの部分が浅く、子供の口の幅よりも小さい物が適しています。



④口の中の物がなくなってから、次の食べ物を口に入れる（①へ）

飲み込む際に舌が出てくる場合は、唇をしっかりと閉じるよう介助したり本人に話をしたりしてください。舌が出てしまう原因の1つに、唇を閉じる筋肉（口輪筋）の弱さが考えられます。『食事指導ガイドブック』P36 を参考に練習してみましょう。

上手に食べられた時は称賛し、成功体験として積み重ねられるようにしましょう。

6 卒業後に向けた支援

特別な教育的支援を必要とする子供の卒業後に向けた支援を進めるに当たっては、小学校段階から各ライフステージに応じたキャリア教育が大切です。巻末資料（82～86 ページ）に各段階でのキャリア教育や、就労支援について紹介していますので、参考にしてください。

ここでは、卒業後の就労や進学に関する支援について説明します。

（1）就労に向けた支援～卒業後の就労に向けた具体的な支援～

ア 障害者雇用（一般求人）の位置づけ

学校を卒業後、すぐに就労する場合と、移行支援事業所における就労に向けた訓練等を経て就労する場合があります。



イ 療育手帳の取得

①目的は？	知的障害のある人が、各種の支援サービスを受けやすくすることを目的に交付されるものです。
②取得すると受けられるサービスの例は？	税金の控除及び減免、NHK受信料の免除、JR・バス・飛行機等の旅客運賃割引、医療福祉費支給制度等があります。
③申請は？	交付を受けようとする年齢により手続きをする機関が異なります。 18歳以上の方…福祉相談センター（TEL 029-221-4150） 18歳未満の方…お住まいの市町村を管轄する各児童相談所

※障害者雇用を希望する際には、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳が必要になります。

（一般社団法人日本発達障害ネットワーク編『新版・発達障害児のための支援制度ガイドブック』より）

ウ 現場実習

現場実習は特別支援学校高等部を中心に行われています。本人が職場に慣れたり、職場でも本人を理解したりできるなど、生徒や事業所（企業）両者にメリットがあります。

現場実習…大きく分けてデュアルシステム型現場実習と一定の期間続けて行う現場実習とがあります。

ア デュアルシステム型現場実習

1週間に1日程度の実習を数週間続ける実習。
学校における職業教育と事業所における就労体験を並行的に実施し、自立につなげるシステム。

※『特別支援学校生徒（発達障害等）を対象としたデュアルシステム型現場実習の手引き』（県教育庁特別支援教育課発行）より

イ 一定の期間続けて行う現場実習

連続した2～4週間程度、同一の事業所で行う実習。働く習慣や厳しさ、職場でのルールや職場の方々とのかかわりを、実際の産業現場での体験実習をとおして学びながら就職を目指す。

※県立B特別支援学校の例

エ ジョブコーチ

「職場適応援助者」のことを言います。就職又は職場適応に課題のある知的障害者、精神障害者等の雇用の促進及び職業の安定を図るため、事業所に派遣され、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行っています。県内では、茨城障害者職業センター等に派遣の相談をすることができます。(茨城障害者職業センターのホームページより)

オ 障害のある生徒が就労するまでの流れ

(ア) 特別支援学校における障害者雇用で就労するまでの支援の一例

複数回にわたる現場実習を経て本人の適性を見極め、事業所やハローワーク等と連携しながら就労に向けた支援を行います。

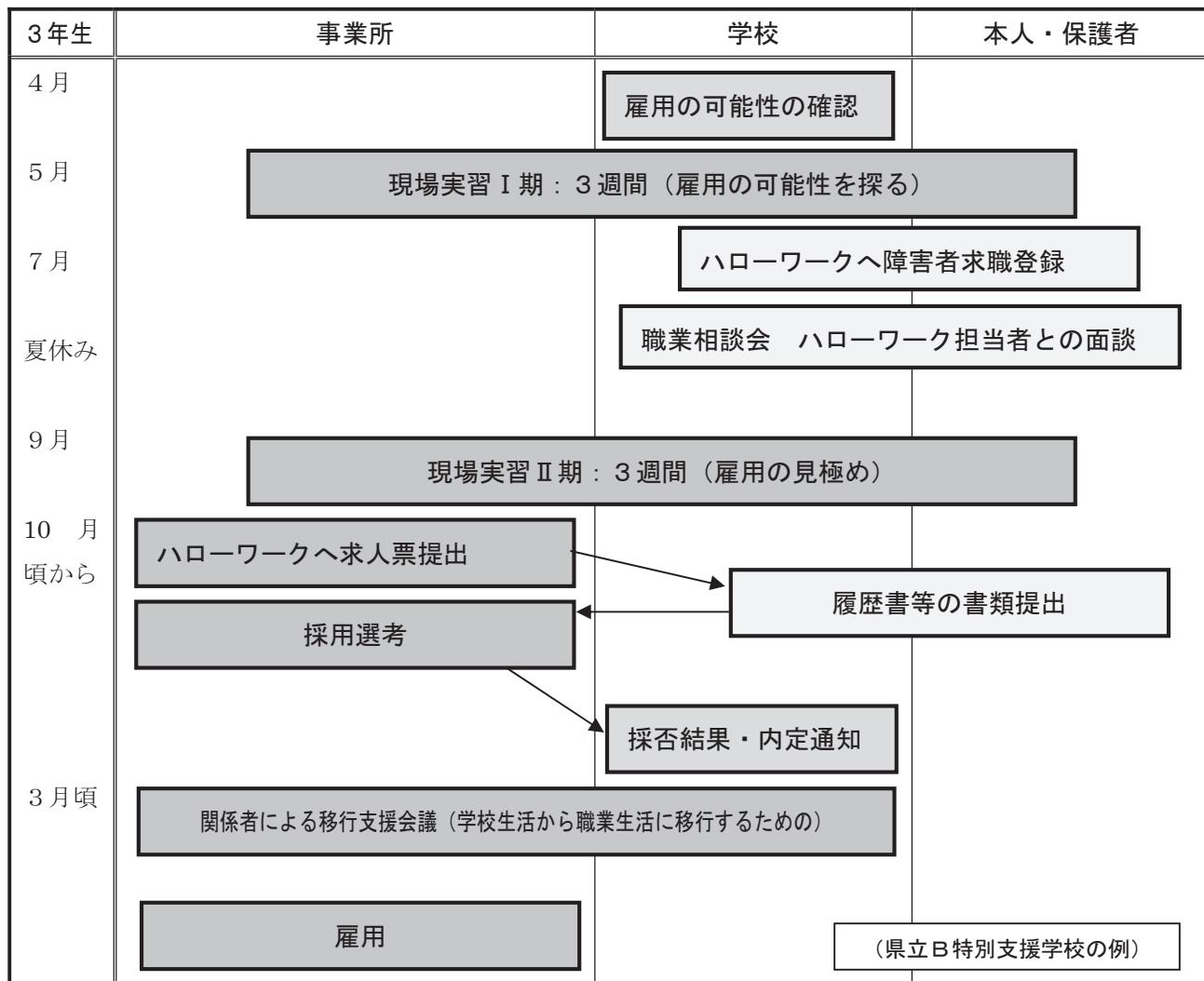


図16 障害のある生徒が就労するまでの流れ

参考

障害のある子供の就労に関する理解啓発リーフレット

茨城県教育委員会では、特別支援学校に在籍する障害のある生徒の企業等への就労を促すため、企業・事業主向けの理解啓発リーフレットを作成しています。在学中の現場実習や、対応可能な業務例等について説明しています。

茨城県教育委員会のホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/tokubetsushien/siryous1.html>



(イ) 高等学校等から障害者雇用での就労を目指す場合

- ① 居住地を管轄しているハローワーク、障害者職業センターが窓口となります。積極的に相談をし、情報収集をするとよいでしょう。
- ② 障害者手帳（療育手帳や精神障害者保健福祉手帳）の取得が必要となります。手帳の取得には、本人や家族の理解が必要です。
- ③ 高校3年生の初めには、「一般求人による就労」か「障害者雇用での就労」かをおおよそ決めておくとよいでしょう。

高校3年生の夏ぐらいまでに、①～③の項目がはっきりしていると、障害者雇用での就労につながりやすくなります。

また、地域の特別支援学校においても、障害のある生徒の就労についての情報提供や相談ができます。連絡先等は、3ページの「県内の特別支援学校配置図」を参照ください。

参考

<Q>離職してしまった理由として、どのようなものがありますか。

また、離職を防ぐために大切なことはありますか。

<A>

○離職理由として、主に以下の点があげられています。（県立B特別支援学校の状況から）

人間関係の悪化

勤労意欲の低下

生活の乱れ

-
- ・人間関係が悪くなり、職場に行きづらくなって退職する。
 - ・相談できる人がおらず、悩みを一人で抱え込み退職する。
 - ・欠勤が多くなり、勤務態度にも課題が生じ、退職につながる。等

○離職を防ぎ、就労と職場定着を促すために、以下の点が大切になってきます。

家族の支援

学校や支援センター等との連携

家庭や関係機関と連携した支援の引き継ぎ

早期からの各段階に応じたキャリア教育の系統的な指導支援の継続

→ 生活環境を整えたり、本人の気持ちを受け止めたり等のサポートをする。

→ 職場の悩み等を相談できる場所（機関）を確保しておく。

→ 「個別の教育支援計画」等による綿密な引き継ぎができるようにする。

→ 「個別の指導計画」等による系統性のある指導を行えるようにする。

※ 万が一、離職しそうな状況の場合は、各地区の障害者就業・生活支援センター（20ページ参照）で様々な相談に応じています。

また、離職した場合でも、再就職についての相談にも応じています。

(2) 進学に向けた支援

特別な教育的支援を必要とする子供の卒業後の進学に向けた支援について、主に大学入試センター試験の「受験上の配慮」について紹介します。

大学入試センターでは、病気・負傷や障害等のために、大学入試センター試験において受験上の配慮を希望する志願者に対しては、申請に基づき、審査の上で許可された受験上の配慮を行っています。この受験上の配慮を受けるためには、高等学校等での配慮の実績が必要です。

詳しくは、大学入試センターのホームページ (<http://www.dnc.ac.jp/center/>) を参照してください。



ア 大学入試センター試験受験上の配慮の概要

<ul style="list-style-type: none">○試験問題<ul style="list-style-type: none">・点字問題冊子、拡大文字問題冊子等○解答方法<ul style="list-style-type: none">・点字解答、文字解答、チェック解答、代筆解答（パソコン使用も一部可）○試験時間の延長<ul style="list-style-type: none">・1.3～1.5倍○その他<ul style="list-style-type: none">・受験案内例示事項、例示事項以外も申請可能	<ul style="list-style-type: none">○必要な申請書類<ul style="list-style-type: none">・視覚障害・聴覚障害・病弱・その他 全員：受験上の配慮申請書（申請書）全員：所定（視聴）あるいは既存の診断書（診断書）・肢体不自由 全員：申請書・診断書重度：状況報告・意見書（報告意見書）・発達障害※ 全員：申請書・診断書・報告意見書
--	---

※発達障害については、平成23年度から加わりました。

イ 受験上の配慮内容

(ア) 発達障害

対象となる者	全ての科目において措置する事柄	英語リスニングにおいて措置する事柄	必要な提出書類
自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため特別な措置を必要とする者	<ul style="list-style-type: none">・試験時間の延長（1.3倍）・チェック解答・拡大文字問題冊子の配布（一般問題冊子と併用）・別室の設定（トイレに近い試験室、座席を試験室の出入口に近いところに指定、1階またはエレベーターが利用可能な試験室）・試験室入口までの付き添い者の同伴	<ul style="list-style-type: none">・試験時間の延長（1.3倍）・試験時間延長を希望する者はCDプレーヤー（監督者が操作）にヘッドホンを接続・チェック解答を希望する者はICプレーヤー（監督者が操作を補助）にイヤホン接続	<p>①受験上の配慮申請書</p> <p>②所定の診断書</p> <p>③状況報告書</p>

(イ) その他の障害

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱等については、『受験上の配慮案内（障害のある方への配慮案内）』（大学入試センター発行）を参照してください。

（URL：http://www.dnc.ac.jp/center/shiken_jouhou/）

ウ 高等学校等に求められること

高等学校では、「校内委員会の設置」、「特別支援教育コーディネーターの指名」等、基本的な体制整備は進んできていますが、それらをうまく機能させるために、特別な教育的支援を必要とする生徒への支援に学校全体で取り組む体制を構築することが重要です。

同様に、特別な教育的支援を必要とする生徒の進学においても、下記のように校内支援体制を整えることが大切となります。

(ア) センター試験等における受験上の配慮

- ・センター試験等の大学入学試験において、特別な教育的支援を必要とする受験生に対する受験上の配慮が普及してきています。
- ・センター試験で受験上の配慮を受けられると、他の大学受験に際して同様の受験上の配慮等の特別措置が認められる可能性が高くなります。

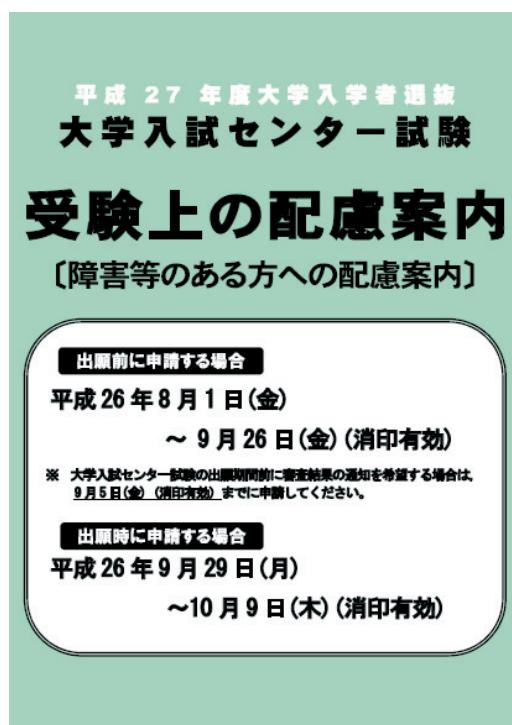
(イ) 「受験上の配慮」に関する校内支援体制の構築

- ・特別な教育的支援を必要とする生徒が受験上の配慮を受けるためには、高等学校等での支援状況に関する報告書が必要です。
- ・個々の生徒の実態等に関する教員間の情報共有や、具体的な個々の教育的ニーズに応じた支援の実績が必要となるため、特別な教育的支援を必要とする生徒の進学に関する校内支援体制の構築が求められます。

参考

平成 27 年度大学入試センター試験「受験上の配慮案内」(PDF)

(大学入試センターのホームページからダウンロードすることができます。)



まわりの子供は、こんなふうに思っているかもしれません



さぼっているのかな?
できないのかな?

話しかけて、ケンカになつたら嫌だな。

そこで…

見た目では、
○できること、困難なこと
がわかりにくい。
○どう接すればよいかが
わかりにくい。
…等が考えられます。

教員が、特別な教育的支援を必要とする子供の特性について正しく知り、まわりの子供へ適切な支援や協力についての理解を促す

ことが大切になります。

(1) まわりの子供に知ってほしいこと

自分とは違う人の価値を認めることが障害理解の第一歩で、「認める」ためには相手を「知る」ことが大切です。自分とは違うけれど自分と同じように「できることを増やすために努力している」「友達との時間や学校生活を楽しんでいる」等、対等な立場の仲間だと感じられることが大切です。

ア 最初に確認したいこと

学級の子供の「年齢」「障害に対する知識」「障害のある子供の保護者の考え方」等を考慮に入れ、何をどこまでどのように話すか考える必要があります。

また、障害への理解にも段階があり、年齢や発達に応じた教育が必要です。

イ 知ってほしいこと

<知ってほしいこと>

- ・本人が難しいこと、苦手なこと
その原因（どんなふうに感じているかなど）
- ・本人ができること、よいところ
- ・本人の障害特性
(本人の特徴。障害名は出さない方がよい。)
- ・まわりの子供と同じところ、違うところ
- ・本人がされたら嫌なこと 等



- ◎まわりの子供ができる協力(具体的、数は少なめ)
- ◎まわりの子供の適切なかかわり方

<知るために…>

- ・ペアやグループ活動を増やす。
- ・レクリエーションや休み時間等に一緒に遊ぶ時間を増やす。
- ・席替えの頻度を増やす。
- ・必要なタイミングで、その場にいる子供にその都度説明する。
- ・時間を設定して全体に説明する。 等



(2) 互いを「知り」「認める」ために大切なこと

ア 一人一人の子供をよく理解する

一人一人の子供の話をよく聴き、わずかな子供の変化にも敏感になることが求められます。子供の学習や生活の様子をよく観察し、小さなことでも十分に認め、ほめることができます。



「先生はみんなのことを見ている。」「一人一人を大切に思っている。」という気持ちや姿勢が子供に伝わるようにしましょう。

イ 温かい雰囲気の学級づくり・集団づくりをする

できなくても「笑わない。」「非難しない。」等、互いを認め合える雰囲気づくりが大切です。授業中、教え合ったり助け合ったりする場の設定も必要となります。

一人一人の子供についての理解や学級づくり・集団づくりに必要となる基本的な考え方については、8～9ページを参照ください。



ウ 教員が手本になる

グループ活動では、教員も一緒に活動し、適切な言葉のかけ方、態度を示すことも有効な場合があります。一人一人の子供のよさをほめ、教員が認めていることを示すことが子供への手本となります。

教員が子供のモデルとなっています。適切な手本となるようにしましょう。

エ 一人一人の子供が活躍できる場をつくる

子供が、集団の中で自己肯定感を高めていくためには、できることはほかの子供と一緒にい、安心して取り組めることが大切です。

そのためには、集団での活動の中でも、一人で取り組め、自信をもてる課題等を設定することも必要です。

普段から一人一人の子供のよいところや頑張っていること等を認めていくことが求められます。



カ まわりの子供とのトラブルでは、互いの気持ちを受け止める

まわりの子供には…

- ・「○さんは、障害なんだから我慢しなさい。」等の表現は、まわりの子供へ正しい理解を促す点で望ましくありません。
- ・まわりの子供からも話を十分に聞き、気持ちを受け止めることが大切です。
- ・特別な教育的支援を必要とする子供の言動の理由や苦手なこと等を伝え、どのようにしていくことが必要かと一緒に考えながら理解を促す工夫も必要になります。

特別な教育的支援を必要とする子供には…

- ・子供と一緒に行動を振り返り、今後「どのようにすればよいか」を一緒に考えることが大切です。その際、子供の分かる言葉等で指導や支援をすることが必要です。

8

家庭との連携、保護者との信頼関係づくり

こんな対応をしていませんか？



保護者の立場で考えてみると・・・

「自分の育て方が間違っていたのだろうか。」「どうしたらいいのだろう。」「先生の対応はどうなのか。」等、不安感や不信感を抱くかもしれません。

そこで…

保護者との信頼関係を築き、いかに家庭と連携して支援をしていくか、
そのために、まず何が必要かを考えていく

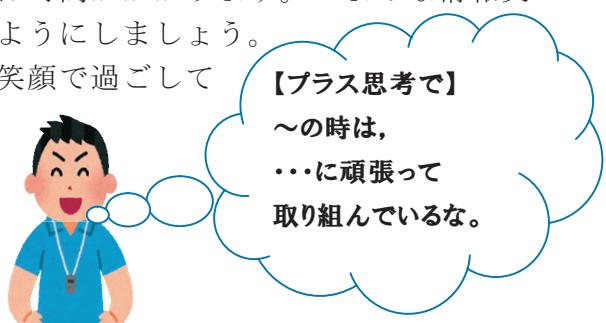
ことが大切です。

(1) 日常的な取組

ア 担任は

保護者が自分の子供の状態等を受け入れるには時間がかかります。こまめな情報交換を心がけ、保護者が安心感や信頼感をもてるようになります。

- ・連絡帳で、子供の頑張ったことを伝えたり、笑顔で過ごしている写真を見せたりする。
- ・保護者と直接会って話す機会をつくる。
- ・わずかな子供の頑張りを認める。
- ・コーディネーターや管理職等に相談しながら対応する。
- ・保護者に提案したことは実行する。 等



イ 管理職や特別支援教育コーディネーターは

- ・担任や保護者が相談しやすい雰囲気づくりをする。
- ・ケース会議で、具体的な手立てについて話し合えるように情報を収集する。
- ・保護者会、学校だより、学校ホームページ等で特別支援教育について情報発信をする。 等

(2) 保護者との面談では

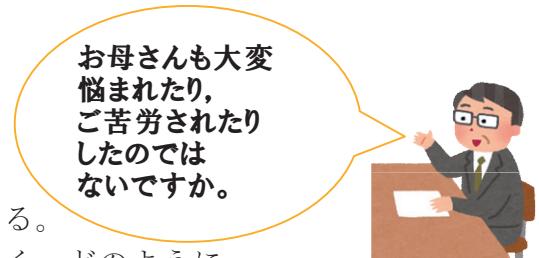
ア 基本的な対応

『あなた（保護者）の力になりたい』という誠実な思いが大切です。それは、言葉以外にも表情や話し方等に表れるものです。保護者の言葉の奥にある『保護者の願い』に耳を傾けましょう。

また、保護者の願いは、個別の指導計画の個別目標を設定する上でも、大切な視点となります。

イ 話のすすめ方

- ①まず、十分に保護者の話を聞く。
(傾聴、共感、受容、状況の整理等)
- ②成長しているところや頑張っていること等を伝える。
- ③問題となる行動等については、その状況だけでなく、どのように対応したかを分かりやすく説明する。
- ④子供のために、今できる具体的な対応を一緒に考える。



☆面談では・・・

- △周囲の子供や教員にとっての問題点を中心に話をしませんか。
- 子供の困っていることや今後取り組めること等に焦点を当てて話しましょう。

- ⑤保護者に依頼する内容は、できるだけ負担の少ないものから始めるようにしましょう。
(例)「～ができたら、ほめてください。」等

(3) ケースに応じた対応

ア 専門機関と連携する必要がある場合

- ・特別支援教育コーディネーターが同席する等、複数の職員で対応します。
 - ・安易に障害名を口にすることは控えましょう。
- ↓
- ・相談後は、専門家からのアドバイスを共有して、
支援の方法を見直しましょう。



特別支援教育コーディネーター
教員

【県内の主な相談機関：18～20 ページ参照】

イ 「十分な教育を受けることのできる場」についての話し合いでは

- ・保護者が、自分の子供にとって最善の選択ができるよう援助しましょう。
そのためには、保護者にとって必要な情報の提供をすることが大切です。



「一人一人の実態に合わせた学習を
します。」

教員

第4章 巻末資料

資料番号	資料名	ページ
【資料1】	『生徒指導リーフ』シリーズ等の紹介	76
【資料2】	インクルーシブ教育システム構築支援データベースの紹介	78
【資料3】	盲学校の教育相談等	80
【資料4】	聾学校の教育相談等	81
【資料5】	キャリア教育と職業教育・進路指導	82
【資料6】	各ライフステージにおけるキャリア教育	83
【資料7】	小学校・中学校・高等学校におけるキャリア発達	84
【資料8】	茨城県内の障害者の就労状況	85
【資料9】	障害者の雇用と働く障害者を支援する法律	86

平成24年より、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターが発行しています。平成27年3月現在までに、Leaf.1~18及びLeaves.1~2(増刊号)が発行されています。

『生徒指導リーフ』は、生徒指導に関して

- ・みんなが理解しているようでいながら、実は十分に説明されてはこなかった事柄
- ・いざ実践をと思ったときに、間違っていないか不安になりやすい疑問点
- ・役に立つと考えて行っているにもかかわらず、成果が上がらなかったり、弊害の大きかったりする「似て非なる実践」の問題点
- ・きちんとした定義や、きちんとした評価が知りたい、新しい概念や手法
- ・今、学校現場が知りたい話題

などにスポットを当てピンポイントで解説や提案を行う新しい形の生徒指導資料です。

白黒コピーでも見やすい配色になっているので、各種研修会等で活用できます。

「生徒指導リーフ」シリーズ

<Leaf.1~3>

Leaf.1	Leaf.2	Leaf.3
生徒指導って、何？  <small>※最新版を、http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf01.pdfから、直接にダウンロードできます。</small> 生徒指導リーフ <i>Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!</i> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導って、何？ <p>Leaf.1</p> <p>国立教育政策研究所生徒指導研究センター</p>	「絆づくり」と「居場所づくり」  <small>※最新版を、http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf02.pdfから、直接にダウンロードできます。</small> 生徒指導リーフ <i>Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!</i> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「絆づくり」と「居場所づくり」 <p>Leaf.2</p> <p>国立教育政策研究所生徒指導研究センター</p>	発達障害と生徒指導  <small>※最新版を、http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf03.pdfから、直接にダウンロードできます。</small> 生徒指導リーフ <i>Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!</i> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害と生徒指導 <p>Leaf.3</p> <p>国立教育政策研究所生徒指導研究センター</p>
平成24年2月発行		

【特徴】

- ・見開きのA4版2ページに要点を示すことで、短時間で目を通すことができる。
- ・「ワン・ポイント・アドバイス」も参考にできる。
- ・年に4回程度、各3テーマずつ、順次ホームページを通じて発行される。
- ・随时、改訂を行い、常に最新版がダウンロードできる。
- ・シリーズ全体で生徒指導の全体像を理解できる構成になっている。

<Leaf.4~15>

No.	内 容	発行時期
Leaf. 4	いじめアンケート	平成 24 年6月
Leaf. 5	「教育的予防」と「治療的予防」	
Leaf. 6	特別活動と生徒指導	
Leaf. 7	いじめの理解	平成 24 年9月
Leaf. 8	いじめの未然防止 I	
Leaf. 9	いじめの未然防止 II	
Leaf.10	いじめと暴力	平成 25 年1月
Leaf.11	いじめの「認知件数」	
Leaf.12	学校と警察等との連携	
Leaf.13	「学校いじめ防止基本方針」年度当初の確認点	平成 26 年4月
Leaf.14	不登校の予防	
Leaf.15	「中1ギャップ」の真実	
Leaf.16	PDCAのCは「評価」か「点検」か?	平成 27 年3月
Leaf.17	PDCAのPは単なる「計画」か?	
Leaf.18	「自尊感情」? それとも「自己有用感」?	

「生徒指導リーフ増刊号」シリーズ

Leaves.1	Leaves.2
いじめのない学校づくり －『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A－ <p>文部科学省 国立教育政策研究所 National Institute for Educational Policy Research ※最新版を、http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaves1.pdfから、直接にダウンロードできます。</p> <p>生徒指導リーフ 増刊号</p> <p>○ <i>Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!</i></p> <p>いじめのない 学校づくり 「学校いじめ防止基本方針」策定Q & A</p> <p>Leaves.1</p>	いじめのない学校づくり2 －サイクルで進める生徒指導：点検と見直し－ <p>文部科学省 国立教育政策研究所 National Institute for Educational Policy Research ※最新版を、http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaves2.pdfから、直接にダウンロードできます。</p> <p>生徒指導リーフ 増刊号</p> <p>○ <i>Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!</i></p> <p>いじめのない 学校づくり 2 サイクルで進める生徒指導：点検と見直し</p> <p>Leaves.2</p>
生徒指導・進路指導研究センター	生徒指導・進路指導研究センター
平成 25 年 11 月	平成 26 年 6 月

『生徒指導リーフ』及び『生徒指導リーフ増刊号』は、国立教育政策研究所のホームページからダウンロードできます。

生徒指導リーフ

検索

(URL:<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/>)



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

インクルーシブ教育システム 構築支援データベース（インクルDB）

◆ トップページ

▶ 実践事例データベース

▶ 基礎的情報

▶ Q & A

▶ その他関連情報

トップページ

◎ インクルDBについて

本サイトには、大きく2つのコンテンツがあります。

『合理的配慮』実践事例データベース』は、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索するシステム（データベース）です。

『関連情報』では、インクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報を掲載しています。



平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告されました。これを受け、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、インクルーシブ教育システム構築に関する様々な情報を掲載したインクルーシブ教育システム構築支援データベース（略称：インクルDB）を文部科学省の協力を得て、平成25年11月に開設しました。そして、平成26年7月には、新たなコンテンツとして「『合理的配慮』実践事例データベース」を開設しました。

インクルDBは、教育の関係者に向けた理解啓発や具体的なインクルーシブ教育システム構築支援に関する情報を提供することを目的としています。

リンクのお願い

国立特別支援教育総合研究所では、より多くの方々にインクルDBをご利用いただくため、リンクの設定をお願いしております。なお、リンクを設定する際は、国立特別支援教育総合研究所のインクルーシブ教育システム構築支援データベースへのリンクである旨を明記してください。

リンク先URL <http://inclusive.nise.go.jp/>

コンテンツの紹介

インクルDB



「合理的配慮」実践事例データベース

文部科学省では、平成25年度から、各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行う「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施しています。

本研究所では、このモデル事業で得られた事例についてデータベース化を行い、平成26年7月よりWeb上への公表を開始しました。

キーワード検索

検索

【I】対象児童生徒等の障害種 必須
○ and * or
 視覚障害 [3]
 听覚障害 [7]
 知的障害 [9]
 肢体不自由 [5]
 痢疾・身体虚弱 [2]
 言語障害 [1]
 自閉症 [5]
 情緒障害 [5]
 LD(学習障害) [5]
 ADHD(注意欠陥多動性障害) [9]
 全て選択／全て解除

【II】対象児童生徒等の在籍状況等
 幼稚園 [1]
 小学校(通常の学級) [5]
 小学校(通常の学級・通級による指導) [12]
 小学校(特別支援学級) [12]
 中学校(通常の学級) [1]
 中学校(通常の学級・通級による指導) [2]
 中学校(特別支援学級) [2]
 高等学校 [3]
 中等教育学校 [0]
 特別支援学校(幼稚部) [0]
 特別支援学校(小学校) [2]
 特別支援学校(中学校) [1]
 特別支援学校(高等部) [1]

【III】対象児童生徒等の学年
 年少 [1]
 年中 [0]
 年長 [0]
 小1 [3]
 小2 [6]
 小3 [6]
 小4 [7]
 小5 [4]
 小6 [5]
 中1 [2]
 中2 [2]
 中3 [2]
 高1 [0]
 高2 [2]
 高3 [2]

【IV】対象児童生徒等の障害の程度
(学校教育法施行令第22条の3)
 該当 [21]
 非該当 [4]

【V】基礎的環境整備の観点
 基礎① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
 基礎② 重複性のある指導は制約確保
【VI】合理的配慮の観点
 合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

関連情報

1. インクルーシブ教育システムに関する基礎的情報

- (1) 障害者の権利に関する条約への対応（これまでの経緯）
- (2) 関連する法令・施策
- (3) 関係用語の解説

2. インクルーシブ教育システム構築に関するQ&A

- (1) 基本的な考え方
- (2) 学校・地方公共団体向け
- (3) 保護者向け

3. その他

- (1) 障害のある子供の就学に関する手続き
- (2) 早期からの教育相談・支援体制構築事業成果報告書（概要）
- (3) インクルーシブ教育システム構築に関する研究成果
- (4) 障害のある子供の教材・支援機器等に関する情報
- (5) 諸外国における障害のある子供の教育に関する情報
- (6) 文部科学省による実施事業の情報

教育相談等	対象	内容	備考
●盲学校で行う教育相談等			
①早期教育相談	・0歳児～就学前の子供とその保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導（個別の課題への対応） ・見え方の評価 ・グループ指導 ・視覚や手指を活用した遊び ・保護者への相談 等 	月1回程度
②通常の教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・見えにくさのある子供とその保護者 ・在籍校担任 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・見えにくさによる生活や学習、職場での困難や進路についての相談 等 	随時
③通級指導教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級に在籍する小・中学生 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の改善・克服に必要な特別の指導 ・弱視レンズや学習用具の使い方の練習 ・文字を丁寧に書く練習 等 	週1時間程度
④定期学習相談	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室に通うことが難しい小・中学生 ・特別支援学級に在籍する小・中学生 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の改善・克服に必要な特別の指導 ・弱視レンズや学習用具の使い方 ・手指の操作 等 	月1回程度
●県内各地で行う教育相談等			
⑤早期教育相談 サテライト教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児～就学前の子供とその保護者 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚や手指を活用した遊び ・保護者への相談 等 	月2回程度
⑥地域巡回教育 相談	<ul style="list-style-type: none"> ・見えにくさに関する支援を必要とする子供や大人 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な補助具の展示 ・本人や保護者等への相談 ・文字などを丁寧に書く練習 等 	年1回 (夏季休業中)

★詳しくは、県立盲学校にお問い合わせください。（3ページの「県内の特別支援学校配置図」参照）

教育相談等	対象	内容	備考
●聾学校行う教育相談			
①早期教育相談 	・0歳児～就学前の子供とその保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導(個別の課題への対応) 聴力測定、親子遊び、懇談 ・グループ指導※ 歌・音遊び、遊び、おやつ、絵本、懇談等 ・保護者への相談等 	週1回～月1回程度
②通常の教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・聞こえにくさのある子供とその保護者 ・在籍校の担任等 	<ul style="list-style-type: none"> ・聞こえにくさによる生活や学習上の困難についての相談 	随時
③通級指導教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級に在籍する小・中学生 (難聴学級、ことばの教室、知的障害特別支援学級等に在籍している小・中学生以外) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の通常の学級で授業を受けつつ、障害の改善・克服に必要な特別の指導を行います。 <p>※特別支援学級に在籍している場合でも、児童の障害を改善・克服する上で聾学校の教育相談を定期的に受けすることが望ましい場合、在籍校から依頼を受け「定期教育相談」として指導・相談を行っています。</p>	週1～2回程度
●県内各地で行う教育相談			
④早期教育相談 サテライト教室 	・0歳児～就学前の子供とその保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・聾学校から遠隔地に住む聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対して、サテライト教室において継続的な相談・支援を行います。 <p>※開設場所については、聾学校に問い合わせください。</p>	月2回程度
⑤巡回相談	・在籍校の担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・聞こえにくさによる生活や学習に対する支援について相談に応じます。 	随時

★詳しくは、県立水戸聾学校または県立霞ヶ浦聾学校へお問い合わせください。

(3ページの「県内の特別支援学校配置図」参照)

※早期教育相談のグループ指導：同年齢の子供やその保護者とのかかわりを通した支援

キャリア教育と職業教育は、同義ではありません。また、キャリア教育と進路指導には対象とする期間に差があります。

キャリア教育とは	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達※を促す教育
職業教育とは	一定又は特定の職業に従事するため必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育
進路指導とは	子供が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう指導・援助すること

職業教育は、具体的な職業に関する教育を通して行われるもので、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する上で極めて有効な教育とされています。

キャリア教育は、さまざまな教育活動の中で実施されるものであり、この中に職業教育も含まれています。

進路指導は、定義や概念においてはキャリア教育と大きな差異は見られず、進路指導の取組はキャリア教育の中核をなすとされています。また、進路指導のねらいもキャリア教育の目指すところとほぼ同じです。



(厚生労働省委託事業 平成23年度キャリア教育専門人材養成事業 中学校におけるキャリア教育実践講習? キャリア・コンサルティングの理念・手法を活用し、学校現場におけるキャリア形成支援を担う人材を育成? より 抜粋して作成)

※キャリア発達

学校生活や家庭生活、地域生活などの様々な社会の中で、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程をいいます。

キャリア教育は高等学校段階や卒業時だけでなく、小学校段階から一人一人の発達段階やライフステージに合わせて体系的に取り組むことが大切です。

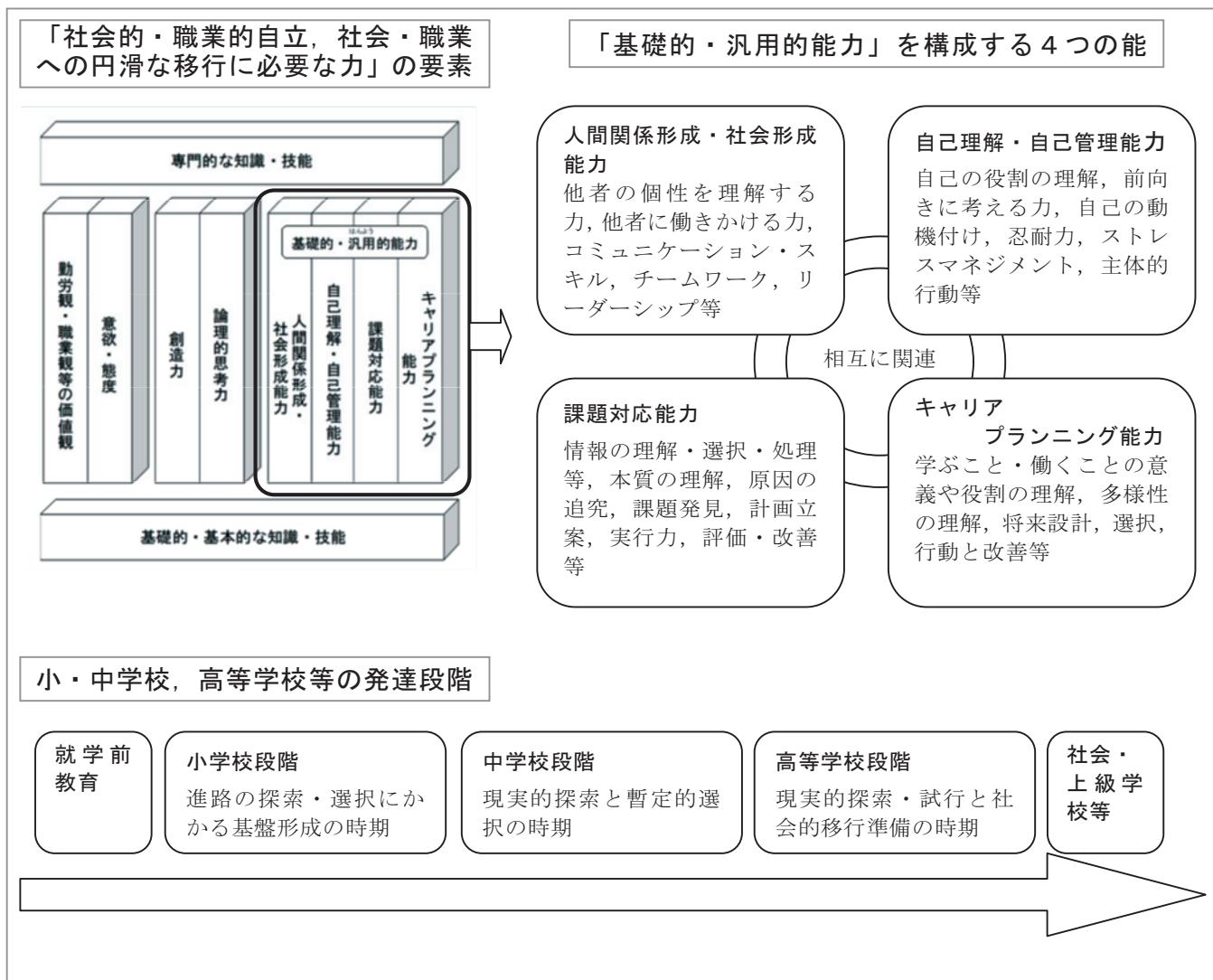
1 キャリア教育によって育成する力とは？

キャリア教育は、子供たち一人一人がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目指します。特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践されるものです。

2 主としてキャリア教育によって育成する能力とは？

読み書き計算などの基本的な知識・技能や、意欲・態度等のほか、「分野や職種にかかわらず、社会的・職業的な自立に向けて必要な基盤となる能力」を4つに整理したものとして、

「基礎的・汎用的能力」があげられます。子供の発達段階や、ライフステージに応じた発達課題を参考に、各校の特色を生かした系統性のある取り組みが必要です。



小学校段階でのキャリア発達課題

- キャリア発達段階 ⇒進路の探索・選択にかかる基盤形成の時期
- キャリア発達課題
 - ・自己及び他者への積極的関心の形成・発展
 - ・身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上
 - ・夢や希望、憧れる自己のイメージの獲得
 - ・勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の育成

各学年におけるキャリア発達課題の例

低学年	中学年	高学年
①小学校生活に適応する。 ②身のまわりの事象への関心を高める。 ③自分の好きなことを見つけて、のびのびと活動する。	①友だちと協力して活動する中でかかわりを深める。 ②自分の持ち味を發揮し、役割を自覚する。	①自分の役割や責任を果たし、役立つ喜びを体得する。 ②集団の中で自己を生かす。

(文部科学省『小学校キャリア教育の手引 改訂版』(平成23年5月)より抜粋)

中学校段階でのキャリア発達課題

- キャリア発達段階 ⇒現実的探索と暫定的選択の時期
- キャリア発達課題
 - ・肯定的自己理解と自己有用感の獲得
 - ・興味・関心等に基づく勤労観・職業観の形成
 - ・進路計画の立案と暫定的選択
 - ・生き方や進路に関する現実的探索

各学年におけるキャリア発達課題の例

1年生	2年生	3年生
・自分の良さや個性が分かる。 ・自己と他者の違いに気付き、尊重しようとする。 ・集団の一員としての役割を理解し、それを果たそうとする。 ・将来に対する漠然とした夢やあこがれを抱く。	・自分の言動が他者に及ぼす影響について理解する。 ・社会の一員としての自覚が芽生えるとともに、社会や大人を客観的にとらえる。 ・将来への夢を達成するまでの現実の問題に直面し、模索する。	・自己と他者の個性を尊重し、人間関係を円滑に進める。 ・社会の一員としての参加には義務と責任が伴うことを理解する。 ・将来設計を達成するための困難を理解し、それを克服するための努力に向かう。

(文部科学省『中学校キャリア教育の手引』(平成23年3月)より抜粋)

高等学校段階でのキャリア発達課題

- キャリア発達段階 ⇒現実的探索・試行と社会的移行準備の時期
- キャリア発達課題
 - ・自己理解の深化と自己受容
 - ・選択基準としての勤労観、職業観の確立
 - ・将来設計の立案と社会的移行の準備
 - ・進路の現実吟味と試行的参加

高等学校段階におけるキャリア発達課題の例

入学から在学期間半ば頃まで	在学期間半ば頃から卒業を間近にする頃まで
・新しい環境に適応するとともに他者との望ましい人間関係を構築する。 ・新たな環境の中で自らの役割を自覚し、積極的に役割を果たす。 ・学習活動を通して自らの勤労観、職業観について価値観の形成を図る。 ・様々な情報を収集し、それに基づいて自分の将来について暫定的に決定する。 ・進路希望を実現するための諸条件や課題を理解し、検討する。 ・将来設計を立案し、今取り組むべき学習や活動を理解し実行に移す。	・他者の価値観や個性を理解し、自分との差異を認めつつ受容する。 ・卒業後の進路について多面的・多角的に情報を集め、検討する。 ・自分の能力・適性を的確に判断し、自らの将来設計に基づいて、高校卒業後の進路について決定する。 ・進路実現のために今取り組むべき課題は何かを考え、実行に移す。 ・理想と現実との葛藤や経験等を通して、様々な困難を克服するスキルを身に付ける。

(文部科学省『高等学校キャリア教育の手引』(平成23年3月)より抜粋)

資料8

茨城県内の障害者の就労状況 【職種、雇用形態、離職等】

1 障害種別の職業紹介状況 (平成25年度)

障害種別	新規求職申込件数(件)	就職件数(件)	就職率(%)
身体障害者	1,127	475	42.1
知的障害者	624	397	63.6
精神障害者	1,221	625	51.2
その他の障害者 (発達障害者、高次脳機能障害者、難治性疾患患者等)	92	29	31.5

「平成25年度・ハローワークを通じた障害者の職業紹介状況等」(平成26年5月14日、茨城労働局)より抜粋

2 産業種別の就職状況 (平成25年度)

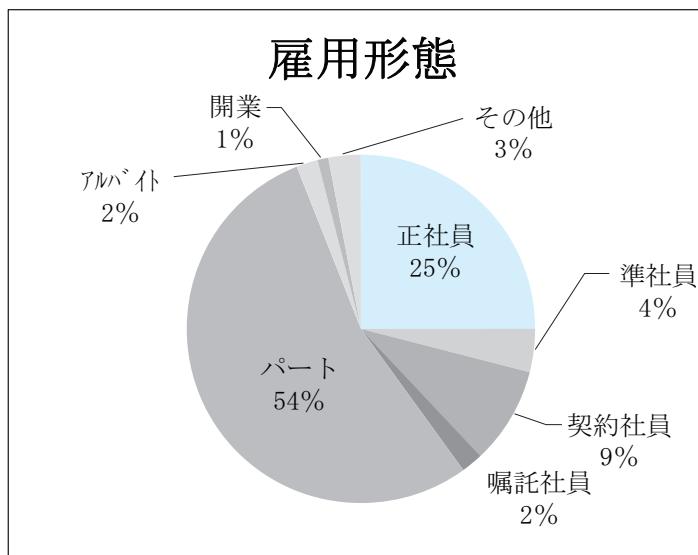
産業種別	件数(件)	就職率(%)	産業種別	件数(件)	就職率(%)
①医療・福祉	320	21.0	⑦公務・その他	56	3.7
②製造業	310	20.3	⑧建設業	45	2.9
③卸売・小売業	282	18.5	⑨学術研究・専門・技術サービス業	42	2.7
④サービス業	138	9.0	⑩生活関連・娯楽業	36	2.4
⑤運輸・郵便業	97	6.3	⑪農林漁業	36	2.4
⑥宿泊・飲食サービス業	61	4.0	⑫教育・学習支援業	33	2.2

※就職率が、2%以上のものについて記載

「平成25年度・ハローワークを通じた障害者の職業紹介状況等」(平成26年5月14日、茨城労働局)より抜粋

3 雇用形態と離職率

(1) 雇用形態



(2) 縮職率とその理由

①縮職率 8.3%

(平成25年度からの過去3年平均)

②縮職した主たる理由

(平成25年度からの過去3年平均)

- ・人間関係の悪化
- ・勤労意欲の低下
- ・生活の乱れ

上記の3つの理由が、過去の調査でも大きな割合を占めている。特に、「人間関係の悪化」による縮職が年々増えている。

「平成25年度卒業生の進路に関する報告～茨城県内特別支援学校及び中学校特別支援学級卒業生の実態調査～」

(茨城県特別支援学校進路指導研究協議会・茨城県教育研究会特別支援教育研究部)より抜粋

障害者の雇用を支援する法律の主なものとして、**障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）**があります。

1 目的

障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図る。

2 主な内容

事業主に対する措置	雇用義務制度 事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用を義務付ける	○民間企業 2. 0 % ○国、地方公共団体、特殊法人等 2. 3 % ○都道府県等の教育委員会 2. 2 %
	納付金制度 障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る	○障害者雇用納付金（雇用率未達成事業主） 不足 1 人 月額 5 万円徴収 ○障害者雇用調整金（雇用率達成事業主） 超過 1 人 月額 2 万 7 千円支給 (適用対象：いずれも常用労働者 200 人超)
障害者本人に対する措置	各種助成金 障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給	○障害者作業施設設置等助成金 ○障害者介助等助成金 等
	職業リハビリテーションの実施 地域の就労支援関係機関において障害者の職業生活における自立を支援（福祉施設との有機的な連携を図りつつ推進）	○ハローワーク 障害の態様や適性、希望職種等に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等 ○地域障害者職業センター 専門的な職業リハビリテーションサービスの実施（職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等） ○障害者就業・生活支援センター 就業・生活両面にわたる相談・支援

※詳しくは、厚生労働省の以下のホームページを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/01.pdf>

参考文献・資料

第1章・第2章

- 1) 文部科学省；生徒指導提要，教育図書（株），2010年
- 2) 文部科学省；「特別支援教育支援員」を活用するために，2007年
- 3) （独）国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター；生徒指導リーフ Leaf. 2（絆づくり・居場所づくり），Leaf. 3（発達障害と生徒指導），2012年
- 4) 文部科学省中央教育審議会初等中等教育部会；共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進（報告），2012年
- 5) 茨城県教育委員会；特別支援教育リーフレット「みんなとともに 2014」，2014年
- 6) 茨城県教育委員会；特別支援教育支援員のためのサポートマニュアル，2012年
- 7) 秋田県総合教育センター；学校担任と特別支援教育支援員の応援サポートブック，2011年
- 8) 上野一彦，月森久江；ケース別 発達障害のある子へのサポート実例集 小学校編，ナツメ社，2010年
- 9) 東京都日野市公立小中学校全教師・教育委員会，小貫悟；通常学級での特別支援教育のスタンダード，東京書籍，2010年

第3章

1 見えにくさのある子供への支援

- 10) 青柳まゆみ他；視覚障害教育入門，ジアース教育新社，2012年
- 11) 全国盲学校長会；視覚障害教育入門Q & A—確かな専門性と真剣な授業の展開のために—，ジアース教育新社，2000年
- 12) 香川邦夫；小・中学校における視力の弱い子どもの学習支援—通常の学級を担当される先生のために，教育出版，2009年
- 13) 大川原潔他；視力の弱い子どもの理解と支援，教育出版，1999年
- 14) 彼方始；考え方学校のカラーユニバーサルデザイン，教育出版，2013年

2 聞こえにくさのある子供への支援

- 15) （独）国立特別支援教育総合研究所；軽度・中等度難聴児の指導・支援のために—軽度・中等度難聴児をはじめて担当される先生へ—，2011年

- 16) 茨城県立水戸聾学校；聴覚障害児のためのサポートブック，2011年
- 17) 茨城県立霞ヶ浦聾学校；聞こえにくい子のためのサポートブック，2012年
- 18) 千葉県立千葉聾学校・きこえことばの相談支援センター；きこえにくい子のためのサポートブック改訂版，2014年
- 19) 千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会（うさぎねっと）；きこえにくい子のためのサポートブックきこえのQ&A，2014年
- 20) 白井一夫・小網輝夫・佐藤弥生；難聴児・生徒理解ハンドブック通常の学級で教える先生へ，学苑社，2009年

3 発達障害等や知的発達に遅れのある子供への支援

- 21) 茨城県教育研修センター；「特別支援学級スタート応援ブック授業づくり編」，茨城県教育研修センター，2013年
- 22) 長崎県教育センター；特別支援教育理解推進ガイドブック 気になる子どもを支援する先生のために～教育相談Q&A～，2006年
- 23) 日立市教育研究所；研究報告書第161号 子どもサポートブック こんな子いませんか？～今からしたいアプローチ～，2013年
- 24) 月森久江編；教室でできる特別支援教育のアイデア 172・小学校編，図書文化，2005年
- 25) 月森久江編；教室でできる特別支援教育のアイデア 中学校編，図書文化，2006年

4 肢体不自由や病気、心のケアが必要な子供への支援

- 26) 神奈川県教育委員会；支援を必要とする児童生徒の体育指導の参考，2007年

5 安全で適切な食事をするための支援

- 27) 茨城県教育委員会；食事指導ガイドブック～安全で楽しい食事をするために～，2014年
- 28) 中島知夏子；摂食育コミュニケーション食べる指導の実践，出版・編集プロダクションオフィス SAKUTA，2009年
- 29) 徳田克巳監修；具体的な対応がわかる気になる子の偏食—発達障害児の食事指導の工夫と配慮一，チャイルド本社，2014年

6 卒業後に向けた支援

- 30) 文部科学省中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会；今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申），2011年

- 31) 平成 23 年度キャリア教育専門人材養成事業（厚生労働省委託事業）中学校におけるキャリア教育実践講習? キャリア・コンサルティングの理念・手法を活用し、学校現場におけるキャリア形成支援を担う人材を育成? , 2011 年
- 32) 文部科学省 ; 小学校キャリア教育の手引・改訂版, 2011 年
- 33) 文部科学省 ; 中学校キャリア教育の手引, 2011 年
- 34) 文部科学省 ; 高等学校キャリア教育の手引, 2011 年
- 35) 茨城県教育庁特別支援教育課 ; 特別支援学校生（発達障害等）を対象としたデュアルシステム型現場実習の手引き, 2012 年
- 36) 岡山県教育委員会 ; キャリア教育のすすめ, 2013 年
- 37) 山口県教育委員会 ; 特別支援教育 就労をめざして～一人ひとりの自立・社会参加に向けて～, 2010 年
- 38) 横浜市教育委員会 ; 自閉症にやさしいまち横浜・自閉症教育の手引き～認めよう、見つめよう、育もう 2 ～, 2014 年
- 39) 一般社団法人日本発達障害ネットワーク編 ; 新版・発達障害児のための支援制度ガイドブック, 有限会社唯学書房, 2013 年

7 まわりの子供への支援

- 40) 徳田克己・水野智美編 ; 障害理解 心のバリアフリーの理論と実践, 誠信書房, 2005 年
- 41) 学習研究社 ; 実践障害児教育 11 月号, 2006 年
- 42) 平田悠紀乃・林安紀子・橋本創一 ; 小学校通常学級の特別支援教育の実践における周囲児の障害理解促進に関する研究, 東京学芸大学紀要 総合教育科学系 64(2), 2013 年
- 43) 川合紀宗・深山翔平 ; 小学校における障害理解教育の在り方に関する研究—通常学級における障害告知の実態把握調査を通して—, 広島大学大学院教育学研究紀要 第一部 第 60 号, 2011 年

8 家庭との連携、保護者との信頼関係づくり

- 44) 茨城県教育委員会 ; 障害のある子供のための就学事務の手引き, 2014 年
- 45) 大阪府教育センター教育相談室 ; 保護者とのかかわりハンドブック～保護者との適切なかかわりのために（平成 20 年度普及版）, 2008 年
- 46) 長崎県教育センター ; 気になる子どもたちシリーズ 4 LD, ADHD, 高機能自閉症等の理解と支援に向けて 保護者の気持ちに寄り添う教育相談
- 47) 吉本裕子編 ; <特別支援教育>ケースで学ぶ！保護者とのいい関係づくり, 明治図書, 2011 年

参考文献・資料

第1章・第2章

- 1) 文部科学省；生徒指導提要，教育図書（株），2010年
- 2) 文部科学省；「特別支援教育支援員」を活用するために，2007年
- 3) （独）国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター；生徒指導リーフ Leaf. 2（絆づくり・居場所づくり），Leaf. 3（発達障害と生徒指導），2012年
- 4) 文部科学省中央教育審議会初等中等教育部会；共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進（報告），2012年
- 5) 茨城県教育委員会；特別支援教育リーフレット「みんなとともに 2014」，2014年
- 6) 茨城県教育委員会；特別支援教育支援員のためのサポートマニュアル，2012年
- 7) 秋田県総合教育センター；学校担任と特別支援教育支援員の応援サポートブック，2011年
- 8) 上野一彦，月森久江；ケース別 発達障害のある子へのサポート実例集 小学校編，ナツメ社，2010年
- 9) 東京都日野市公立小中学校全教師・教育委員会，小貫悟；通常学級での特別支援教育のスタンダード，東京書籍，2010年

第3章

1 見えにくさのある子供への支援

- 10) 青柳まゆみ他；視覚障害教育入門，ジアース教育新社，2012年
- 11) 全国盲学校長会；視覚障害教育入門Q & A—確かな専門性と真剣な授業の展開のために—，ジアース教育新社，2000年
- 12) 香川邦夫；小・中学校における視力の弱い子どもの学習支援—通常の学級を担当される先生のために，教育出版，2009年
- 13) 大川原潔他；視力の弱い子どもの理解と支援，教育出版，1999年
- 14) 彼方始；考え方学校のカラーユニバーサルデザイン，教育出版，2013年

2 聞こえにくさのある子供への支援

- 15) （独）国立特別支援教育総合研究所；軽度・中等度難聴児の指導・支援のために—軽度・中等度難聴児をはじめて担当される先生へ—，2011年

- 16) 茨城県立水戸聾学校；聴覚障害児のためのサポートブック，2011年
- 17) 茨城県立霞ヶ浦聾学校；聞こえにくい子のためのサポートブック，2012年
- 18) 千葉県立千葉聾学校・きこえことばの相談支援センター；きこえにくい子のためのサポートブック改訂版，2014年
- 19) 千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会（うさぎねっと）；きこえにくい子のためのサポートブックきこえのQ&A，2014年
- 20) 白井一夫・小網輝夫・佐藤弥生；難聴児・生徒理解ハンドブック通常の学級で教える先生へ，学苑社，2009年

3 発達障害等や知的発達に遅れのある子供への支援

- 21) 茨城県教育研修センター；「特別支援学級スタート応援ブック授業づくり編」，茨城県教育研修センター，2013年
- 22) 長崎県教育センター；特別支援教育理解推進ガイドブック 気になる子どもを支援する先生のために～教育相談Q&A～，2006年
- 23) 日立市教育研究所；研究報告書第161号 子どもサポートブック こんな子いませんか？～今からしたいアプローチ～，2013年
- 24) 月森久江編；教室でできる特別支援教育のアイデア 172・小学校編，図書文化，2005年
- 25) 月森久江編；教室でできる特別支援教育のアイデア 中学校編，図書文化，2006年

4 肢体不自由や病気、心のケアが必要な子供への支援

- 26) 神奈川県教育委員会；支援を必要とする児童生徒の体育指導の参考，2007年

5 安全で適切な食事をするための支援

- 27) 茨城県教育委員会；食事指導ガイドブック～安全で楽しい食事をするために～，2014年
- 28) 中島知夏子；摂食育コミュニケーション食べる指導の実践，出版・編集プロダクションオフィス SAKUTA，2009年
- 29) 徳田克巳監修；具体的な対応がわかる気になる子の偏食—発達障害児の食事指導の工夫と配慮一，チャイルド本社，2014年

6 卒業後に向けた支援

- 30) 文部科学省中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会；今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申），2011年

- 31) 平成 23 年度キャリア教育専門人材養成事業（厚生労働省委託事業）中学校におけるキャリア教育実践講習? キャリア・コンサルティングの理念・手法を活用し、学校現場におけるキャリア形成支援を担う人材を育成? , 2011 年
- 32) 文部科学省 ; 小学校キャリア教育の手引・改訂版, 2011 年
- 33) 文部科学省 ; 中学校キャリア教育の手引, 2011 年
- 34) 文部科学省 ; 高等学校キャリア教育の手引, 2011 年
- 35) 茨城県教育庁特別支援教育課 ; 特別支援学校生（発達障害等）を対象としたデュアルシステム型現場実習の手引き, 2012 年
- 36) 岡山県教育委員会 ; キャリア教育のすすめ, 2013 年
- 37) 山口県教育委員会 ; 特別支援教育 就労をめざして～一人ひとりの自立・社会参加に向けて～, 2010 年
- 38) 横浜市教育委員会 ; 自閉症にやさしいまち横浜・自閉症教育の手引き～認めよう、見つめよう、育もう 2 ～, 2014 年
- 39) 一般社団法人日本発達障害ネットワーク編 ; 新版・発達障害児のための支援制度ガイドブック, 有限会社唯学書房, 2013 年

7 まわりの子供への支援

- 40) 徳田克己・水野智美編 ; 障害理解 心のバリアフリーの理論と実践, 誠信書房, 2005 年
- 41) 学習研究社 ; 実践障害児教育 11 月号, 2006 年
- 42) 平田悠紀乃・林安紀子・橋本創一 ; 小学校通常学級の特別支援教育の実践における周囲児の障害理解促進に関する研究, 東京学芸大学紀要 総合教育科学系 64(2), 2013 年
- 43) 川合紀宗・深山翔平 ; 小学校における障害理解教育の在り方に関する研究—通常学級における障害告知の実態把握調査を通して—, 広島大学大学院教育学研究紀要 第一部 第 60 号, 2011 年

8 家庭との連携、保護者との信頼関係づくり

- 44) 茨城県教育委員会 ; 障害のある子供のための就学事務の手引き, 2014 年
- 45) 大阪府教育センター教育相談室 ; 保護者とのかかわりハンドブック～保護者との適切なかかわりのために（平成 20 年度普及版）, 2008 年
- 46) 長崎県教育センター ; 気になる子どもたちシリーズ 4 LD, ADHD, 高機能自閉症等の理解と支援に向けて 保護者の気持ちに寄り添う教育相談
- 47) 吉本裕子編 ; <特別支援教育>ケースで学ぶ！保護者とのいい関係づくり, 明治図書, 2011 年

平成 26 年度特別支援学校機能強化事業（文部科学省委託事業）
『特別な教育的支援を必要とする子供へのサポートブック』作成委員等

1 スーパーバイザー

茨城大学教育学部	准教	授師	勝二 博亮
日本大学松戸歯学部	講		三田村 佐智代

2 作成（編集）委員

茨城県立盲学校	教諭	八巻 恵美	益裕吾
茨城県立水戸聾学校	教諭	野村 裕子	美子
茨城県立霞ヶ浦聾学校	教諭	伊藤 慎祥	吾子
茨城県立北茨城特別支援学校	教諭	石田 祥洋	子
茨城県立水戸特別支援学校	教諭	鈴木 広美	子
茨城県立水戸飯富特別支援学校	教諭	鈴木 美智子	子
茨城県立水戸高等特別支援学校	教諭	野崎 智尋	子
茨城県立友部特別支援学校	教諭	森 和志	恵子
茨城県立友部東特別支援学校	教諭	武井 和子	和志
茨城県立内原特別支援学校	教諭	川又 和子	和子
茨城県立勝田特別支援学校	教諭	三沢 博樹	樹
茨城県立大子特別支援学校	教諭	木崎 志津夫	志津夫
茨城県立鹿島特別支援学校	教諭	永盛 好和	好和
茨城県立土浦特別支援学校	教諭	金田 貴子	貴子
茨城県立美浦特別支援学校	教諭	糸川 雅和	雅和
茨城県立伊奈特別支援学校	教諭	菅野 真美	真美
茨城県立つくば特別支援学校	教諭	廣田 彦彦	彦彦
茨城県立下妻特別支援学校	教諭	平野 邦代	邦代
茨城県立結城特別支援学校	教諭	澤田 拓哉	拓哉
茨城県立協和特別支援学校	教諭	多比良 邦子	邦子
茨城県立境特別支援学校	教諭	串 多比良	多比良
茨城県水戸教育事務所	指導	斎須 昌彦	昌彦
茨城県県北教育事務所	指導	瀬尾 久依	久依
茨城県鹿行教育事務所	指導	塙 久栄	久栄

3 事務局

茨城県教育庁特別支援教育課	参事兼課長	石崎 千恵子	石崎 千恵子
茨城県教育庁特別支援教育課	課長補佐（総括）	渥塚 吉尋	渥塚 吉尋
茨城県教育庁特別支援教育課	課長補佐（指導）	白土 良子	白土 良子
茨城県教育庁特別支援教育課	主任指導主事	鏑木 治	鏑木 治
茨城県教育庁特別支援教育課	指導主事	渡部 史道	渡部 史道
茨城県教育庁特別支援教育課	指導主事	友部 夫久	友部 夫久
茨城県教育庁特別支援教育課	指導主事	新堀 隆久	新堀 隆久
茨城県教育庁特別支援教育課	指導主事	小沼 博義	小沼 博義
茨城県教育庁特別支援教育課	指導主事	米川 二三江	米川 二三江
茨城県教育庁特別支援教育課	指導主事	岡田 奈奈	岡田 奈奈

特別な教育的支援を必要とする子供へのサポートブック

発 行 日 平成 27 年 3 月

発 行 者 茨城県教育厅特別支援教育課

企画・編集 平成 26 年度特別支援学校機能強化事業
(文部科学省委託事業)
サポートブック作成委員会

＜お問い合わせ先＞

茨城県教育厅特別支援教育課 指導担当

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029(301)5280

FAX 029(301)5289

E-mail tokukyo@pref.ibaraki.lg.jp

